

淳仁天皇

淡路廢帝明治三年に、淳仁天皇の諡號を上り給ひし。

崇徳天皇

讃岐院

後鳥羽天皇

隱岐院

土御門天皇

阿波院

順徳天皇

佐渡院

仲恭天皇

九條廢帝明治三年に、仲恭天皇の諡號を上り給ひし。

これ等は、御不幸の御有様にておはしまし、國名または御在所名によりて、別號を稱し奉りしものなり。

崩御の先帝に對して、未だ諡號有らざる間、これを大行天皇と敬稱し奉ること、は、近く明治天皇の御實例によりて、世人のよく知れる所なりとす。この稱亦支那より出でたり。文獻通考には、大行之稱、起於漢氏とありて、この稱漢代より始れりとなすが如しと雖も、史記の李斯傳に、始皇巡狩の途に崩じ、趙高、胡亥に即位を勧めたる時、胡亥これへて、今大行未發、喪禮未終云々といへりし由見えたれば、この稱既に秦代より行はれてありしやも、亦知るべからず。大行の名

大行天皇

義に就いては、史記の服虔の注に、天子死未_レ有_レ諡、稱_二大行_一、といひ、おなじき如淳の注に、不_レ反之辭也と見え、また通典に引ける風俗通に、天命有_レ終、往而不返、故曰_二大行_一ともあれば、行きて返り給はぬ先帝を悼みて、この稱を用ひたりしこと明かなり。

我が國にて、大行天皇の稱を用ひられたるは、持統天皇の時よりの事なるが如し。日本書紀持統天皇三年の祭に、相告_二大行_一、天皇喪云々と見えたり。これは先帝天武天皇を稱し奉りしなり。かくて奈良朝以來、崩後の先帝を稱するに大行天皇の稱を用ひしこと、萬葉集をはじめ、國史にその徵證多し。近く弘化三年に、仁孝天皇の崩御あらせられし時にも、また慶應三年に、孝明天皇の崩御あらせられし時にも、追而被_レ奉_二御諡號_一、迄、被_レ稱_二大行天皇_一旨を仰せ出され、また明治天皇の崩御あらせられたる後にも、明治天皇の御追號治定あらせらるゝ迄は、大行天皇の稱呼を用ひ給へることは、吾れ等國民一般の記憶に新たなる所なり。吾人は茲に追尊天皇に就いて附記しかざるべからず。追尊天皇とは、天皇の位に即き給ひしことなき皇子・親王に對して、その薨後に天皇の號を上られた

追尊天皇

るをいふ。こは、多くは、天皇の、その御生父に對する御追孝より出でたるものなり。草壁皇子は天武天皇の皇太子にして文武天皇の御父なり。淳仁天皇の天平寶字二年に、勅して岡宮御宇天皇の尊號を追崇したまへり。草壁皇子を、また長岡天皇とも追號すること、史に多く見えたり。舍人親王も亦天武天皇の皇子にして淳仁天皇の御父なり。淳仁天皇の天平寶字三年、詔して崇道盡敬皇帝と追稱したまへり。また、施基親王は天智天皇の皇子にして光仁天皇の御生父なり。光仁天皇の寶龜元年に至りて、御春日宮天皇と追尊したまへり。この親王をまた田原天皇とも追號すること、史に多く見えたり。また、近く明治天皇の明治十七年に至りて、光格天皇の御生父故一品典仁親王に對して、太上天皇の尊號を御追贈相成り、慶光天皇と御諡を上られたるは、亦皇祖御追孝の叡旨に出でたるものなり。これ等は、いづれも御追孝より出でたるものなれども、桓武天皇の時に、故の皇太子早良親王を追尊して崇道天皇と稱せられたるは、全くその靈崇を畏れたまへるに依れるものなり。早良親王は光仁天皇の第二子にして、天應元年桓武天皇の皇太子に立ち給へり。既にして、朝廷を傾け奉らむとするの

岡宮御宇天皇・長岡天皇

崇道盡敬皇帝

春日宮天皇・田原天皇

慶光天皇

崇道天皇

謀有りたりとの事にて、廢せられ、淡路國に配せられ給ひしが、途にして薨じ給ひしを、淡路に移して之を葬り奉りぬ。その後、皇太子疾有り、これをトふに廢太子の祟に因るとありしかば、朝廷、使を淡路國に遣して其の靈に謝し、次いで延暦十九年に至りて、詔して早良親王を崇道天皇と追尊し、その墓を山陵と稱せしめたまふ事とせられたり。

なほ、既に第二章第二節において記したるが如く、天皇の御生父たる親王に對して、これを尊みて太上天皇の尊號を上りたまひ、或はまた、其の薨後にこれを追尊して太上天皇の尊號を上り給へる場合に於いても、隨つて院號のことも亦これ有りたるなり。即ち、後堀河天皇は、承久三年八月、その御生父入道守貞親王に太上天皇の尊號を上りたまひて、後高倉院の御號あり、愚管抄には、これを評して、日本國に此例いまだなきにやといへり。この後、後花園天皇の時に至りて、文安四年十一月、またその御生父入道貞成親王に太上天皇の尊號を上りたまひしが、かくれ給ひて後、後崇光院の院號ありき。また後陽成天皇も、御生父誠仁親王の薨後、太上天皇の尊號を贈りたまひて、陽光院の院號ありき。これ等の

後高倉院

後崇光院

陽光院

例は、前述の追尊天皇の例と、稍異なるが如くなるも、崇道天皇の一例の外は、その根本に於いては、彼此ともに相おなじきものと申し奉るべきか。

第二節 大 喪

現代の制度

大 喪

諒 闇

大喪には皇族・臣民喪を服す

皇太子・皇太子妃以下皇族薨去の場合に於ける臣民の服喪

現代の制度において大喪と稱するは、天皇、大行天皇、太皇太后、皇太后、皇后の喪に丁りたまふをいふ。大行天皇および皇太后の爲めには、一年の喪を服したまひ、太皇太后の爲めには、百五十日の喪を服したまふ事、その規定あり。また、大行天皇および皇太后の爲めにしたまふ大喪を諒闇と稱し、皇妣たる太皇太后の爲めにしたまふ大喪も亦、これに同じ。而して、大喪に關する事項は、宮内大臣これを公告し、すべて大喪には、皇族および臣民は喪を服するものとす。但し、神祇に奉仕する職員は、この限にあらず。皇室服喪令第十五條、第十九條乃至第二十二條皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃の薨去の場合に於いては、その日より三日間、れよび喪儀を行はせたまふ當日、臣民は喪を服す。但し七歳未満の殤の場合は、

服 喪

この限に在らずとす。また、親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王、國葬の場合に於いては、喪儀を行はせたまふ當日、臣民は喪を服す。皇室服喪令第十六條大喪および宮中喪の期間に於ける喪服に就きては、皇室喪服規程その他に、委しき規程を定められたり。而して、これ等の規程に定められたるもの、外に於いて、大喪第一期中の喪章に就いては、明治天皇の御大喪中、左の如くに之を定められたり。すべて一年の喪は之を三期に分ち、第一期・第二期は各、五十日とし、残る日數を以て第三期となす

和 服 衣服の左胸に蝶形結の黒布を附す。

洋 服 左腕に黒布を纏ふ。

そもそも天皇の服喪に就きては、大寶・養老令の中の喪葬令に、既にその規定あり。凡て天皇、本服二等以上の親れよび外祖父母の喪に遭ひたまふ時は、錫紵シツクシヨを服し給ふ。錫紵は淺黒色の細布なり。その外、本服四等以上の親の爲めには、帛衣を除きて用ひたまはず。三位以上の職事官、れよび散一位の諸臣の喪に於けるも亦同じ。また、廢朝の事ありて、親疎貴賤に従ひて、三日または一日なり。而して、

令制に於ける天皇服喪の規定

天皇服喪の中に、特に重きものを諒闇となす。諒闇は或は亮陰とも諒陰とも、或は亮闇とも書けり。また實に支那古來の稱呼に出でたるものにして、この語はやく尙書無逸篇に、般高宗の事を叙べて、亮陰三年不言、と見えたり。蓋し、諒闇は信默の意にして、謹慎の謂なり。わが國史に諒闇の文字の始めて見えたるは、綏靖紀に「諒闇之際」とあるを以て初めとなす。オモヒは思なり。夫れ人、不幸にして君主父母を失ひ、或は妻子兄弟等を失ふこと有らんか、誰か哀傷悲痛して、思慕追悼の情の切なることこれより甚しきもの有らむや。天皇の諒闇を、我が古語に、「みおもひ」(御思)または「みものおもひ」(御物思)といへる所以も、蓋し亦全くこの點にありと謂ふも不可なきに似たり。古へは、喪を「おもひ」とも云へること、古今集の哀傷の部に、母が思ひにてよめる云々と見え、詞花集の雜の部に、子のおもひに侍りける比云々と見えたるなど、にても知らる。天皇の皇考の爲めに諒闇を行ひたまひし例は、たとへば桓武天皇の光仁天皇に於ける、朱雀天皇の醍醐天皇に於けるが如きこれなり。その皇妣の爲めに行ひたまひしは、例へば村上天皇の母后藤原穩子に於ける、後奈良天皇の御生母藤原藤子に於ける

が如きこれなり。その皇祖父の爲めにしたまひしは、例へば後鳥羽天皇の後白河天皇に於ける、後陽成天皇の正親町天皇に於けるが如きこれなり。その皇祖母の爲めにしたまひしは、例へば、孝謙天皇の文武天皇の後藤原宮子娘の爲めにしたまひしが如きこれなり。また、御養父の爲めに行ひ給ひしもあり。仁明天皇の淳和天皇に於ける、後花園天皇の後小松天皇に於けるが如きこれなり。御准母の爲めに行ひ給ひしもあり。靈元天皇の後水尾皇后徳川和子に於けるが如きこれなり。また、後櫻町天皇は、桃園天皇の後を承け給ひしを以て、桃園天皇は實は皇弟にておはしませども、なほ父帝に准じて天下諒闇を行はせたまへり。而して、花園天皇が、皇兄後伏見天皇の御猶子となり、爲めに諒闇を行ひたまひしを以て、皇考伏見天皇の爲めに、これを行はせ給はざりしは、異例といふべし。諒闇の例は、かく古來種々ありといへども、皆父母に於ける禮を行ひたまふものなり。而して諒闇の期間は、一朞十三箇月にして、この間服喪したまふべきなれども、萬機の政暇なければとて、日を以て月に易へ、錫紵を服したまふこと十三日に止まり、その餘の月日は、心喪を服したまひて、一朞の後に、大祓を行は

倚廬

せたまふなり、これを諒闇の終闋となす。

天皇錫紵を服したまふ間は、必ず別室に御したまふ。これを倚廬といふ。その様板敷を地上に下し、布帽額の蘆簾を垂れ、その御調度など、すべて華飾を用ひさせ給ふ事なし。倚廬の稱、また實に支那の制に基けるものにして、禮記に、父母之喪、居倚廬、不塗、寢苦枕、凶、非喪事、不言、君爲廬宮之、大夫士禮之、と見えたり。かの兼好の徒然草に、諒闇の年ばかり、あはれなる事はあらじ。倚廬の御所のさまなど、板敷を下げ、あしの御簾をかけて、布のもかうあらわらしく、御調度ごもおろそかに、皆人のさうぞく太刀平緒まで、こと様なるぞゆゝしきと云へるによりても、その様推はからるべし。

大喪中の諸事

凡そ朝廷にて大喪ある時は、固關・警固等の事あり。音楽・警蹕を停止し、神事・佛事・節日・公事の如きも、常に異なる事多く、また侍臣等に素服を賜ひて喪に居らしめ、宴飲・作樂・美服等を停止したまふ事等あり。

諒闇中の幕府の措置

近世に至りて、禁裏御凶事の場合に、徳川幕府は如何なる措置をとりしかといふに、主上・上皇・法皇の崩御の場合にありては、普請および鳴物(五日若しくは三

立ての松飾ら
の注連

日)を停止し、女院崩御の場合にありては、多くは鳴物停止(三日)を令せり。また公事吟味物にありては、時によりて差違あるも、死罪・遠島の如き重罪の執行は、數十日間、これを差控へしめ、他の仕置にありては、若干日の差控、又は伺の上これを處分せしむる事となせり。而して、諒闇中の新年の儀禮に至りては、幕末に至るまで、幕府の側にては、何等これを差控へたることなく、新年の標識たる門飾の如きは、柳營をはじめ、諸大名以下に至るまで、毫も平年と異なる事なかりしなり。然るに天保十二年の正月、光格上皇崩御後の新年に於いて、光格上皇は天保十一年十一月十日崩御。京都にては所司代をはじめ多くの武家屋敷が、例年の如く新春の装ひを施し、に反して、薩・土兩藩以下の九箇屋敷は、いづれも門松も立てず、注連も飾らずして、専ら諒闇中の謹慎の意を表し奉れり。こは實に、當時薩藩の京都留守居勤たりし山田市郎左衛門清安等が主張と盡力とに依るものにして、蓋し前例なき一大美事なりと謂ふべきなり。この後、慶應二年十二月、孝明天皇の崩御あらせらるゝや、當時徳川慶喜將軍は在京中なりしが、直に令して火元を嚴戒せしめ、普請・鳴物および銃隊の訓練を停め、また翌年正月の年始の賀禮は、全

くこれを廢せしめたり。但し江戸の方にては、元三の賀禮は例の如くこれを行ひしも、四日に至りて、普請・鳴物の停止を令し、門松の撤廢を行はしめたり。

第三節 山陵

山陵

山陵すなはち、みささぎは、天皇の冢墓のことにて、これを山陵といふは、喪葬令の義解に、帝王墳墓、如山陵、故謂之山陵といへるが如く、古昔は、或は山または丘陵によりて之を爲り、或はその結構造營山の如く陵の如く高大なりしに、よるものなり、而して、萬葉集に、八咫知之和期大王之、恐也、御陵奉仕流山科乃云々、とあるが如く、古へは天皇のをも、れしなべては、みはか〔御墓〕ともいひけむを、や、後に至りてよりは、天皇のをば、みささぎとのみいひ、自餘のをば、はかと稱へて、區別する事となりたり。

みはか

上古は皇子女の御墓を山陵と稱す

かく、山陵の稱は、本來は天皇の冢墓にのみ稱すべきものなれども、上古は、有功の皇子女の御墓をも、陵と稱せしこと、古事記・日本書紀に見えたり。神功皇后の

冢墓を狹城盾列陵といひ、日本武尊の冢墓を能褒野陵・白鳥陵といへるは言ふまでもなく、五瀬命の龜山の御墓、倭彥命の身狹桃花鳥坂の御墓、市邊押磐皇子の蚊屋野の御墓、飯豊青皇女の葛城埴口丘の御墓、押坂彥人大兄皇子の成會山の御墓、厩戸豊聰耳皇子の磯長の御墓をば、古事記・日本書紀等には、いづれも陵と記せり。

奈良朝時代に至りて、淳仁天皇の天平寶字四年に、特に勅ありて、聖武天皇の母后藤原宮子娘ねよび孝謙天皇の母后藤原安宿媛の御墓を、並びに山陵と稱せしめ給ひしより、後世皇后の御墓は、すべて陵と稱する事となれり。されど、以前の皇后のには及ばず事なく、また従來陵と稱せし日本武尊・飯豊青皇女等の御墓の如きをも、この後、陵とは稱せざる制と定められしものと見えて、延喜式には、これ等をいづれも墓と記せり。たゞ神功皇后のみは、磐余稚櫻宮御宇神功皇后と書して、その冢墓を陵に列せり。延喜以後にありては、天皇・皇后の冢墓はこれを陵と稱するも、その他はすべて墓と稱せり。

皇后の御墓は、總て山陵と稱す

陵制の沿革

上古の山陵は、いづれも皆高大なり、その結構の形式は、時代に依りて沿革ある

が如しといへども、概して兆域甚だ廣く、その四面に池を環らし、美道ありて出入すべく、その棺は石造なり。仁徳天皇の百千鳥耳原陵は、世に大山陵の稱あるが如く、その雄大なること、明治天皇の御陵を除きて歴代の御陵中、その比類を見ず。奈良朝時代を経て平安朝時代に入りてよりは、山陵の制漸く古への如くに壯大ならず。當時、火葬盛に行はれ、且つ薄葬を以て主とし給ひ、遺詔して山陵を起さしめ給はざりし事も有りしかば、爲めに、後には、御陵の所在をも詳にせざるもの有るに至れり。天皇の火葬は、持統天皇の時を以て始めとなす。その御遺骨は、天武天皇陵に合葬し奉りたりしが、嵯峨天皇は、遺詔して、山陵を起すことなからしめ、幽僻不毛の地に葬らしめ、埋棺の後は、封せず、樹せず、土を地と平にして草をその上に生せしめ、永く祭祀を絶てよと遺命し給へり。次の淳和天皇も亦遺詔して、御骨を粉碎して大原野西山の嶺上に散じ奉らしめ給へり。されば、嵯峨・淳和の二天皇は、山陵を置かしめ給はざりしが故に、後世、荷前の例幣にも預りたまはず。延喜の諸陵式に兩、また、清和天皇も、遺詔して御骨を水尾山上に置かしめたまひ、宇多天皇も御骨を大内山に埋めて、山陵を起さしめ

給へり。これより後は、多くは寺院に葬り奉りて、古昔の山陵の如きもの、益少くなりぬ。後白河天皇を法華堂に納め奉りしより、法華堂に納め奉るもの亦多く、後深草天皇の如きは、安樂行院の佛壇の下に御骨を納め奉れり。これ實に後の深草法華堂にして、こゝには、後深草天皇をはじめとして、伏見・後伏見・後光嚴・後圓融・後小松・稱光・後土御門・後柏原・後奈良・正親町・後陽成天皇の十二代の御骨を納め奉れり。後陽成天皇の次の後水尾天皇より以後は、曩に四條天皇を埋め奉りし泉涌寺に、御歴代を納め奉ることとなりて、泉涌寺は、あたかも御菩提所の如くになれり。然るに、慶應二年十二月、孝明天皇の崩じ給ひし時に、從來永く行はれ來りし茶毘の御作法を廢して、後光明天皇の時より、その實を埋葬にし、その御作法を火葬にし給へり。壯大なる後月輪東山陵を起したまひしは、實に我が國上古の舊制に復したまひしものと謂はざるべからず。この際に、廣橋大納言よりの諮詢に對して、當時の山陵奉行戸田大和守忠至の建言せしもの、頗る参考に値するが故に、今左にこれを掲載すべし。

山陵奉行戸田
大和守の建言

上古の舊制に
復す

今度御陵(孝明)御製之儀、取調進達仕候様、廣橋大納言殿被仰出奉。畏候、中古

佛法渡來以後、御製造之形様も變革仕、遂に淳朴之風、刻薄殘忍と相化し、奉_レ始_二持統天皇、御茶毘之事、世々御常例と相成、乍_レ恐萬乘之玉體を一旦灰燼に奉_レ委、九輪石之御塔御表と仕候儀、數百年來之御定例と相成、遷延今日に至り候段、恐懼悲歎之至、有志輩同一揆に御座候處、後光明天皇御新喪之御時より、御火葬被_レ爲_レ廢候へ共、其後御代々様御葬送、御龕前堂へ入御、御式被_レ爲_レ濟、夫より山頭堂に而御茶毘之御作法有_レ之、其所より御廟所迄、寺門僧侶共御密行と奉_レ稱、御表向御火葬、御内實は御埋葬と申御儀奉_レ存候、元來卑賤之凡夫に而も、生者始、死者終、始終臣子忠孝之道に在りて、最重大之事に奉_レ存候、其身分に應じ、禮節を重候儀御座候處、無_レ勿體も一天萬乘之大君をして、表裏不合之御禮節有_レ之候御儀に而は、四海臨御之御體裁に在りて、乍_レ恐御瑕瑾にも可_レ被_レ爲_レ涉と奉_レ痛哭候、且御先代様より、尊號に被_レ爲_レ復、諸國御陵も御復古に相成候御時節に相成候得者、何卒泉涌寺是迄之御廟所甚狹隘に而、可_レ然御地所無_レ之候に付、同寺地中に而清淨之御地所被_レ爲_レ卜、御陵築造御成候様仕度奉_レ存候、尤數百年來御薄葬御因循之御儀に御座候得者、一時に山陵御築造と申候而者、定

而御議論も相生じ可_レ申候得共、是迄齋前堂山頭堂など、申費所之冗費を相省候時者、是亦容易に御築造成功可_レ仕奉_レ存候、乍_レ然無_レ據御差支之御次第柄も被_レ爲_レ在、前文之御儀御採用不相成、是迄之御園内に葬御被_レ爲_レ在候御儀に御座候は、斷然内外一致御埋葬之御禮儀に被_レ爲_レ復、御茶毘無實之御規式、一切御廢止に相成候様仕度奉_レ存候、將又名分國體者、天下人心之向背に關係仕候儀に付、右早々御英斷有_レ之、臣子忠孝之標準、御教諭無_レ御座候而者、御陵之儀取調出來兼候に付、微衷申上候、此段奉_レ伺候以上、

十二月 (慶應二年)

戶田大和守

山陵は先代歴世の皇靈の正しく永へに鎮安したまふ所なれば、代々の天皇のこれを敬重崇祀したまふこと、もとより言ふまでもなし、されば、歴代の天皇は即位の初めに、必ず告陵使を立て、即位の事を奉告せしめ給ひ、御奉告の山陵は、時代によりて相異あり、また此れと同時に、功臣の墳墓にも即位の事を告げしめ給へり、また、立太子および改元ある時は、必ず告陵の事あり、その他、外蕃の來聘朝貢・祥瑞・事變・災異等は、皆これを山陵に告げ給ひ、また天皇に疾病あり、

山陵使
即位・立太子・
改元・外蕃朝
貢・祥瑞・事
變・災異等を
山陵に告ぐ

治病・禳災・國
家平安を山陵
に祈る

山陵

天下に災異あるときは、山陵に奉幣して、その平癒鎮禳を祈請したまひし事も、その例少からず。中にも、龜山天皇の文永五年六月、異國來寇の事あらむとするに當りて、特に山陵使を神功皇后・天智天皇・宇多天皇・後三條天皇・後白河天皇・後鳥羽天皇・土御門天皇の七陵に發遣ありて、異賊拂禳國家平安の御告文を奉らしめ給ひ、又近く孝明天皇の文久三年三月、神武天皇・神功皇后等の山陵に山陵使を發遣して、攘夷の祈請を行はしめたまへるが如きは、史上に最も注目すべき事實にして、凡そ皇室および國家に關する重大事件は、必ずこれを山陵に告げ給ふこと、古來の例なり。されば、現代の制度に於いても、即位の禮及び大嘗祭を行はせ給ふ期日定まりたるときは、之を賢所・皇靈殿・神殿に奉告し給ふと同時に、神宮・神武天皇山陵並びに前帝四代の山陵に奉幣せしめたまひ、即位の禮及び大嘗祭訖りたるときは、天皇・皇后と共に、神宮・神武天皇山陵並びに前帝四代の山陵に謁したまふの御定めなるのみならず、登極令第七條、第十六條立太子の禮を行はせらるゝ時にも、その當日これを賢所・皇靈殿・神殿に奉告し給ふと共に、勅使をして、神宮・神武天皇山陵並びに先帝の山陵に奉幣せしめたまひ、立儲令第三條又、

現代、神宮・神
武天皇・前帝四
代の陵に奉幣
または親謁の
制

荷前の使

山陵

天皇成年式を行はせらるゝ時にも、その當日、これを賢所・皇靈殿・神殿に奉告し給ふと共に、勅使をして神宮・神武天皇山陵並びに先帝先后の山陵に奉幣せしめ給ひ、皇室成法天皇大婚の約を成し、皇太子・皇太孫結婚の約を成したまふ當日は、これを賢所・皇靈殿・神殿に奉告したまふと共に、勅使をして神宮・神武天皇山陵並びに先帝先后の山陵に奉幣せしめたまひ、また大婚の禮および結婚の禮訖りたるときは、天皇は皇后と共に、皇太子・皇太孫は妃と共に、神宮・神武天皇山陵並びに先帝先后の山陵に謁したまふの御定めなり。皇室親族令第八條、第十八條、第二十五條而して、これ等の制度に於いて、神宮・神武天皇の山陵および前帝四代の山陵または先帝先后の山陵と定めたまへるは、全く明治の新制にして、特に皇祖・皇宗および近親四代の帝陵に對して、奉告または親謁の御儀有ること、定めたまひし叡慮の程、かしこしどもいと畏く、たふしどもいと尊きことなり。さて、古へは、上述の如き、臨時の告祭の外に、また毎年の歳末に、使者を諸陵及び外戚の墳墓數箇處に分遣して、奉幣せしめ給ひし事あり、これを荷前の使といふ。荷前とは、毎年諸國より貢つる調物の中の初荷の事にて、その初穂をとりて、

十陵四墓の制

これを山陵に薦め奉らるゝなり。令の制にては、治部省の被管なる諸陵司にて、この事を掌りしが、平安朝に入りてより、その制度も漸く整ひたり。清和天皇の即位の初、天安二年十二月、勅して十陵四墓の制を定め、荷前の奉幣を行はしめ給へり。十陵とは、天智・光仁・桓武・平城・仁明・文徳の六天皇、および田原・崇道の兩追尊天皇、桓武・嵯峨兩天皇の母后の陵なり。十陵の制は、その後二回の改定を経て、朱雀天皇の時代には、天智・光仁・桓武・仁明・光孝・醍醐の六天皇、および崇道天皇並に嵯峨・光孝・醍醐三天皇の母后の陵を以て十陵と定められたり。抑も荷前の幣を奉り給ふには、十陵を以て其の首となし、天皇親しく幣物を陳設したる建禮門外の幄宇に臨み給ひて、御拜班幣の御事あり。十陵への荷前使には、納言以下を以て之に充てたまひ、その餘の陵墓使には、陵墓の預人等を以てこれに充てたまふ。その頗る鄭重の御儀なりしこと、以て知るべきなり。然るに、平安朝時代の末に至りて、この儀漸く衰へ、後三條天皇の頃には、僅かにその故事を存するのみなりしが、幾ばくもなくして終に廢絶に歸したりしは、蓋し時勢の已むを得ざるもの有りたるに依るものなり。要するに、如上の即位・立太子・改元そ

荷前班幣の儀

崇祖敬神の大義を忘るな

諸陵寮

陵戸・守戸

他の臨時の奉幣といひ、荷前の例幣といひ、これ等は、いづれも皆、歴代の天皇が、畏くも皇祖皇宗を奉祀崇祭して、追孝の大義を申べたまひ、炳乎たる祖宗神靈の佑護冥助を仰ぎたまへるものなれば、我れ等國民たる者は、深く列聖宸慮の存するところを仰ぎ奉りて、一日といへども崇祖敬神の大義を忘るべからざるものなり。そもそも山陵は、歴代の天皇の冢墓にして、神靈の鎮へに留りおはします處なれば、その神聖にして且つ尊重し奉るべきは、今更語をあらためて言ふまでもなき事なり。されば、中古の制、山陵の事は、治部省の被管なる諸陵寮令の制にては、司なりしを、天平元年、改めて寮となせり。にて之を專管し、陵戸または守戸を附して、これを奉護せしめたりき。陵戸は、雑戸の類にして、その社會的地位頗卑き階級に在る者なるが、數戸にて一山陵を奉護し、その職を世襲す。仍りて調・庸および雜徭を蠲免せらる。若し陵戸少くして、其の陵に充つるに足らざる時は、山陵附近の百姓を點定して、年を限り、庸徭を蠲免して、守戸となし、以てこれを補はしむ。故に陵戸なき山陵は、守戸のみを以てこれを守らしむ。

山陵の取締を
嚴にす

山陵

一七四

凡そ山陵の兆域には葬埋耕牧樵採することを嚴禁し、假にも城門に闖入し、一木一草をも盜折する者は、必ずこれに罰を加へ、苟くも山陵を毀たむと謀るに
おいては、たとひ實行することなきも、これを謀大逆の罪として、死斬の極刑に
處すること、律令にその明文あり、然るに、かく禁法の嚴なるもの有りしにもか
かはらず、或は陵木を濫伐し、或は汚穢を致し、或は畏くも城内に佛堂を建立し
て、死屍を埋葬せし者など有りしのみならず、甚だしきに至りては、群盜草賊の
山陵を發掘して、寶物を掠奪せるもの屢有りて、その暴狀不禮、實に吾人のこれ
を筆にするに忍びざるものさへ有るに至れり、その然るに至りし所以のものは、
他なし、朝威漸く衰へて、政刑の士民を緊肅するものなく、鼠賊強盜京畿諸國
に跳梁跋扈すれども、警察力の行届かざる、遂にこれを如何ともすること能は
ざりしに依るものなり、延喜式の規定するところに依れば、凡そ諸陵墓は、毎年
二月、官人を差遣して巡見せしめ、若しその兆域垣溝にして損壞あらむには、守
戸をしてこれを修理せしめ、專當の官人、必ず巡檢を加ふべき定めなりき、また、
山陵の崩壞せしもの有る時は、特使を發して、これを修理補築せしめられたる

漸く山陵の修
築巡檢を怠る

山陵の荒廢

例、續日本紀以下の諸書に散見せりといへども、年處を経るに隨ひて、諸陵修築
の事は、漸く忽緒に附せらるるに至りし事は、朝野群載に載せたる康和二年七
月の諸陵寮の解文にすら、すでに、被_レ始_レ置_レ陵墓_二之後、年代尙_レ兆域、東西南北、陵戸
并_レ要劇等、田、具見_レ格式、而近代之吏、背_レ制令、悉_レ收_レ公、陵戸田之丁地、已_レ以_レ減少、只
隨_レ國司之所_レ行、不_レ辨_レ陵戸之地利、因_レ之兆域垣溝、無_レ久_レ修造、牛馬狐狼有_レ日夜
棲_レ云々、この語あるにても知らる、されば、彼の十陵八墓の制の廢れたる武家
時代に入りてより、殊にも元弘・建武より後は、兵亂相次ぎ、朝廷年を逐うて式微
せさせ給ふに至りては、さしにも重んじ給ひし陵墓に、祭使を立てさせ給ふこ
ども、何時しか絶え果て、また修理を加へなごし給ふことも、全く打絶えて、雨露
荆棘いたづらに其の處を恣にし、果ては高きは畠どもなり、低きは田ども變じ、
また形勝の地なるは、樂砦にも造り構へられて、尊き場所ども知らで、人馬の脚
底に潰し奉り、また記録にはその名を傳ふるも、何處と其の位置だに定かなら
ざるもの多かるに至れるぞ、いと畏しども畏き、

山陵

一七五

かゝる淺聞しき有様にてありしを歎きて、歷代御陵の調査修築を行ひしは、實

元祿年間の御
陵修築

に徳川五代將軍綱吉の元祿年中を以て始めとなす、徳川御實紀に記しては、
 元祿十二年四月二十九日、こゝに、本朝元弘・建武の大亂以後、古帝王の寢陵
 荒廢して、其のありかたしかならず、樵牧雉兔の蹊徑となりき、然るを、數百年を
 經て修治する事もなし、是れ一大闕典といふべし、然るを當代感じ思召す旨あ
 りて、この年頃、御領は代官、私領は領主に仰ごと下り、あまねく古跡を搜索せし
 め、藩籬をまうけ、樵採を禁せられしに、この月、この事成功せるよし、京職松平紀
 伊守信庸より注進す、すべて神武天皇より後花園院まで百三代、重祚二代と安
 徳天皇を除きて外、崇神・仁賢・繼體・欽明・陽成・宇多・村上・花山・一條・三條・後一條・
 後朱雀・後冷泉・後三條・堀河・二條・六條・後深草・伏見・後伏見・崇光・稱光の二十二
 陵は、湮歿してこの跡もさだかならず、現存七十八陵のうち、十二陵は舊垣あり、
 六十六陵は、こたび新に表章せられぬと見えたり、而して、幕府のこの美舉あり
 しは、全く川越侯柳澤吉保の建議に基づき、柳澤侯のこの建議は、實にその家臣
 細井知愼・廣澤と稱すが、その兄細井甚藏・芝山と稱すの意見をきゝて、元祿十年、
 その主柳澤侯に進言せるに基づく由、知愼が書ける諸陵周垣成就記の中に見

川越侯柳澤吉
保
細井知愼・細
井甚藏

松下見林・徳
川光圀

曾根吉正

神武御陵荒廢
の情況

えたり、この頃、松下見林も亦京都に在りて、前王廟陵記三卷を著して、諸陵の所
 在を致へ、荒廢の甚しきを痛歎し、また水戸の徳川光圀卿も亦、幕府に建言して、
 陵墓を修造せむの下心有りきといふ、萩野由之博士の説によれば、幕府のこの
 美舉に先だつこと二十年、延寶四年に、時の佐渡奉行曾根五郎兵衛吉正、國中巡
 見の折に、順徳天皇の御廟所の荒廢せるを拜して、大にこれを歎き、修造の志を
 起して、幕府に上請するところ有り、遂にその功を畢へきといふ、順徳天皇の御
 遺骨は、崩後間もなく洛北大原の御墓所に移し納め奉りたれば、曾根氏が修造
 の處は、御茶毘所の址なるべきも、その赤誠は没すべからず、亦以て近世に於け
 る聖址修補の先驅者なりと謂ふべきなり。
 この頃、歴代の山陵の荒廢甚しかりしことは、實に言語に絶せり、畝傍山の神武
 天皇御陵すら、この位置明かならず、傳説地の荒壞實に甚しきものありたり、神
 武御陵につきて、前王廟陵記に記してはいはく、今按、畝傍山、今奈良、西南六里、久
 米寺、北、俗云、慈明寺山、是也、東北陵、可百年以來、壞爲糞田、民呼其田、字神武
 田、暴汚之所爲、可痛哭也、餘數畝、爲一封、農夫登之、恬不爲怪、及觀之、寒心、夫

神武天皇繼神代草昧之蹤、東征平中州、關四門、朝八方、王道之興、治教之美、實創於此、我國君臣億兆、當致尊信之廟陵也、澆季至於此、噫、哀哉、然かも、元祿の修陵によりて、僅かにその藩籬を設け、樵採を禁せられたるに過ぎざりしなり。

蒲生君平・水戸彦昭

元祿の修陵の後、天保年中に至りて、蒲生君平秀實は、一窮措大を以て諸國を跋渉し、苦心經營の後、山陵志二卷を著して、從來湮歿せる聖址を明かにし、以て大に勤王の志氣を鼓舞しけるが、この頃水戸烈公齊昭もまた義公(光圀)の遺志を紹ぎて、列聖の山陵の荒廢せるを慨き、殊にも神武御陵は、是非ともこれを修復せざるべからずとて、時の老中大久保加賀守忠貞に乞ふ所ありしも、遂に容るる所とならざりき、然かも、これよりして後、時勢大に轉化し、奉皇勤王の志氣、一般に進みしかば、幕府も遂に文久年中に至りて、山陵奉行を置きて、歴代の山陵の修築を行ふ事となりたり。

宇都宮侯戸田越前守忠恕の建白

文久二年、宇都宮侯戸田越前守忠恕書を幕府に呈して、山陵を補修せむことを乞へり。こは、これより先、幕府が諸侯に令して、國政に就きて氣附きたること有

らば、忌憚なく上申するところ有るべしと云へる諮詢に對する答申にてありしなり、その要旨にいはいはく、當今の急務は、士氣の振興にあり、士氣の振興は、反始報本によりて人情を厚うし、忠孝の觀念を養ふに在り、然るに、天朝御代々の御陵所、多くは荒廢し、古來有志の憂傷せる者なきにあらざれど、未だ修理の全きもの有るなし、乍、恐萬乗の御遺體を納めたまふ處を、荒蕪のまゝに差置かるゝは、誠に勿體なく、恐懼悲傷すべき儀にて、臣子の分にては、一儀安心仕りかぬる義なり、されば、和宮様御降嫁ありて、公家・武家の縁組遊さるゝ以上は、文久元年、孝明天皇の皇妹和宮親子内親王の、將軍家茂に御降嫁あらせられたるを云ふ。猶さら御陵修補の實行は、必要の事なり、もし此の事實行あらば、乍、恐今上皇帝は、巨遠莫大の御孝道に相成、於御當家は、廣大の御忠節相立、官武御一和の御趣意、彌以相顯れ、且官武御一同に、忠節の道を以て、御垂教被遊候へば、海内一般御徳化に浴し、反始報本の情厚く、眞の忠孝の士氣振起可仕云々といひ、且つまた、愈、御陵修補の事、許可あるに於いては、その任務を自己に一任せられむ事を懇請して、私儀も元來勝手向不如意には、御座候へ共、斯御時節御爲筋に相成候に付、如何様共力を盡し、家中粥を啜候共、

山陵奉行戸田大和守忠至

尊敬心切を心掛、修補可仕候といへり。その忠誠切實の情、以て見るべきなり。ここに於いて、幕府は戸田越前守を以て御陵修補の掛となし、また其の同族にして家老なる間瀬和三郎忠至を擢んで、山陵奉行(山陵御取締奉行ともいふ)となせり。次いで、間瀬は受領して戸田大和守と稱せり。

朝廷の叡感

盛大復古の義

神武御陵をはじめとして、其の他の山陵の修補は、これより専ら戸田氏の盡力によりて行はれしが、文久三年冬、神武御陵の修補先づ成りぬ。さて、この度の山陵修補、ことには神武御陵の修造につきては、朝廷の叡感一方ならず、二千餘年之今日に至り、盛大復古之義、第一御追孝相立、加之皇威を四方に輝候事、叡感不斜候との御沙汰ありて、やがて將軍家茂は、翌元治元年正月、從一位の宣下を蒙り、戸田越前守も名譽の天賜を辱うしたりしが、かの山陵奉行戸田大和守忠至も、この後慶應二年に至りて、高一萬石を附せられて、大名に列せらるゝこととなりぬ。なほ慶應二年十二月、孝明天皇崩御の際に、戸田大和守が山陵の制を復舊したまふべき事を建白せしことは、吾人の既に記したるところなり。

明治の御代

明治の御代に至りて、歴代の山陵の地にして、古來明かならざるもの多かりし

歴代山陵の神聖

諸陵寮

歴墓守長、陵墓名譽守部

御歴代御陵一覽表

を、多年精査討究してこれを確定し、大に修理補築を加へて、兆域結構を整理完備せられしかば、今や歴代の山陵は、莊嚴神聖をさはめて、萬民齊しく列聖の靈威を仰げり。凡そ陵墓に關する事務は、宮内省の諸陵寮に於いてこれを掌る。諸陵寮には頭および主事あり、また、陵墓管守のために、陵墓守長および陵墓名譽守部を置く。陵墓守長は判任にして、陵墓管守の事を分掌し、陵墓名譽守部は、判任の名譽官にして、陵墓の管守に従事す。宮内省官制第二十二條、第四十條、第四十一條、第四十九條、第五十四條、十

御歴代御陵一覽表

神武天皇	畝傍山東北陵	大和國高市郡白檀村
綏靖天皇	桃花鳥田丘上陵	同
安寧天皇	畝傍山西南御陰井上陵	同
懿德天皇	畝傍山南織沙谿上陵	同
孝昭天皇	掖上博多山上陵	大和國南葛城郡三室村
孝安天皇	玉手丘上陵	大和國南葛城郡掖上村

孝靈天皇	片丘馬坂陵	大和國北葛城郡王寺村
孝元天皇	劔池島上陵	大和國高市郡白檀村
開化天皇	春日率川坂上陵	大和國奈良市油坂町
崇神天皇	山邊道勾岡上陵	大和國磯城郡柳本村
垂仁天皇	菅原伏見東陵	大和國生駒郡都跡村
景行天皇	山邊道上陵	大和國磯城郡柳本村
成務天皇	狹城盾列池後陵	大和國生駒郡平城村
仲哀天皇	惠我長野西陵	河內國南河內郡藤井寺村
應神天皇	惠我藻伏崗陵	河內國南河內郡古市村
仁德天皇	百舌鳥耳原中陵	和泉國泉北郡船松村
履中天皇	百舌鳥耳原南陵	和泉國泉北郡神石村
反正天皇	百舌鳥耳原北陵	和泉國泉北郡向井村
允恭天皇	惠我長野北陵	河內國南河內郡道明寺村

安康天皇	菅原伏見西陵	大和國生駒郡伏見村
雄略天皇	丹比高鷲原陵	河內國南河內郡高鷲村
清寧天皇	河內坂門原陵	河內國南河內郡西浦村
顯宗天皇	傍丘磐杯丘南陵	大和國北葛城郡下田村
仁賢天皇	埴生坂本陵	河內國南河內郡藤井寺村
武烈天皇	傍丘磐杯丘北陵	大和國北葛城郡志都美村
繼體天皇	三島藍野陵	攝津國三島郡三島村
安閑天皇	古市高屋丘陵	河內國南河內郡古市村
宣化天皇	身狹桃花鳥坂上陵	大和國高市郡白檀村
欽明天皇	檜隈坂合陵	大和國高市郡阪合村
敏達天皇	河內磯長中尾陵	河內國南河內郡磯長村
用明天皇	河內磯長原陵	同
崇峻天皇	倉梯岡上陵	大和國磯城郡多武峯村

推古天皇	磯長山田陵	河內國南河內郡山田村
舒明天皇	押坂內陵	大和國磯城郡城島村
皇極齊明天皇	越智崗上陵	大和國高市郡越智岡村
孝德天皇	大坂磯長陵	河內國南河內郡山田村
天智天皇	山科陵	山城國宇治郡山科村
弘文天皇	長等山前陵	近江國大津市別所
天武天皇	檜隈大內陵	大和國高市郡高市村
持統天皇	檜隈大內陵	同
文武天皇	檜前安古岡上陵	大和國高市郡阪合村
元明天皇	奈保山東陵	大和國奈良市奈良坂町
元正天皇	奈保山西陵	同
聖武天皇	佐保山南陵	大和國添上郡佐保村
孝謙稱德天皇	高野陵	大和國生駒郡平城村

淳仁天皇	淡路陵	淡路國三原郡賀集村
光仁天皇	田原東陵	大和國添上郡田原村
桓武天皇	柏原陵	山城國紀伊郡堀內村
平城天皇	楊梅陵	大和國生駒郡都跡村
嵯峨天皇	嵯峨山上陵	山城國葛野郡嵯峨村
淳和天皇	大原野西嶺上陵	山城國乙訓郡大原野村
仁明天皇	深草陵	山城國紀伊郡深草村
文德天皇	田邑陵	山城國葛野郡太秦村
清和天皇	水尾山陵	山城國葛野郡嵯峨村
陽成天皇	神樂岡東陵	京都市上京區淨土寺町
光孝天皇	後田邑陵	山城國葛野郡花園村
宇多天皇	大內山陵	同
醍醐天皇	後山科陵	山城國宇治郡醍醐村

朱雀天皇	醍醐陵	山城國宇治郡醍醐村
村上天皇	村上陵	山城國葛野郡花園村
冷泉天皇	櫻本陵	京都市上京區鹿谷町
圓融天皇	後村上陵	山城國葛野郡花園村
華山天皇	紙屋上陵	山城國葛野郡衣笠村
一條天皇	圓融寺北陵	山城國葛野郡花園村
三條天皇	北山陵	山城國葛野郡衣笠村
後一條天皇	菩提樹院陵	京都市上京區吉田町
後朱雀天皇	圓乘寺陵	山城國葛野郡花園村
後冷泉天皇	圓教寺陵	同
後三條天皇	圓宗寺陵	同
白河天皇	成菩提院陵	山城國紀伊郡竹田村
堀河天皇	後圓教寺陵	山城國葛野郡花園村

鳥羽天皇	安樂壽院陵	山城國紀伊郡竹田村
崇德天皇	白峰陵	讚岐國綾歌郡松山村
近衛天皇	安樂壽院南陵	山城國紀伊郡竹田村
後白河天皇	法住寺陵	京都市下京區三十三間堂廻
二條天皇	香隆寺陵	山城國葛野郡衣笠村
六條天皇	清閑寺陵	京都市下京區清閑寺町
高倉天皇	後清閑寺陵	同
安徳天皇	阿彌陀寺陵	長門國下關市阿彌陀寺町
後鳥羽天皇	大原陵	山城國愛宕郡大原村
土御門天皇	金原陵	山城國乙訓郡海印寺村
順徳天皇	大原陵	山城國愛宕郡大原村
仲恭天皇	九條陵	山城國紀伊郡深草村
後堀河天皇	觀音寺陵	京都市下京區今熊野町

四條天皇	月輪陵	京都市下京區今熊野町
後嵯峨天皇	嵯峨南陵	山城國葛野郡嵯峨村
後深草天皇	深草北陵	山城國紀伊郡深草村
龜山天皇	龜山陵	山城國葛野郡嵯峨村
後宇多天皇	蓮華峯寺陵	同
伏見天皇	深草北陵	山城國紀伊郡深草村
後伏見天皇	同	同
後二條天皇	北白河陵	山城國愛宕郡白川村
花園天皇	十樂院上陵	京都市上京區粟田口町
後醍醐天皇	塔尾陵	大和國吉野郡吉野村
後村上天皇	檜尾陵	河內國南河內郡川上村
後龜山天皇	嵯峨小倉陵	山城國葛野郡嵯峨村
光嚴院	山國陵	丹波國北桑田郡山國村

光明院	大光明寺陵	山城國紀伊郡堀內村
崇光院	同	同
後光嚴院	深草北陵	山城國紀伊郡深草村
後圓融院	同	同
後小松天皇	同	同
稱光天皇	同	同
後花園天皇	後山國陵	丹波國北桑田郡山國村
後土御門天皇	深草北陵	山城國紀伊郡深草村
後柏原天皇	同	同
後奈良天皇	同	同
正親町天皇	同	同
後陽成天皇	同	同
後水尾天皇	月輪陵	京都市下京區今熊野町

明正天皇	月輪陵	京都市下京區今熊野町
後光明天皇	同	同
後西院天皇	同	同
靈元天皇	同	同
東山天皇	同	同
中御門天皇	同	同
櫻町天皇	同	同
桃園天皇	同	同
後櫻町天皇	同	同
後桃園天皇	同	同
光格天皇	後月輪陵	同
仁孝天皇	同	同
孝明天皇	後月輪東山陵	同

明治天皇

伏見桃山陵

山城國紀伊郡堀内村大字堀内字古城山

第四章 后妃

第一節 上古の后妃

我が國の上古には、一般に一夫多偶の風行はれしこと、古事記・日本書紀をはじめとして、諸書にその明徴あり。然かのみらず、魏志の倭人傳または後漢書の東夷列傳の如き、我が國上古の風俗慣習を傳説記述せるもの、中にも、或は、其俗國大人皆四五婦、下戸或二三婦、婦人不_レ濳不_レ妒忌といひ、或は、國多_三女子、大人皆有_三四五妻、其餘或兩或三、女人不_レ濳不_レ妒、といへるなどを見ても、その一夫多偶なりしを知るべきなり。さはいへ其の中の一人のみは正配にして、他は皆いはゆる隠し妻の地位に在りしは人の能く知る所なりとす。

上古の后妃

おほきさき

上古の制諸后妃の中に就きて、その嫡后にましますをば「おほきさき」と稱へり、即ち後の皇后に當る。その他をば單に「ささき」と稱へり。即ち後の妃・夫人・嬪・女御・更衣などに當る。而してこれ等を概しては「みめ」と稱へり。

みめ

「みめ」とは御妻の義にして「ささき」とは君幸の義なりとは、從來の諸家の説の一致するところなるが如し。さて「おほきさき」はもとより一人にて記・紀等にはこれに皇后・正妃・太后などの文字を充て用ふ。「ささき」は勿論必ずしも一人には限らず。記・紀等にはこれに后・妃・夫人・嬪などの文字を充て用ふ。これ等はいづれも後世よりの追記にして、素より其の制度有りしにはあらざるなり。

ひめつまむかひ

また一般臣民の身分に在りては、その配偶者をば「め」とも「つま」とも稱ひ、その中の嫡妻をば「むかひめ」と稱へり。「むかひめ」とは、正しく其の夫に對ひてあるべき妻なるもの、稱なる事明かなり。故に日本書紀には、天皇の正妃即ち「おほきさき」とも「むかひめ」と訓ませたる所有り。

おや(祖)

上古には、己が父母をも祖父父母をも、はた遠き祖先をも、おしなべて皆これをおや(祖)と稱へり。故に、上古には、皇考・皇妣・皇祖・皇祖妣をば「みおや」

みおや、すめみおや、おほみおや、(大御祖)とも、又は「すめみおや」の
みこと(皇御祖)とも稱せしなり、もとより後世の如く太皇太后・皇太后・皇太妃・皇太夫人などいふ區別有るにあらざれば、日本書紀などには、皇太后・皇太妃・皇太夫人など記せるをば、皆「おほみおや」と訓ませたり。皇極天皇紀に、天皇の御母吉備姫王をば、吉備島皇祖母命と記せるにて、古意の程を知るべきなり。

(皇祖)とも「すめみおや」(皇御祖)とも「おほみおや」(大御祖)とも、又は「すめみおや」の
みこと(皇御祖)とも稱せしなり、もとより後世の如く太皇太后・皇太后・皇太妃・皇太夫人などいふ區別有るにあらざれば、日本書紀などには、皇太后・皇太妃・皇太夫人など記せるをば、皆「おほみおや」と訓ませたり。皇極天皇紀に、天皇の御母吉備姫王をば、吉備島皇祖母命と記せるにて、古意の程を知るべきなり。

第二節 三后ねよび妃・夫人・嬪

大寶・養老令の制定

后妃に關する制度も、文武天皇の大寶元年に制定せられたる大寶令、および元正天皇の養老二年に大寶令を刪修改定されたる養老令の制に至りて完備せり。而してこれ等大寶・養老の律令制度は、主として唐の律令に據りて制定せられたるものなるが故に、當時の后妃制度も亦、全く唐制を模倣採用して、その制を立てられたるものなりとす。

令の后妃制度

三后ねよび妃・夫人・嬪

三后・中宮

三者を分ち置き、皇母をば皇太后または皇太妃・皇太夫人と稱ひ、皇祖母をば太皇太后または太皇太妃・太皇太夫人と稱ふ。而して、皇后および皇太后・太皇太后を稱して三后といひ、また通稱して中宮ともいへり。公式令義解にいはいく、

太皇太后。謂天子祖母、登后位者、爲太皇太后、居妃位者、爲太皇太妃、居夫人位者、爲太皇太夫人也。

皇太后。謂天子母、登后位者、爲皇太后、居妃位者、爲皇太妃、居夫人位者、爲皇太夫人也。

皇后。謂天子之嫡妻也。

中宮職

中宮に關する事を掌る官司として、中務省の被管に中宮職あり。中宮職には左の職員を置く。

- 大 進 一人
- 大 夫 一人
- 大 進 一人
- 大 屬 一人
- 少 進 一人
- 少 屬 二人

この下に舍人四百人・使部三十人・直丁十三人を隸屬せり。されば、令制の中宮職は、現代ににける皇后宮職と皇太后宮職とを兼ねたるものと謂ふべきなり。

後宮の十二司

令の制、また宮中に奉仕する女官の制度を定めて、後宮に十二司を置けり。十二司とは、

- | | | | |
|-----|----|----|----|
| 内侍司 | 藏司 | 書司 | 藥司 |
| 兵司 | 閤司 | 殿司 | 掃司 |
| 水司 | 膳司 | 酒司 | 縫司 |

これなり。是れ等十二司の女官を總稱して宮人ともいへり。中に就きて、内侍司を以て最も主要なるものとす。内侍司につきては、後に第四節に述ぶるを見るべし。

皇后

宮人

皇后は天皇に齊匹し給ふべき嫡后にましませば、后たちの中にて、最も尊貴にましますは、素より言ふまでもなし。後漢書の鄧后傳に、有志奉建、長秋宮、帝曰、皇后之尊、與朕同體、承宗廟、母天下、豈易哉、といふ語も見えて、支那にても、皇后は後宮の后妃中最も尊貴にして、天下に母として天子と同體なりとなし、事、これにても知られたり。而して、我が令の制に於いて、皇后の名稱を定めたりしも、全く支那の制度に據りたるものなること、素より言ふまでもなし。令の制、

天皇に對し奉る上表には、陛下の敬稱を用ひ、三后・皇太子に對し奉る上啓には、殿下の敬稱を用ふるを制となし、また、皇后・皇太子以下、一般の王臣より、天皇・太上天皇に上表するときには、同じく臣妾名を稱する事と定めたり。公式令即ち知る、天皇の敬稱は陛下、皇后の敬稱は殿下にして、皇后より天皇に上表し給ふ場合には、自ら臣妾名を稱したまふの制度なりし事を蓋し君位は一ありて二なし、皇后の尊貴は天皇に齊しといへども、國法の上に在りては、皇后も他の皇親と均しく人臣の列に居給ふものなるが故に、この規定有りしなり。現代の制、天皇・皇后の敬稱は、同じく陛下とす皇室典範第七條されど、皇后を以て皇族の班位の首に置かせたまふこと、皇族身位令第一條にその規定明かなり。

後世の日記物語などに、皇后をきさいの宮といひ、又異名を秋宮アキノミヤとも椒庭アハノニなど、きさいの宮といふは、後漢書の長秋宮の注に、皇后所居也、長者久也、秋者萬物成熟之初也、故以名焉、とありて、この長秋宮の稱に基づきたる名なり。また椒庭とは、椒房・椒闈・椒掖など、いへると同じく、漢代に椒を以て皇后の宮殿の壁に塗り、その温を取りて惡氣を避け、生兒多からしめたりし故事よ

きさいの宮
秋宮・椒庭

り出でたる稱なり。

上古にありては、天皇の嫡后即ちおほきさきは、多くは皇族または貴族の中よりこれを選び立て給ふこと、其の例なりしが如し。神武天皇は、大和國を平定し給ひし後、事代主命の胤裔なる媛踏鞢五十鈴媛命を立て、皇后となし給ひ、綏靖・安寧の二帝も亦、事代主命の裔を立て、皇后となし給へり。懿德天皇以後には、或は皇族を立て、皇后と定め給ひ、或は然らざるも、多くは名門巨族の中よりこれを選び立てさせ給ひし事、史に明記せり。令の制に至りては、妃をさへ四品以上の皇族より立て給ふ事と定められたる程なれば、皇后はこれを皇族の中より立て給ふべき主旨なりし事は勿論なり。おもふに是れ蓋し、我が國舊來の慣例に基づきたるものなるべし。

然れども、歴代天皇の齊匹を、必ず毎に皇親中にこれを選び求め給はむは、事實上常に可能の事とはいひ難し。さればにや、上述の如き大寶・養老の制度は、幾くもなく次の聖武天皇の時に至りて壞れたり。天平元年八月、聖武天皇は藤原不比等の女正三位藤原安宿媛を、夫人より立て、皇后となし給へり。光明皇后は

上古は嫡后を
皇族又は貴族
より擇び立つ

令制の主旨

聖武天皇、藤
原安宿媛を皇
后に册立す

れなり。是れ實に前朝に制定し給へる令制を改め給へるものなるが故に、是の時天皇は、特に詔を下して、皇后冊立の已む得ざる所以を群臣に示して、これを辯疏し給へり。その詔は續日本紀天平元年八月壬午の條に載せたり。中には、

皇朕高御座に坐し初しより、今年に至るまで六年に成りぬ。此の間に、天つ位に嗣ぎ坐すべき次として皇太子はべりつ。是れによりて、其の婆婆といはす藤原夫人を皇后と定め給ふ。かく定めたまふは、皇朕御身も、年月積りぬ。天下の君とまして、年の緒ながく皇后いさまさる事も、一つの善からぬわざにあり。又天下の政におきて、獨知るべきものならず。必ずしも後の政あるべし。こは事だつにあらす。天に日月ある如、地に山川ある如、並びましてあるべし。といふ事は、汝たち王臣等、明らけく見知れる事なり。中略。然るも、朕時のみにはあらず、難波高津宮御宇大鸕鷀天皇葛城曾豆比古の女子伊波乃比賣命、皇后と御相座て、食國天下の政治めたまひ行ひたまひけり。今めづらかに新しき政にはあらず、本より行ひ來し迹事ぞと詔りたまふ勅を、聞こしめさへ

歴代の皇后、藤原氏の出多し

立皇后の儀

と宣る。

かくて、令の制ははやくも壞れて、臣下の女の入りて皇后となる例開け、これより藤原氏の女子の後宮に入りて寵嬖を蒙るもの、皇后の位に上るもの、甚だ多く、皇室と藤原氏との關係は頗る密接となり、遂には延いて外戚専權の端ともなるに至りぬ。大寶以後、皇族にして皇后または中宮に立ち給ひしは、極めて少數にして、他は皆臣家の女子の入内せしものにて、其の多くは皆藤原氏の出なりしなり。

皇后を立てたまふには冊命を以てせらる。その儀式は、貞觀儀式の制定より、頗る整備嚴肅を極め、天皇紫宸殿に出御ありて、或は出御せず、親王以下王臣百官を召させ給ひ、宣命使をして皇后冊立の宣命を誥らしめたまふ制なりしが、南北朝の比より、立後の典を擧げ給ふこと、永く中絶せり。今參考の爲めに、嵯峨天皇の弘仁六年七月、夫人從三位橘朝臣嘉智子を立て、皇后となしたまひし際に、參議宮内卿藤原朝臣緒嗣が宣りし宣命の文を左に載録すべし。

天皇大命止良萬勅布大命乎親王等臣等百官人等天下公民衆聞食止宣、食國天

三后および妃・夫人・嬪

下政波獨知倍伎物爾波不有必母斯理弊乃政有止倍之自古行來留事・皇后定

志氏闕中乃政波成物止常毛所聞看行須故是以從三位橘夫人乎皇后止定賜

布故此狀乎悟而供奉止勅布天皇御命乎衆聞食止宣

天皇の御嫡后すなはち皇后を後に中宮と稱するに至りしことは後節の中宮の條に述ぶ。參看すべし。

妃

令の制、後宮職員の中に妃・夫人・嬪を置けり。されど、いづれも皆天皇のきさきに於て就中、妃は皇后の次位に在りて、最も尊貴なり。後宮職員令に據れば、妃は二員にて、この品秩を二品以上と定められたれば、制度の主旨は、皇族を以てこれに充つるに在りしこと明かなり。我が國に、妃・夫人・嬪の制度の定められたるは、實にこの時を以て初となす。されど妃の稱の國史に見えたるもの、極めて少く、且つ皇族を以てこれに充つるの制も、夙く壞れたるが如し。

夫人

夫人は、妃に次ぐものにして、後宮職員令に據れば、夫人は三員にて、三位以上と定めたり。多くは大臣の女を以てこれに充て、爾後歴代大かた絶ゆる事なかりしが、淳和天皇以來、また此の稱を見ざるに至れり。而して、妃・夫人の制廢るゝに

嬪

至りて、女御・更衣をこりて之に代り、君側に奉侍することゝなりたり。嬪は夫人に次ぐものなり。後宮職員令に據れば、嬪は四員にして、五位以上とあれば、その地位も高きにあらざりしを知らる。然るに、嬪の稱の國史に見えたるは、僅に天智・文武の兩朝のみにして、爾後嘗て所見なきは、大寶・養老の令制に定められたる嬪は、實際には存置せられざりしものならむか。

令の后妃制度と唐令との關係

以上の妃・夫人・嬪の制度は、全く唐制に據りて定められたるものにして、我が國に固有せる制度にあらねば、その我が國風に適はぬ點の存すべきは、勿論なり。されば、この制度の間もなく沿革して、女御・更衣等の起るに至りしは、寧當然の事なりと謂ふべきが如し。今、唐六典を案するに内官に、妃三人、夫人六人、正一品二人、正二品二人あり。この中の六儀は、周官の九嬪の位に當るものにして、隋朝および唐朝の初世に在りては、これを嬪と稱せしを、唐の玄宗の時に至りて、六儀と改めたるものなり。而して、我が大寶および養老の律令は、彼の唐の高宗の永徽二年に制定せる永徽律令に基づきて制定せられたるものなるべしとの吾人の推定にして、誤なくんば、我が皇后・妃・夫人・嬪の制の如きも、亦全く永徽令の規定に據りて、

これを定めたるものなること疑なし。

第三節 女御・更衣・御息所および中宮

女御

令制の妃・夫人・嬪の稱漸く絶えて、女御ニョウゴ・更衣カウイこれに代りて起れり。女御の稱は、支那に支那の稱呼に據りたるものにして、はやく周禮の天官に、女御、掌御、叙子王之燕寢、以歳時獻功事と見えたり。我が國に女御あるは、桓武天皇の時に、紀朝臣乙魚・百濟王教法の二女子が女御たりしを以て初めとなすべきが如し。この二人は、共に従四位下にまで進めり。二代要記には、紀乙魚・百濟教法の外に、橘御井子・藤原仲子・橘田村子の三人も、桓武天皇の後宮に仕へて女御たりしやうに記したれど、此の事他書に所見なければ取らずと、大日本史の後妃傳に論定せり。

更衣

女御についで著れたるを更衣となす。更衣の名稱も亦その基づく所支那に在り。後漢書によるにも、天子の御衣を召し更へ給ふべき便殿の名稱なりし

が、それより轉じて、殿中に在りて主上の御衣などを更へさせ給ふ事に奉侍し、又御寢にも侍する婦人を、更衣と稱する事となりたるなり。本朝事始伊呂波字類抄所引に、紀朝臣乙魚を、桓武天皇の時の更衣たりしやうに記したれど、これは女御の位にてありしなるべし。嵯峨天皇の時に、秋篠朝臣康子・山田宿禰近の二人、更衣たりき。共に五位の階に過ぎざりしを以て見れば、更衣は女御より下れる者にてありしを知る事を得べし。更衣より女御に進める實例は少からず。

女御・更衣、君寵を蒙る

かくの如く、女御・更衣の地位は、その初めは餘り高からざりしが、妃・夫人の制漸く絶えたるより、女御・更衣はこれに代りて君寵を蒙ること、なりたり。隨ひて、その地位も亦次第に高まる事となりたり。殊に、仁明天皇の時より後、文徳・清和・陽成・光孝の數朝を経て、宇多天皇の時に至るまでは、代々皇后を立て給ふこと無かりしかば、是れが爲めに、女御にして君寵を専らにせしもの少からず。随つて、女御の地位は漸く貴くなり、二位三位に進みたる者さへ有るに至れり。加之、その所生の皇子にして、若し皇嗣と定まり、後踐祚即位したまふに及べば、その生母たる女御は、直に超進して或は皇太后或は皇太夫人の稱を受くるに至

女御の地位漸く貴し

る。仁明天皇の女御にして文德天皇の生母たる藤原順子(冬嗣の女の如き、文德天皇の後宮に入りて清和天皇を生み奉りたる藤原明子の如き、明子は良房の女なり、國史に明記なけれど、恐らくは文德天皇の女御たりしならむ)また、清和天皇の女御にして陽成天皇を生み奉りたる藤原高子(基經の妹)の如き、即ち是れなりとす。而して、これに依りて其の父祖兄弟たる藤原氏は、皇室の外戚となりて、自家の地位勢力を高貴尊大ならしめ、或は太政大臣の高官を極め、或は攝政・關白に補せられて、天下の政權を自家の掌中に收むるに至りしのみならず、女御その人も亦、その父祖兄弟の勢力に依りて、所謂「寄重き人」として、後宮の中に大いなる勢力を有したりしなり。之を要するに、平安朝の初期に於ける后妃制度の沿革は、藤原氏をして、女御入内の婚姻政策に成功せしめし所以にして、藤原氏が其の勢力を興起せし所以は、全くこの點に在ることは、史上に最も著しき事實なりとす。而して、この後藤原基經の女穩子が醍醐天皇の女御となり、後立ちて皇后となるに及びて、女御の地位益々貴かるに至れり。これより後には、最初より直に皇后たりし者極めて少く、概ね女御より進めり。是に於いてか、攝

政・關白または其の他の者にして、皇室の外戚たるの榮を得て、權威を自家に收めむと欲する者は、必ず先づその女を女御として入内せしむるを必要とせしかば、藤原時代に入りてよりは、女御入内の一事は、藤氏同族間に於ける政争と、密接離れざる競争問題となり、其の成否如何は、直に各自の勢力の消長に大關係を有する事となれり。されば、當時、女御入内の儀とて、事々しき準備施設ありて、壯麗を極めたりしことは、榮華物語などの諸書に多く見えたる所なりとす。女御入内の儀は、南北朝の頃より久しく廢絶したりしが、後陽成天皇の天正十四年十二月、關白豐臣秀吉、近衛前久の女前子をその養女として、女御に入内せしめしより、其の儀再興する事となれり。この後、後水尾天皇の元和六年六月に至りて、徳川二代將軍秀忠が、その女和子を女御として入内せしめたるは、公武通婚の初例として、有名なる事實なりとす。和子、後に中宮となり、明正天皇を生み奉れり。東福門院すなはち是れなり。

女御は、その地位はじめは卑かりしも、後には甚しく高くなりたりし事、上に述べたるが如し。これに反して、更衣は、はじめより多くは五位を出でずして、女御

更衣の名絶ゆ

御息所

大御息所

の下に在りければ、女御の如くには著れざりき。かくて冷泉天皇の頃より後には、更衣の名見えざるに至りしは、蓋し尙侍・典侍などの女官にして、更衣に代りて、御寝に侍する者、多く出で來りしに依るものなるべし。増鏡など、これより後の書に、更衣の名稱の見えたるは、古への名稱を模して書けるものなるべし。女御・更衣の外に、御息所といふも有り。これは、女御或は更衣をも稱し、また然らざるも御寝に侍する者を、廣く稱して御息所といへり。御息所とは、もと天皇の休憩し給ふ便殿より起りたる名稱にして、其處に伺候するより出でたる稱なり。東大寺要録に引きたる惠運僧都記の貞觀三年の記事の中に、御息所の稱見えれば、文徳・清和の頃より存する名稱なるが如し、空穂物語の中に、その更衣は、宰相中將の御女、みこの腹なり、梅壺の御息所といひし云々と見えたるは、更衣を御息所といひし例なり。また、伊勢物語に、昔おはやけ、思して使う給ふ女の、(清和天皇の女御藤原高子をいふ)色許されたるありけり。大御やすん所とて、いやすかりける、(清和天皇の御生母藤原明子をいふ)御いとこなりけり。と有るに依る時は、天皇を生み奉りしをば、特に大御息所といひし事も有りたるなり。か

く、御息所は、はじめは天皇の^{すまみ}後の稱なりしが、鳥羽天皇の頃より後に至りては、専ら皇太子妃および皇親妃を稱し奉る名稱となりて、後宮の後の稱たらざる事となりたり。

皇太子妃・東宮
宮・女御・東宮
宮・更衣・東宮
御息所

皇太子の齊匹は、はじめは皇太子妃と稱せしが、女御・更衣の稱出で來りしより後は、東宮の女御・東宮の更衣なども稱せり。然るに、藤原時代より、東宮の御息所といふ稱行はれて、後には、従來は天皇の後の稱たりし御息所は、皇太子妃の稱として用ひらるゝ事となりたり。

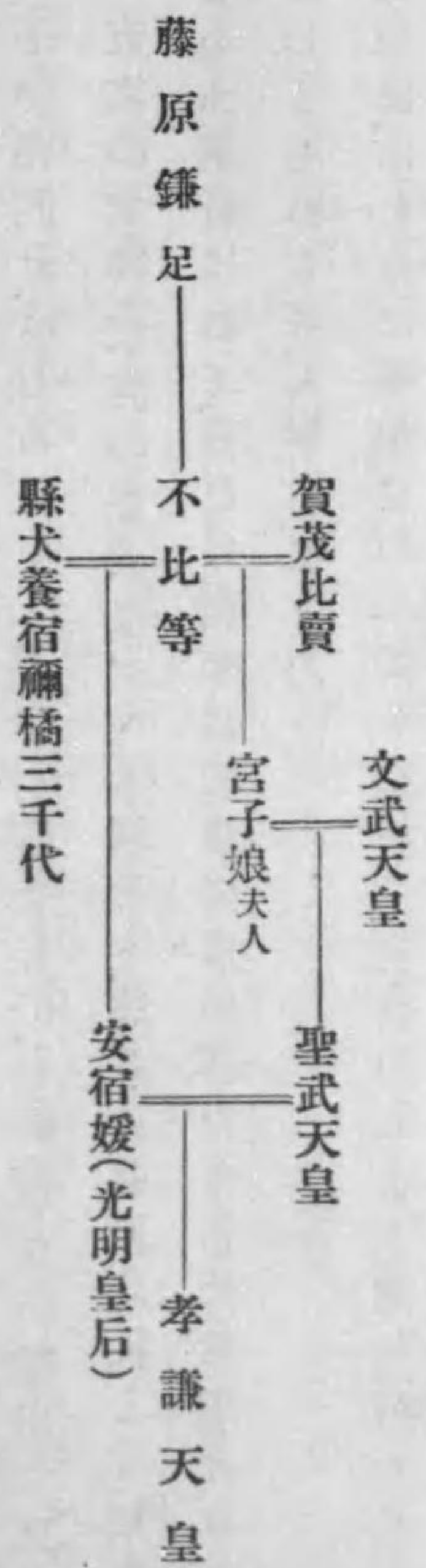
妃・御息所・北
の方・上・北の
政所・御臺所
藤中

皇親妃は、はじめは唯妃とのみ稱せしが、平安朝の末より御息所の名を多く用ひ、従來天皇の後の稱たりし御息所の名を、皇太子妃および皇親妃の稱として用ふる事となりたり。その後、北の方・上・北の政所・御臺所・簾中などの稱を用ふること、時代に依りて沿革あり。これ等の中にて、御臺所・簾中・政所の稱は、鎌倉時代より、將軍の妻の稱としても用ひられたること、人の知る所なり。

既に述べたるが如く、今の制にありては、中宮は三后・太皇太后・皇太后・皇后の通稱にして、また特には皇后を指し、事ありしが、聖武天皇の時に至りて、藤原安

中宮の沿革

宿媛を立て、皇后となし、爲めに皇后宮職を置き、(天平元年九月)天皇の御生母皇太夫人藤原宮子娘の爲めに、中宮職を置き給ひしより、皇后・中宮兩職並び存することとなり、随つて中宮は天皇の御生母を稱する事となれり。然るに、醍醐天皇の時に至りて、藤原穩子、在位の天皇の皇后を以て中宮と稱せしより以後は、中宮は、在位の天皇の嫡后すなはち從來の皇后のこととなり、皇后の稱は、前帝の御後の尊稱たることとなりたり。



皇后・中宮を同時に並立す

この後、一條天皇の時に至りて、天皇の嫡后たる中宮のれはします上に、更に皇后をも、同時に並べ立て給ふ事となりたるは、實に先蹤なき異例として、史上に名高き事實なりとす。はじめ、一條天皇は、關白藤原道隆の女定子を立て、中宮

(天皇の嫡后)となし、爲めに中宮職を置き、御父圓融天皇の中宮藤原遵子(關白藤原賴忠の女を皇后と稱し、爲めに皇后宮職を置きたまへり。これ全く從來の慣例に依りたまへるものなり。既にして、長保二年三月、左大臣藤原道長は、その女彰子の女御たりしを立て、中宮、天皇の嫡后となす。然れども、天皇には、これより先既に中宮定子のおはします事なれば、今故なくして之を廢し奉らむは、義に於いて然るべからず。是に於いてか、道長は已むを得ず、定子を以て皇后と改稱し、曩に皇后と稱し給へりし遵子をば、皇太后と改むる事となしぬ。されば、是に於いて、天皇には、一時に兩嫡后のおはします事となりて、古來の歴史に、未だ曾て前例なき異例は、茲にその端を開く事となりたり。そもそも此の事たる、全く道長が自己の權勢を張らむが爲めの策略より出でたるものにして、その中宮定子を斥けしは、事また藤原伊周・隆家と道長との政争に關聯せり。これより先、道長は定子の兄伊周・隆家と權を争ひ、その罪有るに乗じてこれを貶謫せり。中宮定子これを悲しみ、薙髮して尙中宮にておはしますし、が、既にして道長その女彰子を立て、中宮と爲さむと欲するに及び、二人の中宮の並び立つべか

らざるを思ひ、故らに中宮定子の薙髪し給へるを難じ、我が朝は神國なれば、神事を以て先となすべし。出家入道し給へる中宮は、神事の勤行にさはり有りて、遂にこれを斥けて皇后宮となし、而してこれに代ふるに、その女彰子を以てせるなり。かくて、中宮彰子は多く藤壺におはし、皇后定子はこの後弘徽殿におはしけるが、幾ばくもなくしてかくれ給ひぬ。北畠親房嘗てこれを論じていはく、併置二宮、太无其謂と。當時位號の尊は、言ふまでもなく皇后宮に在りきといへども、君寵却つて中宮に偏重して、その勢力皇后の上に在りたり。これより道長の權勢全盛を極むるに至れり。

令の後妃制度が幾度の沿革を経て、遂に藤原氏全盛時代に至りて、皇后・中宮並び立ち給ふに至りしこと、上に述べたるが如し。而してその茲に到りし所以は、全く藤原氏擅權の結果にして、即ち制度が時勢によりて形成せられたる實例なりと謂はざる可からず。

女院號

この頃より、女院號ニョウインといふことも亦始めり。女院號とは、皇太后等天皇の御生母の、出家入道したまへるに、院號を奉らるゝことなり。こは全く前帝に太上天皇

の尊號を奉らるゝに准じたるものなりとす。女院號の始めは、一條天皇の正暦二年九月に、皇母皇太后詮子(藤原兼家の女)を東三條院と稱し奉られたるを始めとなす。次いで、後一條天皇の萬壽三年正月に、皇母皇太后彰子に、上東門院の號を奉らる。これを門院號のはじめとなす。これより後、女院の號に、某院あるひは某門號と稱する二種ありて、後世皆この例を追ふ事となれり。凡そ國母にして出家剃髪し給へるには、皆女院號あること勿論なるが、國母たらざる方にも其の例多く、また后位に居給はざる方にして女院號有りし例も有るなり。但しこの場合には、准后を経て女院號を受くるを以て、その例となせり。

女院號は、はじめは生前に尊稱として稱し奉りしものなるが、後に至りては、歿後に、追稱して女院號を奉らるゝ事も有るに至れり。是れあだかも讓位の天皇に對する尊號なりし太上天皇の稱が、後には崩後に追稱し奉るものともなるに至りしと、相似たり。また女院號は、始めはその居住し給へる地名によりて、東三條院・上東門院など稱し奉りしものなれど、後には必ずしもこれに關せず、禁門の名または小路名によりて、或は美福門院(藤原得子)・建禮門院(平德子)または

室町院(晴子)・京極院(藤原信子)など、いひ、或はまた前女院の號に新・後の字を冠して、新待賢門院(藤原廉子)・後京極院(藤原禧子)・新室町院(珣子)など、稱するに至れり。而して、これ等女院號を以て、女院の尊稱となすに至りしは、其の基づく所、全く天皇の院號に在ること、多くの辨明を俟たずして明かなるところなりとす。天皇の院號に就きては、既に第三章の第一節に於いて述べたれば、讀者更に參看せらるべし。

第四節 尙侍・典侍・掌侍および御匣殿・御局

令の制に定められたる妃・夫人・嬪の制壞れて女御・更衣おこり、次いで尙侍・典侍・掌侍など君寵を蒙るに至りて、更衣の名は藤原時代より見えざるに至れり。吾人は今これ等の沿革を叙せむとす。まづ内侍司より説かざるべからず。

後宮の十二司の宮人

既に述べたるが如く、令の制、後宮に十二司を置けり。いはゆる内侍司・藏司・書司・樂司・兵司・閑司・殿司・掃司・水司・膳司・酒司・縫司すなはち是れなり。これ等に

十二司の所掌

屬する女官を總稱して宮人といひ、各、その分掌するところ有り。中に就きて、内侍司は最も重要な地位に在り。十二司の所掌は、大凡次の如し。

内侍司 次に説明す。

藏司 尙藏・典藏・掌藏・女孺ありて、神璽・關契・供御の衣服・巾櫛・服靴、および珍寶・絲帛・賞賜の事を掌る。

書司 尙書・典書・女孺ありて、内典・經籍および紙・墨・筆・几案・絲竹の事に供奉することを掌る。

藥司 尙藥・典藥・女孺ありて、醫藥の事に供奉することを掌る。

兵司 尙兵・典兵・女孺ありて、兵器の事に供奉することを掌る。

閑司 尙閑・典閑・女孺ありて、宮閑の管鑰および出納の事を掌る。

殿司 尙殿・典殿・女孺ありて、輿織・膏・沐・燈油・火燭・薪炭の事に供奉することを掌る。

掃司 尙掃・典掃・女孺ありて、牀席・灑掃・鋪設の事に供奉することを掌る。

水司 尙水・典水・采女ありて、漿水・雜粥を進る事を掌る。

尙侍・典侍・掌侍および御匣殿・御局

膳司 尚膳・典膳・掌膳・采女ありて、御膳を知り、進食先づ嘗み、膳羞・酒醴・諸

の餅蔬菜を惣べ攝ぬる事を掌る。

酒司 尚酒・典酒ありて酒を醸すことを掌る。

縫司 尚縫・典縫・掌縫ありて、衣服を裁縫し、纂組する事を掌り、兼ねて女

功および朝参の事を知る。

而して、内侍司には、

尚侍二人 典侍四人 掌侍四人 女孺一百人

ありて、尚侍は司の長として、常侍・奏請・宣傳に供奉し、女孺を檢校し、兼ねて、内命婦・外命婦の朝参および禁内の禮式の事を知ることを掌る。その待遇が從五位下に准せらるゝは、藏司の尚藏が正三位に准せられ、典藏が從四位に准せらるゝに比する時は、待遇は稍、卑しといへども、其の所掌は、十二司の官人中最も重かりしなり。また典侍從六位に准せらるゝおよび掌侍從七位に准せらるゝは、尚侍の下に隸して、これを輔け、女孺は、最も卑くして、上役の命の女にまに、専ら雜事の驅使に任じたるものなり。

かくの如く、尚侍は、その初めは純然たる後宮の女官にして、常侍・奏請・宣傳の如き重要な職務に任せしものなりしが、平城天皇の時に、尚侍藤原藥子(中納言藤原種繼の女)が、天皇の殊寵を蒙りしより、遂に尚侍にして亦天皇の燕寢に侍する者有るに至れり。これが爲めにや、其の待遇も漸く高めらるゝ事となり、大同二年十月の格に於いて、内侍は務重けれど准位卑く祿少きを以て、その爵級を進め、品秩を相當ならしめらるゝ事となり、乃ち尚侍は從三位の官に、典侍は從四位の官に、掌侍は從五位の官にそれぞれ准せしめらるゝ事となれり。されど、實際に於いては、尚侍にして從二位・正三位なりし人も、決して少からざりしなり。尚侍にして殊寵を蒙りし人の例二三を擧ぐれば、藤原師輔の女登子は、式部卿重明親王の妃なりしが、親王の薨後、尚侍に補せられ、村上天皇の殊寵を蒙りて、登花殿に局を賜はり、登花殿の内侍のかみと稱せしこと、榮華物語・大鏡に見えたり。尚侍より女御となり、次いで中宮に立ちたりし例もなきにあらず。藤原妍子は藤原道長の第二女なり。一條天皇の寛弘中、入りて尚侍たりしが、時に三條天皇東宮におはし、之を寵幸し給ひ、即位の後直に女御となし給へ

尙侍の稱絶つ

り。翌長和元年、立て、中宮とせらる。藤原威子は、妍子の妹なり。三條天皇の時尙侍たりしが、後一條天皇の寛仁二年、掖庭に入りて女御となり、飛香舎に居り、幾くもなくして中宮に冊立せられたるなど、皆この例なり。然るに、尙侍の稱は、堀河天皇の頃より絶ゆ。順徳天皇の禁祕御抄には、く尙侍、是、大略可准更衣等、近代又絶畢と、かくて此れより後には、典侍・掌侍多く擧用せらるゝ事となりぬ。但し、尊卑分脈に、藤原道家の女全子、四條天皇の時に尙侍たりしこと見え、増鏡に、藤原實經の女瑠子、萬秋門院後二條天皇の時に尙侍たりしこと見えたり。

典侍も、はじめは後宮奉仕の女官なりしが、後には君寵によりて皇子を生み奉りしも少からざるに至れり。白河天皇の時の典侍藤原經子(從三位經平の女)は、覺行法親王を生み奉り、高倉天皇の時の典侍藤原殖子(修理大夫信隆の女)は、從三位に陞り、後高倉院および後鳥羽天皇を生み奉れり。後に院號ありて、七條院といひしは是れなり。これより後、典侍の御寢に侍するもの、後世に至るまで絶えず。典侍には、通例公卿・侍臣の女これに任せられ、諸大夫の女といへども、御

典侍の呼び名

乳母たりし者は典侍たりし例あり。但し、大臣の女の典侍たりし例はなしと禁祕御抄にも記されたり。典侍は、多くはその父兄の官名を其の名に附けて、中納言の内侍のすけ・大貳の内侍のすけ・辨、宰相の内侍のすけ、又は、大納言・典侍・按察使・典侍・帥・典侍・内務・典侍などいひ、また其の氏の名を附けて、平内侍のすけ・藤内侍のすけ・橘内侍のすけなども云へり。權典侍は、文徳天皇の嘉祥三年に、廣井、女王、權典侍に任せられしよし三代實錄に見えたるを初見となすべきかされど其の例多からず。

權典侍

掌侍・權掌侍

掌侍は、後に權掌侍を加へて、その員數増加せり。陽成天皇の元慶二年、藤原因香を權掌侍に任せられしよし三代實錄に見えたるを權掌侍の初見となすべきか。權掌侍は、後世その例少からず。さて、掌侍も、そのはじめは、後宮奉仕の女官なりしが、後には君寵を蒙りて皇子を生み奉れる者もこれ有るに至れり。高倉天皇の時の掌侍平氏、宮内少輔義範の女は、惟明親王を生み奉り、土御門天皇の時の掌侍高階氏(大舍人頭仲資の女)は、美作掌侍と稱し、道仁法親王を生み奉り、また掌侍源氏(源貞光の女)は、皇女秀子を生み奉れるなど、爾來かゝる例多し。掌侍

内侍・勾當内侍・長橋の局

尙侍・典侍・掌侍および御匣殿・御局

二一八

は、公卿・殿上人・諸大夫の女よりこれに任じ、通例單に内侍とし云へば、即ちこの掌侍を指していふ事となれり。掌侍の中にて、一藩の者を勾當内侍といふ。後世、勾當内侍を長橋の局といへるは、長橋の局に居りたるに由るなり。この外は、大抵その名に、父兄の官名を附くるか、またはその氏名を附くるか、或は國名を附けて呼名とせり。例へば、辨の内侍・左衛門の内侍・少納言の掌侍・少將の掌侍・馬の内侍・右近の内侍・または高内侍・菅内侍・藤内侍・或は周防内侍・河波内侍・美作掌侍などいへるが如し。

掌侍の呼び名

宮中奉仕の女官としての典侍・掌侍の職

劔璽使

以上は、典侍・掌侍にして御后たりしものに就きて述べたるものなるが、この外に、典侍・掌侍は、宮中奉仕の女官として、其の本來の職務たる常侍・奏請・宣傳等の任に當りし事は忘るべからざる事なり。即ち、典侍は劔璽を奉安することを掌り、また陪膳に候し、奏請・宣傳の事も掌り、掌侍もまた、劔璽の奉安・奏請・宣傳の事を掌れり。大凡、天皇踐祚の日、神劔・神璽を捧持して、これを天皇に奉るものは、典侍または掌侍なり。後には、掌侍即ち内侍専らこの任に當れり。これを劔璽使といふ。畏くも神劔・神璽は、平常これを清涼殿の夜御殿に奉安す。主上出御

神器の奉安奉祀

内侍・宣・女房奉書

御匣殿

あれば、内侍・劔璽を捧げ奉りて追従したてまつり、還御に及んで、また元の所に安き奉る。神鏡は、天祖の大御靈にましませば、畏くも別殿にこれを奉安して、内侍常に奉仕せり。賢所すなはち是れなり。内侍奉仕するにより、また内侍所ども申し奉れることは、既に神器の條にも述べたる如くなり。また、奏請・宣傳は、もど尙侍主として之を掌りしが、尙侍のなくなりてより後は、典侍または時として掌侍主として奏請・宣傳の事を掌れり。その綸命を承けて宣傳するものを内侍宣といふ。後世に至りては、奏請・宣傳の事は、専ら勾當内侍の掌るところとなりたり。官位訓にいはいはく、勾當内侍と申すは、内侍のうちの第一藩をいふ也。または長橋の局に居給へる故に、長橋殿とも申す也。天子へ公方より内々の取次は、勾當内侍し給ふ也。是ゆへ、諸家よりも、大かたの事は、勾當内侍取次給ふ也。内侍、勅を奉て書出し給ふ文を、女奉書と申也。沙門・醫者等の官位は、長橋殿の取次給ひて、上卿へ申傳へ給ふとかやといへり。

御匣殿とは、もと貞觀殿の別名なり。はじめ、女藏人等のこゝに候して、御服の裁縫の事を行へる者を稱して御匣殿といひ、多くは上臈の女房を以て、これが別

尙侍・典侍・掌侍および御匣殿・御局

二一九

當とせられたり。之を御匣殿別當といふ。されば、御匣殿別當は、その本来の所掌は、主として御服の裁縫等にありしが、藤原氏時代に至りて、藤原氏の女の御匣殿たりし者を納れて、女御となし給ふこと有るに至りしのみならず、後には、御匣殿にして、君寵を蒙りて、皇子皇女を生み奉れる者、その例少なからざるに至れり。これ宛かも、典侍・掌侍の、後に君寵を蒙りて皇子皇女を生み奉れる者有るに至りしにおなじ。後嵯峨天皇の時の御匣殿藤原氏は、太政大臣公房の女なり。省仁親王・忠助法親王を生み奉れり。後深草天皇の時の御匣殿藤原房子は、内大臣公親の女なり。久明親王・行覺法親王・章善門院を生み奉りて、後從二位に叙せられぬ。

以上述べたる女御・典侍・掌侍または御匣殿の外に、後宮の女官または然らざる者にして、君寵を蒙りて皇子皇女を生み奉りしもの、甚だ多し。これ等の人々の多くには、別に特別の稱號なく、史上には、唯その氏名によりて事蹟を傳ふるのみなり。然るに、後に至りて、これ等の人々の中に、某局ツボネを以て呼ばるるもの、漸く多かるに至れり。局名を附して呼ぶは、蓋し平安朝末よりの事か。鳥羽天

局

皇の時に、春日局ツボネ左大臣藤原實能の女頼子内親王の御母・三條局參議藤原家政の女、研子内親王の御母・美濃局石清水別當光清の女、道慈法親王・覺快法親王・雙林寺宮の御母あり。崇徳天皇の時に、兵衛佐局あり法勝寺執行信縁の女、重仁親王の御母後白河天皇の時に、丹波局僧章尋の女、宣陽門院の御母・高倉局大納言藤原季成の女、成子、守覺法親王・以仁王および四皇女の御母・三條局延暦寺の僧仁操の女、二皇子を生み奉るあり。爾後、歴代の後宮に局名を稱するもの、殆どこれ有らざるなく、殊に近世に至るに隨ひて、その數益多かるに至れり。

そもそも宮中に奉仕する宮人・女官には、その階級によりて、上臈シヤウラウチニウラウダ・中臈チュウラウダ・下臈ゲラウダの品はあれども、總稱してはこれを女房ニヨロバウといふ。伊勢貞丈の説に、房は局にて、すなはち部屋イモの事なり。御所などに奉公する女の、品位よき女は、局を給はりて住居するなり。つばねを構へて居る女なる故、女房と云ふなり。秋草と云へるが如く、宮中に奉公する婦人が、局ツボネまた曹司サウシともいふを給はりて、其處に居りしより、これを女房ともいへるにて、これを何某局ツボネと呼ぶに至りしも、亦全く同一の理由

上臈・中臈・下臈
女房

局の呼び名

に因れるものなりとす。而して、局名に、名所小路名を附して呼べるものあり。官名を以て呼べるものあり。また國名を以て呼べるものあり。その名所小路名を以て呼べるものは、例へば、三條局・一條局・高倉局・堀河局・坊門局・京極局・右京局・春日局などの如し。その官名を以て呼べるものは、例へば、兵衛佐局・兵衛督局・左衛門督局・右衛門督局・宮内卿局・民部卿局・帥局・大納言局・新大納言局・中納言局・宰相局・辨局・列當局などの如し。また國名を以て呼べるものは、例へば、美濃局・丹後局・丹波局・伊豫局などの如し。而して、後世公卿廷臣將軍家等、臣下の妻妾にして、また何某局と稱せしもの有るは、是れ全く掖庭に於ける、これ等の稱呼に倣ひて、然か呼びなし、ものなる事は、もとより言ふまでもなし。

第五節 現代の制度

皇后

皇后は天皇に齊匹したまひて、天下に母とましますこと、これを國母と仰ぎ奉

后妃の身位

后妃の敬稱

后妃の班位

立皇后

るにても明なり。されど、君位は一にして二ならず。現代の制度にても、皇后は、國法上、太皇太后・皇太后・皇太子妃・皇太孫妃・親王妃・王妃と共に皇族にておはしませすなり。皇室典範第三十條但し、敬稱においては、皇后と太皇太后・皇太后とは、天皇とおなじく陛下とし、皇太子妃・皇太孫妃・親王妃・王妃は殿下となす。皇室典範第十八條また其の班位に於いては、皇后は皇族中最も高く、太皇太后これに次ぎ、皇太后は太皇太后の次、皇太子の上に序でたまふ御定めなり。皇族身位令第一條また、皇太子妃以下の班位につきましては、第五章第八節の中の皇族の班位の條に記したれば、併せ見るべし。

凡そ天皇、皇后を立て給ふには、皇族又は特に定むる華族の女子、滿十五年以上にして、直系親族又は三親等内の傍系血族に非ざる者に限り、姻族關係の止みたる後、亦之に準すること、定め給へり。その大婚の約を成す當日、これを賢所・皇靈殿・神殿に奉告し、勅使をして神宮・神武天皇山陵、並に先帝・先后の山陵に奉幣せしめらる。また、大婚の約成りたる時、および大婚を行はせらるる、期日は、宮内大臣これを公告し、大婚を行はせらるる、當日は、これを賢所・皇靈殿・神殿に

奉告し、大婚の禮は、賢所の大前にてこれを行はせ給ふ御定めなり。皇室親族令第七條乃至第十條その立後の詔書は、大婚の禮を行はせ給ふ當日にこれを公布し、皇室親族令第十條皇室親族令 大婚の禮訖りたるときは、天皇皇后と共に皇靈殿・神殿に謁し、また共に太皇太后・皇太后に謁し給ひ、また共に正殿に御して、朝賀を受けさせ給ひ、また共に宮中に於いて饗宴を賜ふ。また大婚の禮訖りたる後、天皇は皇后と共に、神宮・神武天皇山陵、並に先帝・先后の山陵に謁したまふ。皇室親族令第十四條大婚の禮は、天皇満十七歳に達したまひて後、これを行はせたまふものにして、また諒闇中には、大婚の禮を行はせたまはぬ御定めなり。皇室親族令第六條、第十九條皇太子・皇太孫・親王・王の妃を立てたまふことに就きては、皇室親族令の中に、その規定あり。凡そ皇族の婚嫁は、男子は満十七歳女子は十五歳に達するにあらざれば、これを成すことを得ず。また直系親族又は三親等内の傍系血族の間に於いては、婚嫁を成すことを得ず。姻族關係の止みたる後、亦同じ。皇室親族令第二十條、第二十一條尚、すべて皇族の婚嫁は、同族又は勅旨に由り、特に認許せられたる華族に限ること、その規定あり。皇室典範第三十九條また、すべて皇族の婚嫁は、その約を成すに先

皇太子・皇太孫・親王・王の妃を立て給ふこと

だちて、必ず之を奏請して勅許を受くるを要す。皇室典範第四十條、皇太子・皇太孫の結婚の成させ給ふ當日は、これを賢所・皇靈殿・神殿に奉告し、勅

使をして神宮・神武天皇山陵並に先帝先后の山陵に奉幣せしめたまひ、その婚約成りたる時、及び結婚の禮を行はせ給ふ期日は、宮内大臣これを公告し、その結婚を行はせ給ふ當日は、これを賢所・皇靈殿・神殿に奉告し、また結婚の禮は賢所の大前にてこれを行はせらるゝ等、すべて大婚の場合に同じ。而して、その御成婚は、結婚の禮を行はせたまふ當日、宮内大臣これを公告す。かくて、結婚の禮訖りたるときは、皇太子・皇太孫は、妃と共に皇靈殿・神殿に謁し、また共に天皇・皇后・太皇太后・皇太后に朝見し、また宮中に於いて饗宴を賜ひ、また結婚の禮訖りたる後、皇太子・皇太孫は、妃と共に神宮・神武天皇山陵、並に先帝先后の山陵に謁したまふ等、それぞれ其の定めあり。皇室親族令第二十五條、第二十八條親王・王の結婚の禮もまた賢所の大前にてこれを行はせらる。但し親王の結婚にありては、宮内大臣結婚の禮を行はせたまふ期日を公告す。その御成婚は、結婚の禮を行はせらるゝ當日、宮内大臣これを公告す。結婚の禮訖りたるときは、親

后妃の叙勳

王・王は妃と共に皇靈殿・神殿に謁し、また共に天皇・皇后・太皇太后・皇太后に朝見したる皇室親族令第二十六條、第二十三條、第二十八條乃而して、すべて皇族の御結婚は、大喪中および其の直系尊屬の喪中には、これを成す事を得ざる御定めなり。皇室親族令第二十九條

皇后および皇太子妃、皇太孫妃は、大婚または結婚の約成りたるとき、共に勳一等に叙し、寶冠章を賜ひ、親王妃は、結婚の禮を行ふ當日勳一等に叙し、王妃は、結婚の禮を行ふ當日勳二等に叙し、共に寶冠章を賜ふ。皇室親族令第八條、第十條、第十二條、第十五條

皇后宮および皇太后宮に關する事務を掌る官司として、宮内省に皇后宮職および皇太后宮職あり、その官制は、次の如し。

皇后宮職

- 皇后宮職官制 明治四十年十月三十一日、皇室令第五號(十一月一日官報)
- 第一條 皇后宮職は宮内大臣の管理に屬し、皇后宮に關する事務を掌る
 - 第二條 皇后宮職に左の職員を置く
 - 大夫 主事 屬
 - 第三條 大夫は一人勅任とす、宮事を掌理し、所部職員を監督し、便宜事を啓

皇太后宮職

- し旨を宣す
- 第四條 主事は二人奏任とす、庶務を分掌す
 - 第五條 屬は判任とす、庶務に従事す(四十三年第二五號を以て改正)
 - 第六條 皇后宮職に女官を置く
 - 女官の官制は別に之を定む
- 皇太后宮職官制 大正元年七月三十日、皇室令第一號(同日官報外)
- 第一條 皇太后宮職は宮内大臣の管理に屬し、皇太后宮に關する事務を掌る
 - 第二條 皇太后宮職に左の職員を置く
 - 大夫 主事 屬
 - 第三條 大夫は一人勅任とす、宮中を掌理し、所部職員を監督し、便宜事を啓し旨を宣す
 - 第四條 主事は二人奏任とす、庶務を分掌す
 - 第五條 屬は判任とす、庶務に従事す

第六條 皇太后宮職に女官を置く

女官の官制は別に之を定む

附則(略)

第五章 皇族

第一節 上古の皇族制度

上古の皇族制度
かこひめみ

上古は、皇族に關する制度も、未だ後世の如くきはやかならざりき。當時、皇族の男子を稱するに某^{ミコト}命^{ミコト}といひ、女子を稱するに某^{ヒメ}媛^{ヒメ}または某^{ヒメ}姫^{ヒメ}尊^{ミコト}命^{ミコト}といひしこと、古事記・日本書紀等に見えたり。又これ等の諸書には、皇子・皇女の字を用ひて、これをミコ・ヒメミコと訓ませたりしが、後にはワウジ・クワウジヨと音讀する事となれり。

命の意義

ミコト(尊)または命の字を充て用ふといふは、必ずしも天皇または皇族に對

してのみ用ひたる語には非ず。本居宣長翁も言はれたるが如く、天皇命・神命・御祖命・皇子命・父命・母命・那勢命・那邇妹命・妻命・妹命・汝命など、古事記・日本書紀・萬葉集等の中に、その例多く見えたるにて、其の用ひざすの廣きを知るべし。

ミコトの意義に就いては、本居宣長翁は未だ思ひ得ずと言はれたれども、その對者を尊敬し指定していふ意の語なるは、明かなりとす。即ち、ミは美稱の接頭語にして、コトは、オコトてふ對稱代名詞のコトの如くに、對者をそれと指し定めて言ふ語にして、尊敬または親愛の義を含める語なり。されば、上下に通じて用ひたるにて、決して神祇または天皇・皇族の御名を呼ぶどきにのみ、その御名に附けて用ひたるにはあらず。日本書紀には、ミコトの語に充つるに、尊^{ミコト}および命^{ミコト}の二字を以てし、その區別に就きて、至貴曰^{ミコト}尊、自餘曰^{ミコト}命、並訓^{ミコト}美^{ミコト}舉^{ミコト}登^{ミコト}、といへり。こは、書紀編纂者の定めたる用字例にして、特に尊敬の意を表すべき神祇・天皇・皇族に對しては尊の字を用ひ、その他に對しては、命の字を用ひたるなり。尊の字を充てしは、尊貴なる人を稱するが故にこれを用

別尊と命との區別

ひ、また命の字を用ひしは、天皇の御言ミコトノミコト詔勅即ち命なるより、これを當て用ひたるまでにて、尊・命の漢字に、ミコトの本義有るにあらざるは、言ふまでもなき事なり。

和銅四年の上野國多胡郡の碑に、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊とあり、石上尊は石上麻呂にして、藤原尊は藤原不比等をいへるなり。狩谷掖齋の説に、尊訓美古登、古時尊重其人、之稱、谷川淡齋誤以爲朝臣之省者、可笑矣古京遺文と見えたり。蓋しミコトは、奈良朝時代に於いては、一般に敬稱的接尾語として用ひられ、その後、敬稱人代名詞として、平安朝時代の末までも用ひられたりしこと、正倉院文書・萬葉集・今昔物語等によりて知ることを得べし。

皇族に親王・諸王の別を立てられたるは、蓋し天武天皇の朝の制なるべし。こは、日本書紀の天武紀を案じても知られ、また同天皇の十四年に、位階の制を改定して、明・淨・正・直・勤・務・追・進の八色六十階を定め給へるとき、其の中の明・淨の二色十二階を以て、諸王已上の位階と定め給へるにても知らる。而して、その制

始めて親王・諸王の別を立つ

度は、更に大寶・養老の令の制に至りて完備するに至れり。

第二節 令の皇族制度

皇族制度は、令の制に至りて、大に整備したりしが如し。即ち、皇親の限を定め、親王・内親王・諸王・女王の別を明にし、また皇族の身位・俸祿等に就いても、それぞれ規定するところ有り。繼嗣令にいはいはく、

凡皇兄弟皇子皆爲親王親王、女帝子亦同、以外並爲諸王、自親王親王五世雖得王名、不在皇親之限、

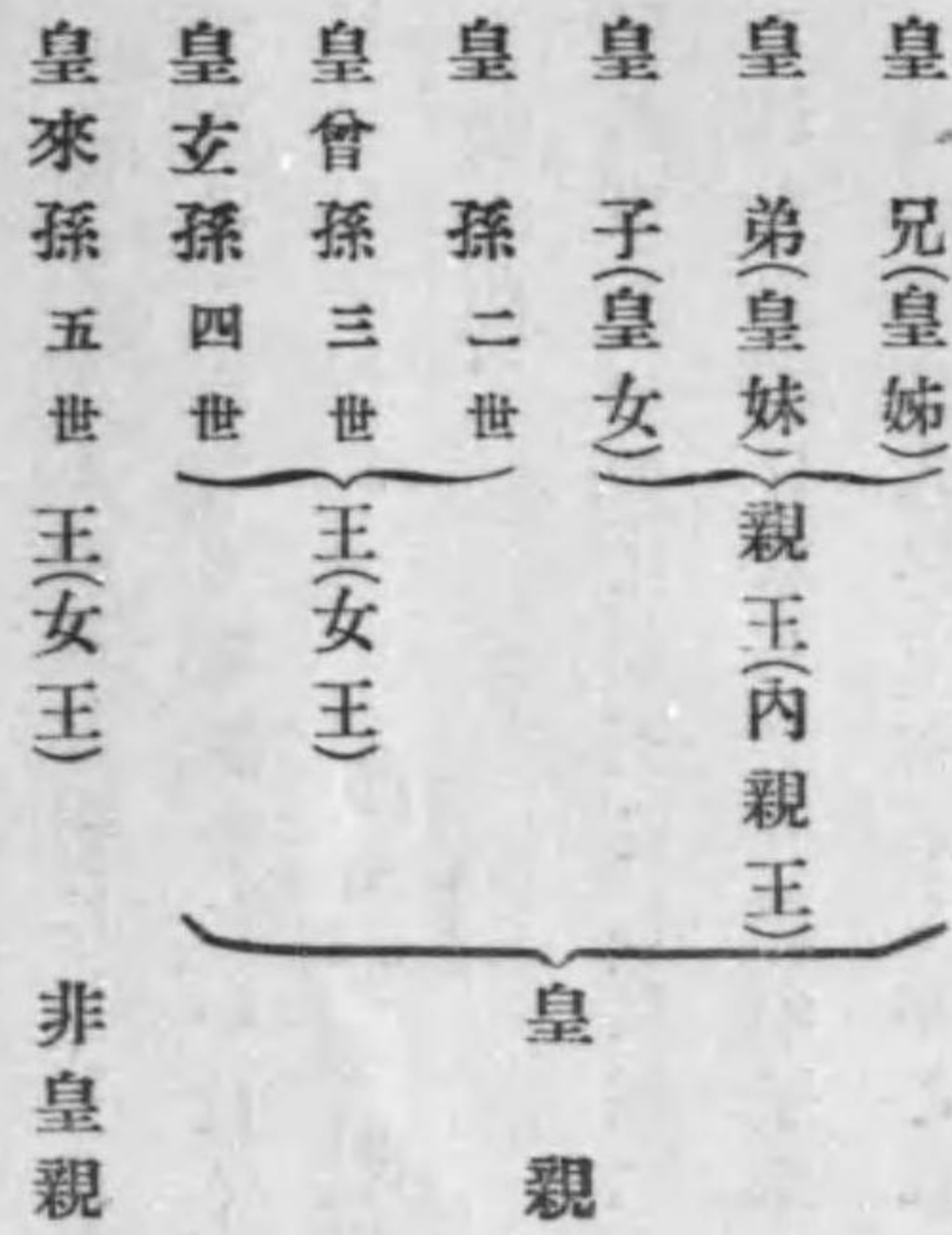
皇親の限

親王・内親王・王・女王

即ち、皇兄弟皇子(一世)は親王とし、皇孫(二世)皇曾孫(三世)皇玄孫(四世)までを諸王として、これを皇親となし、皇玄孫の子即ち五世王以下は、王と稱することを得れども、皇親の限に入れず。女系も亦これに准じ、皇姊妹皇女(一世)を内親王とし、二世より四世までを女王とし、これを皇親の限に入れたり。今これを表示すれ

ば、次の如し。

非皇親



五世王の子は王を稱すべきや否やに就きては、今の條文に明記せず。然るに令集解の穴説に、五世王僅得王名、至六世必賜姓成臣、不可得王名耳とありて、これには王名を稱すべからざるものとせり。但しこの穴説は、皇族賜姓の制創りて後よりの推定説にして、令制の法意は、いまだ此の點にまで及ばざりしものと思はる。

今の皇族制度
に唐令

親王・諸王の制度も、亦全く唐制に倣ひて設けられたるものなり。唐六典に、皇兄

かきこぼほぎ

皇親の制の沿革

弟皇子、皆封國、謂之親王。親王之子、承嫡者、爲嗣王。と見えたり。我が親王・諸王の稱の、彼れに倣ひたるものなること、以て知るべし。但し内親王・女王の稱に至りては、然らざるもの、如し。谷川士清の説には、く、學山錄曰、唐從漢魏制、天子姉爲長公主、女爲公主、然則稱皇女爲内親王、皇朝所創也。通鑑と、而して親王をミコト訓み、王をオホキミと稱すること、祝詞・宣命などに其の例多く見えたるが、後には音讀して、シンワウ・ワウと云へり。

今の制に定めたる皇親の制は、その後少しく沿革せり。慶雲三年二月の格に於いて、從來五世王を諸臣の例に入れて皇親の籍を絶つは、痛まじき限なりとて、自今以後、五世王は皇親の限に入れ、その承嫡者は、相承けて王たらしむべしと定められしが、更に天平元年八月に至りて、五世王の嫡子已上の、孫女王を娶りて男女を生めるものは、これを皇親の限に入れ、自餘は慶雲三年の格に依らしむる事とせり。

然れども、かく皇親の範圍を廣められたる結果は、遂にその流弊を招き、奸濫の徒宗室を汚すの患なきにあらずとて、延暦十七年閏五月に至りて、慶雲・天平の

正親司

前格を廢して、今の舊制に復せしめらるゝ事となれり。當時、皇親漸く繁衍して、國帑を費すこと頗る多大なりしかば、皇族賜姓の制を定めて、皇子に姓を賜ひて、人臣に列せしめ給ふ事も亦起れり。

親王の位階

親王の任官

今の制、皇親に關する一切の事は、宮内省の被管に正親司オホサキノカミありて、これを掌れり。親王の位階は、品ホウと稱して諸王諸臣に分ち、一品より四品に至る。品位に叙せられざるを無品親王と稱す。また親王の任官は太政大臣・左大臣・右大臣・大納言・太宰帥・八省の卿に任せらるゝ事、令制の定めなりしが、後に彈正臺の長官イにも任せらるる事となり、また淳和天皇の天長三年に至りて、中納言清原真人夏野の奏言によりて、上總・常陸・上野を定めて親王の任國となし、太守と稱して、身は在京の儘にてこれに遙任したまふ事と定められたり。この後、後醍醐天皇の時に、義良親王を陸奥太守に任じ給ひし事あり、これ等は、親王はすべて人臣の下に立ち給ふべきにあらざるが故に、長官たるべからざるの主旨より出でたるものなり。凡そ親王の座次は、諸王・諸臣の上に在りて、諸王・諸臣は、朝堂に在りては、座を避け、途上に於いては、歩を譲らざるべからざる制なりき。

親王の待遇

諸王の叙位および任官

この他親王もし罪を犯さば、先づ其の罪を議せむことを奏請して裁可を請ひ、又その薨するときは、廢朝して賻物を賜ひ、使を遣して葬事を監せしめ給ふなど、その待遇極めて優渥なり。

諸王の叙位は、諸臣と同じく正一位より從五位下に至るまでの十四階に叙せられ、官は、太政大臣以下の諸官に任せられ給ふこと、亦諸臣に同じ。されども、是れまた諸臣の下に立ち給ふべきにあらざるが故に、多くは諸司の長官に任せられ、また親王・諸臣との任官上の關係も、立制の上に注意せられてありしこと、次の延喜式式部の規定に依りても知らる。

凡諸王・諸臣任太政大臣者、不得以親王爲左右大臣、但得任八省卿。諸臣任太政大臣者、不得以諸王爲左右大臣。親王任左大臣者、得以諸王爲右大臣、但親王諸臣不得左右。

皇族と政權

親王・諸王の任官の制度は、上述の如くなり、雖も、史を按ずるに、親王・諸王の官務に任じ給ひて、政治上の實權を掌り給ひしは、其の例少し。令制以前に於いて、大友皇子は天智の朝に太政大臣となり、高市皇子は持統の朝に太政大臣とな

例 親王任官の實

り給ひき。その後、文武・元明の朝に、忍壁・穗積の二親王は、知太政官事に任じ給ひ、元正・聖武の朝に、舍人親王の同じく知太政官事に任じ給ひし數例を除きては、親王にして政務の樞要に任じ給ひもし、殆どこれなし。殊にこの後藤原氏の權勢を専らにするに至りてよりは、皇族の政局に立ち給ふこと益、尠くなり、また藤原氏も、賢明にして有力なる皇族のましますをば、極力排斥するに努めたりしが如し。安和の變に、藤原師尹が、左大臣源高明醍醐天皇の子の賢明なるを嫉視し、且つその自家に不利なる點有るより、これを誣ひて太宰權帥に貶したるが如き、また師尹の弟兼通が、左大臣源兼明源高明の兄の才名あるを忌み、陽に之を推戴して、親王に復せしめて中務卿となし、以てその實權を覆ひたるが如き是れなり。かくて、皇室の政權は、漸く去つて權門の掌中に歸するに至れり。この後、鎌倉時代に至りて、宗尊親王後嵯峨天皇の子、惟康親王宗尊親王の子、久明親王後深草天皇の子、守邦親王明親王の子の四親王の、征夷大將軍に任じ給ひしが有れども、此れ等はいづれも尸位垂拱の將軍にて、其の實權は、全く北條氏の掌中に存せしなり。

例 諸王任官の實

諸王の任官は、天武の朝に、栗隈王の兵政官長に任じ給へる、元正の朝に、大野王の彈正尹に任じ給へる、長屋王の右大臣に任じ給へる、また聖武の朝に、鈴鹿王の太政大臣に任じ、長屋王の左大臣に任じ、桓武の朝に、神王の右大臣に任じ給へるなどの例有れども、その後、諸王の顯要の地位に居給へるは、全くこれなし。但し、中古以來、華山天皇の皇子清仁親王の裔が、世々相繼いで、神祇伯に任じ給ひし一事は、最も注目すべき異例なりとす。はじめ後朱雀天皇の寛德三年に、清仁親王の子延信王、神祇伯に任じ、その子康資王これを繼ぎ給ひしより、その後裔相繼いで伯に任じ、一旦は源姓を賜はりて臣籍に列し、近衛中少將に任せらるるも、伯に任ずる時は、王に復し給ふを例とせり。これいはゆる王氏にして、白川伯家これなり。

白川伯家

皇族の陞位

今の制、諸臣の五位以上の者の子孫または子に對して、蔭位の制を設く、而して、皇族に對しても亦この制あり。即ち、親王・諸王の子は、年二十一歳に及べば、その父の蔭によりて叙位せらる。親王の子は從四位下に叙し、諸王の子、皇曾孫・皇玄孫は從五位下に叙し、五世王は從五位下に叙し、その子は一階を下して正六位上に叙せらるゝを定めとす。

皇親は不課口

令の制、皇親はすべて不課口として、課役を免せり。課役とは調・歳役(庸)・雜徭等に
して、皇親には、すべて此れ等の義務を蠲除せり。而して、親王(内親王)には、その品
階に應じて食封(品封)および品田を給し、またその在官者には、職封・職分田を給
せり。諸王(女王)にも、また食封(位封)および位田を給し、その在官者には、職封・職分
田を給する制なりき。

親王の食封・
品田

親王に給する食封・品田の數は、次の如し。

食封	品田
一品	八百戸
二品	六百戸
三品	四百戸
四品	三百戸

但し、内親王は、食封にありては上記の二分の一を、品田にありては上記の三
分の二を給せらるゝ制なりとす。

無品親王の食封・品田に就きては、令の制にその規定見えす。この後、大同二年

職封・職分田

六月に至りて、無品親王の食封を二百戸(男女並に同じ)と定められしが、斯く
ては四品内親王の食封に同じかることとなればとて、その翌三年六月、無品
内親王の食封は一百戸と定められたり。
食封は、定められたる封戸より貢納する田租の二分の一と、調庸等の全額とを
給與せらるゝなり。但し、田租は、和銅七年より其の全部を給せらるゝ制となれ
り。また品田とは、定められたる田を、其の人に給附せられたるものなれば、任
意これを他に賃貸して地子を收むることを得べし。但し品田は、その數に應
じて、法定の田租は、これを官に輸納せざる可からず。故に品田の性質は、輸租
田なりとす。
親王もし大臣・大納言等の官職に就任するときは、職封・職分田を受く。その數次
の如し。

職封	職分田
太政大臣	三千戸
左右大臣	二千戸
	四十町
	三十町

令の皇族制度

大納言 八百戸 二十町
 太宰帥 十町

諸王の位封・位田

職封・職分田の性質は、品封・品田の如し、但し職分田は不輸租田なりとす。諸王に給する位封・位田の數は、次の如し。

位	位封	位田
正一位	三百戸	八十町
從一位	二百六十戸	七十四町
正二位	二百戸	六十町
從二位	百七十戸	五十四町
正三位	百三十戸	四十町
從三位	百戸	三十四町
正四位		二十四町
從四位		二十町
正五位		十二町

從五位

八町

但し、女王は、位封にありては前記二分の一を、位田に在りては前記の三分の二を給せらるゝ制なりとす。

位祿・時服料

位封・位田の性質は、全く品封・品田のと同じ。なほ諸王にして官職に就任するときは、該官職に附する職封・職分田を受くること、親王任官の場合に同じ。その外、位封なき四位五位の諸王に對しては、特に純・綿・布・庸布を給す。これを位祿といふ。また、皇親の年十三歳以上なるものには、皆時服料を賜ふ。春は純・糸・布・緞の類を給はり、秋は純・綿・布・緞の類を給ふ。その乳母を給へる王に對しては、更に純・糸・布・若干を賜へり。當時、一位以下の職事官には、春秋に季祿を賜ふの制あり。故に皇親にして若し任官して職事官としての季祿を受くる場合には、多きに從つて其の一を給せらるゝ制なりとす。

親王に屬する家令および帳内

令の制、親王・内親王には、文學・家令・扶・從・書吏（これ等を總稱して、また家令といふ）および帳内（チャウダイ）を給附するの制あり。是れあだかも、現今、親王家に、別當あり、家令あり、家扶あり、家從あるに似たり。但し、内親王には、文學を附せず。また帳内も、内

親王には、その數を半減す。

	文學	家令	扶	從	書吏	帳内
一品	一人	一人	一人	大從一人 少從一人	大書吏一人 少書吏一人	百六十人
二品	一人	一人	一人	一人	大書吏一人 少書吏一人	百四十人
三品	一人	一人	一人	一人	一人	百二十人
四品	一人	一人	一人	一人	一人	一百人

家司および内舍人・大舍人

文學は、經學の講授すなはち教育の事を掌り、家令は、家務を惣知することを掌り、扶は、家令を助けて其の事を行ひ、從は、家事を檢校す。書吏は、文書の勘署を掌りて、書記官の職に當れり。而して、帳内は主として親王・内親王家の守衛儀仗の任に當るものにして、六位以下の人の子、および庶人の中より、これを採用する制なり。令制の沿革せし中古以降に至りては、親王家に、勅別當・家司・職事・藏人・侍者・御監などの家職を置き、これ等を總稱して家司といふ。また帳内の代に内舍人・大舍人などを賜ひたる例もありき。

また、令の制には、一位より三位に至るまでの職事官には、家令・扶・從・書吏を給

諸王に關する家令および資人

附し、また一位より五位に至るまでの有位者、および太政大臣・左右大臣・大納言には、資人を給附するの制あり。故に、諸王・女王にも、これ等の家令・資人を附せらるゝこと、勿論なり。これ宛も、現今、諸王家に、家令・家扶・家從を附せらるゝに似たり。但し資人は、女王にありては、其の數を半減する定めなり。

	家令	扶	從	書吏	資人
一位	一人	一人	大從一人 少從一人	大書吏一人 少書吏一人	一百人
二位	一人	一人	一人	大書吏一人 少書吏一人	八十人
正三位	一人	一人	一人	二人	六十人
從三位	一人	○	○	一人	四十人
正四位					三十五人
從四位					二十五人
正五位					二十人
從五位					

資人も、帳内の如く、主として守衛儀仗の任に當るものにして、内八位以下の人

皇族賜姓
の子より、これを採用せり。

二四四

第三節 皇族賜姓

皇胤氏を稱し
姓を負ひて臣
列に入る

上古にありては、皇胤の繁衍分流して、世を累ね年を経るに及びては、それぞれ氏を稱し姓を負ひて、臣民の列に入り給ひしこと、素より言ふまでもなき事なり。然るに、令の制に至りて、皇親・非皇親の限を、皇胤の上に立てられたり。仍りて、皇親たらざる皇胤は、如何にあるべきかに就きて、制度上の沿革の早晚現れ來るべきは、必然の事實なりき。果して諸王賜姓の事實は現れぬ。令制定後における諸王賜姓の初例は、實に聖武天皇の時に起れり。天平八年、敏達天皇の玄孫從三位葛城王・從四位上佐爲王、上表して姓を賜らむことを請ひ、且つ其の生母縣犬養橋宿禰三千代の家名を嗣ぎて、橋宿禰を稱せむことを請ふ。許さる。葛城王これより橋宿禰諸兄と稱せり。次いで孝謙天皇の天平勝實四年八月、天武天皇の孫智努王に文屋真人の氏姓を賜ふ。文屋真人淨三すなはちこれなり。天平勝

諸王賜姓

皇子賜姓

實八年、天武天皇の曾孫、また藤原朝臣の氏姓を賜はりて藤原朝臣弟貞と稱せり。これより後、諸王の賜姓ありて人臣の列に下りたまふもの、其の數漸く多し。そもそも奈良朝に入りてより、皇親漸く繁衍し、府庫を費すこと頗る多かるに至れり。加之、聖武天皇佛を信じ給ふこと篤く、諸國の國分寺奈良の東大寺等の建設等ありて、爲めに國用多端にして、府帑大に衰へしかば、皇親に對する供給も、悉く封戸の制に據ること漸く困難なるの有様となりぬ。これ實に皇族賜姓の事實をして、益多からしめたる主因とも謂ふべし。されば、桓武天皇の時に至りては、天皇の皇子にも氏姓を賜ひて、これを臣籍に列せしめ給ふ事始りぬ。延暦六年二月、勅して光仁天皇の皇子諸勝に廣根朝臣の氏姓を賜ひ、桓武天皇の皇子岡成に長岡朝臣の氏姓を賜りて、臣籍に列せしめ、これを皇子賜姓の始めとす。次いで延暦二十一年十二月、桓武天皇の皇子安世にも良峯朝臣の氏姓を賜ひて、その籍を右京に貫せしめられたり。その後、嵯峨天皇の弘仁五年五月に至りて、天皇は、その四皇子四皇女、信年六、弘年四、常年四、明年二、貞姫年六、潔姫年六、全姫年四、善姫年二に、源朝臣の氏姓を賜ひて、源信を以て其の戸主と定め、

皇族賜姓

二四五

嵯峨天皇の皇子
子女賜姓の詔

左京一條の一方に貫せしめ給へり。この時に天皇の下し賜へる詔の中に、朕當
 揖讓纂踐天位、中略、徒歲序屢換、男女稍多、中略、辱累封邑、空費府庫、朕傷于
 懷、思除親王之號、賜朝臣之姓、編爲同籍、後從事於公、出身之初、一叙六位、唯前
 號親王、不可更改、同母後產、猶復一例、其餘如可關者、朕殊裁下、と見えたり。これ
 より後、淳和・仁明・文德・清和・陽成・光孝・宇多・醍醐・村上以下、歴代の天皇の、其の
 皇子皇女および孫王に氏姓を賜ひて、臣籍に列せしめられたるもの、その數甚
 だ多し。中にも光孝天皇の皇子女の如きは、賜姓ありて臣籍に列し給へるもの、
 その數三十餘人の多きに及べり。これ等皇子・皇孫・諸王の賜りたる氏姓は、廣根
 朝臣・長岡朝臣・良岑朝臣・源朝臣・統朝臣・貞朝臣・久我朝臣・平朝臣・在原朝臣・文
 室朝臣・清原真人・中原真人・淡海真人など、その類頗る多かる中に、最も著名な
 るは源朝臣および平朝臣なるべし。中にも源朝臣は、嵯峨天皇の時、その皇子女
 に賜はりたるを初めとして、歴代の皇子皇孫、その姓を賜はれるもの比較的
 多く、また源朝臣・平朝臣を負へる諸流の中にも、桓武天皇の後なる平氏と、清和天
 皇の後なる源氏とは、後世最も著はるゝに至れり。

皇族の賜りた
る氏姓

源朝臣・平朝
臣

嵯峨天皇以來、皇子皇孫に源氏を賜はりしこと、其の基くところ、必ずしも是
 れなしとせず。支那北魏の時、源賀は王の族人なり。世祖その容儀器量の優れ
 たるを見、これに授くるに位爵を以てし、且つ、卿與朕源同、因事分姓、今可爲
 源氏、とて源姓を賜ひきといふ。我が國にて、皇族に源氏を賜はりしこと、或
 はこの事實に倣はれけるにや。

賜姓を競望す

かく、延暦・弘仁の頃より、皇子皇孫に姓を賜はること多く行はれしより、仁明・
 文德の御代の頃よりは、この事却つて諸皇親の競望するところとなるの有様な
 りき。三品明日香親王は桓武天皇の御子なり、嵯峨天皇の時、上表して、親王の號
 を除きて諸臣の列に下らむことを請ひしが、許されざりしかば、更にその所生
 の男女に朝臣の姓を賜ひて、臣籍に列せしめられむことを請へり。依りて、その男
 女王四人に、久賀朝臣を賜ふ。孫王の姓を賜ふこと、此れより競うて之に效ふと
 史に記せり。續日本後記、日本紀略當時、歴代の天皇が、皇族賜姓の事を多く行ひたまひし
 は、これによりて、府庫の出費を輕減せむとせられしに在ること、既記の嵯峨天
 皇の詔にも著く、また文德天皇の詔に、今所生男女、皆當享封爵之重、疏湯沐之

皇族賜姓の多
かりし所以

用、思^レ其煩費、内以忸怩、どのたまひ、文德實錄、仁壽光孝天皇の詔に、朕之諸兄、皆錫^二朝臣之姓、斯誠節^三國用、息^三民勞^二之計也、三代實錄、仁和どのたまはせられたるにても明かなり。然りと雖も、またこれを一面より観るときは、當時の皇族もまた、皇親の名位尊貴にして、實は封祿の資給の乏しきに在らむより、寧ろ臣籍の心易きに在りて、應分の誠忠を宗室に盡すの勝れるを望みたまひしなるべし。當時、諸王の困乏なりしは、弘仁十三年七月、新錢一百貫を以て、諸王の貧しき者に班給し給ひし事實によりても、これを推知する事を得べし。類聚加之、當時皇族にして姓を賜はりて臣籍に列し、地方の國司などに就任せられむには、地方人士の尊重信頼も一方ならざりしのみならず、その國司としての所得も、亦決して少額にてはあらざりしが如し。

賜姓の皇族と皇位

上述の如く、既に姓を賜はりて臣籍に列せられたる皇子・皇孫には、皇位繼承の權無きは、勿論の事なり。藤原基經の光孝天皇を迎立し奉らむとせし時、左大臣源融は、近き皇胤(嵯峨天皇の御子にして、仁明天皇の御弟にておはしましたれど、既に姓を賜はりて臣籍に列せられし上なれば、皇嗣たること能はざりし事、大鏡・

古事談に見えたり。また宇多天皇、光孝天皇第七の皇子、御諱は定省が、一旦源朝臣の姓を賜はりて臣籍に列しながら、父帝の大漸に臨みて、遽に親王宣下を蒙り、仁和三年八月、翌日、立太子の事ありて、直に踐祚し給へるが如きは、もとより異常の特例と謂はざるべからず。されど、一旦賜姓有りて後、事情に依りて再び親王に復し給へる例は、往々見えたり。醍醐天皇の皇子盛明親王・兼明親王の如き、即ちこれなり。現今の制度にては、皇族の臣籍に入りたる者は、皇族に復することを得ず」と皇室典範増補第六條に規定せられたり。

上述の如く、平安朝に入りてより、皇族の臣籍に降り給ふ者甚だ多く、加ふるに後段に述ぶるが如く、皇子皇女の出家入道し給ふ者、延喜以後に至りて、漸くその數を加ふるに至りしかば、皇族の數は、その後次第に少くなり、殊にも諸王は極めて寥々たるの有様となれり。本居宣長翁の玉勝間に、中ごろまでは諸王おはかりし事と題して、園太曆の記事によりて、康永・貞和・延文の頃にも、諸王の多かりし由を述べたれども、これは實際は其の人有りしには非ずして、唯俸祿の爲めに其の名を假設したるものなるべしとの説さへ有り。古事類苑、中世以後に

於いて、諸王家として最も著れたるは、彼の白川伯家のみなりき。

第四節 皇族の婚嫁

皇族の婚姻に
關する令の規
定

皇族の婚姻に就いては、令の制には繼嗣令の中に次の如く規定せり。

凡王娶親王、臣娶五世王者、聽唯五世王不得娶親王。

即ち、諸王は内親王を娶ることを得れども、五世王は皇親の限に非ざるが故に、内親王を娶ることを得ず。また臣下の皇族を娶るは、五世王を娶るを聽ざるれども、四世王以上を娶ることを得ず。また親王・諸王の臣家の女を娶ることに就きて、別に明記するところなきは、これを認許せしに由るものなり。而して、婚姻後の配遇者の身分に就きては、令には其の明文見えざるも、延喜式には次の如くこれを規定せり。

凡諸王以上、娶臣家女爲妻者、不得准夫品位。其内親王及女王、亦不得准夫品位。但五世王者、得准夫位。

婚姻後の配遇
者の身分

内親王の降嫁

女王の降嫁

かくの如く、令の制にては、内親王および諸王(四世以上の女王)の臣下に婚嫁することを聽さざりしが、後藤原氏權を執るに及びて、その制遂に壞れ、内親王にして臣家に降嫁せらるるもの有るに至れり。源潔姫は、嵯峨天皇の御子なり。藤原良房未だ弱冠なりし頃、天皇その風操の倫に超えたるを見、特に勅して潔姫を婚嫁せしめ給へり。されど、潔姫は既に源朝臣の氏姓を賜りて、臣籍に列したるものなれば、未だこれを以て皇女降嫁の例に數ふべからず。内親王の臣下に降嫁し給へるは、醍醐天皇の皇女四品勤子内親王が、中納言藤原師輔に嫁し給へる、その妹詔子内親王が、大納言源清陰に嫁し、後更に河内守橘惟風に嫁し給へるを以て、其の初めとなすべきが如し。後世、内親王の攝關家に降嫁したまへる例は、甚だ多し。近世徳川氏に對しては、靈元天皇の皇女吉子内親王(八十宮)の七代將軍家繼に許嫁結納の御儀あり、仁孝天皇の皇女親子内親王(和宮)の十四代將軍家茂に御降嫁ありしに過ぎず。

女王の降嫁は、仁明天皇の皇子人康親王の王女が、藤原基經に配し、宇多天皇の皇子代明親王の御子嚴子女王が、藤原頼忠に嫁し、その妹惠子女王が、藤原伊尹

の配室となり給へるなごを始めとして、女王の攝政・關白・將軍・門跡・大名等に婚嫁したまへる例は、極めて多し。近世の例にて言はゞ、攝關にては、有栖川宮職仁親王の御子董子(恭宮)の近衛經熙に嫁せられたる、將軍家にては、伏見宮貞清親王の御女淺宮顯子の四代將軍徳川家綱に嫁せられたる、伏見宮貞致親王の御女理子(眞宮)の八代將軍徳川吉宗に嫁せられたる、伏見宮邦永親王の御女増子(比宮)の九代將軍徳川家重に嫁せられたる、閑院宮直仁親王の御女倫子(五十宮)の十代將軍徳川家治に嫁せられたる、有栖川宮織仁親王の御女喬子(樂宮)の十一代將軍徳川家齊に嫁せられたる、門跡にては、京極宮智仁親王の御女の西本願寺良如に嫁せられたる、有栖川宮幸仁親王の御女淑宮の東本願寺光性に嫁せられたる、同音仁親王の御女兼宮の佛光寺堯祐に嫁せられたる、京極宮文仁親王の御女美目宮の專修寺圓猷に嫁せられたるなごあり、また諸大名にては、伏見宮貞清親王の御女安宮の徳川光貞伊紀に嫁せられたる、有栖川宮織仁親王の御女富貴宮の松平齊賢越前に嫁せられたる、その御妹同宮の松平齊房長門に嫁せられたる、その御妹登美宮の徳川齊昭水戸に嫁せられたるが如き、即ちこれな

皇族婚嫁に關する現代の制

り、現代の制度にては、皇族の婚嫁は、皇族または勅旨に依り特に認許せられたる華族に限ること、定め、その婚約を成す前には、必ず奏請して勅許を経るを要すること、定められたり。又結婚に依りて臣籍に入り給へる皇族女子は、皇族の列に在らざること勿論なりといへども、特旨に依りて、なほ内親王・女王の稱を有せしめらるゝ事もあるなり。これ等に就いては、更に第八節「現代の制度」の條に記したれば、併せ看るべし。

第五節 皇族の出家入道と宮門跡・比丘尼

御所

奈良朝時代に佛教の隆盛を極めしより、歴代皇室の信仰殊に深く、讓位の天皇にして、落飾して、佛門に歸依し給へるが有りしのみならず、皇族の薙髮入道したまへるもの、亦その數甚だ多かるに至れり。親王にして入道せられしを入道

入道親王・法親王

皇族の出家入道宮門跡・比丘尼御所

親王といひ、既に出家入道ありて後更に親王の宣下を蒙り給へるを法親王といふ。親王の入道せられしは、平城天皇の皇子高岳親王が、大同四年、嵯峨天皇の儲貳に登り、弘仁元年、廢位の後、落飾して眞如と稱せられたるを以て、其の初めとなすべく、當時これを稱して禪師親王といへり。淳和天皇の皇子恒貞親王もはじめ仁明天皇の皇儲に立ち給ひしが、承和九年、伴健岑等の亂に坐して廢せられ、後出家して法名を恒寂と稱せられたり。その皇弟三品上總太守基貞親王も入道し給ひ、仁明天皇の皇子四品彈正尹人康親王・無品常康親王も出家し給へり。また親王たらざる皇子の入道し給へるは、光仁天皇の皇子開成、花山天皇の皇子深觀・覺源などましませり。然れども、これ等はいづれも未だ入道親王とも法親王とも稱し給ひしにはあらず。入道親王の稱は、三條天皇の皇子師明親王、仁和寺に入りて性信入道親王と稱せられたるを以て初めとすべく、法親王の稱は、白河天皇の皇子覺行法親王を以て初めとすべし。仁和寺、宮すなはち是れなり。覺行法親王の皇弟に覺法法親王および聖惠法親王あり。續世繼にいはいはく、仁和寺に(中略)大御室とておはしまし、は、三條院の御子師明親王ときこえ

入道親王の始

法親王の始

給し。また兒におはしまして、親王の御名えたまひければ、法師の後も、親王の宣旨かぶり給はず、その宮につけたてまつり給しに、御弟子の宮覺行は、わらはにても、親王の御名えたまはねども、親王の宣旨かぶり給へり。後二條の大臣藤原師通、出家の後、例なきよし侍りけれども、白河院、内親王といふことも有れば、法親王もなごかなからむとて、はじめて法師ののち親王ときこえ給しなり。かくて後ぞ打つべき、いづくにも出家の後の親王きこえ給めると見えたり。なほ、この他に、孫王にして法親王となり給へるもの有り。後鳥羽天皇の皇孫澄覺法親王、順德天皇の皇曾孫承鎮法親王の如き、是れなり。而してこれ等の皇子皇孫は、いづれも一旦天皇の御猶子となりて、然る後に法親王の宣下を受けたまふを、その例とせり。またこの他に、内親王および女王にして出家入道せられたるものも、其の數決して少からざりき。

かくの如く、中古以來、皇族の出家入道したまふもの、甚だ多くなりしが、足利時代の頃より、これ等入道親王または法親王の入室したまふ寺院を稱して、宮門跡といひ、一種の寺格となすに至れり。門跡の稱は、宇多上皇出家落飾ありて、益

宮門跡

信僧正に授戒し、金剛覺と稱して、仁和寺に入室したまひし後、寛空・寛朝・濟信以下、いはゆる仁和寺の流、永くその法流を傳へしより、御門ミカドの跡ノトといふ義にて門跡と稱することゝなれりといふ説もあれど、羅山詩集、大和、弘法大師の門跡、慈覺大師の門跡、智證大師の門跡なども云へる例有るによりて見れば、記、中、右、葉、扶桑略記、源平、門跡とは、門徒または門流の謂にして、師跡を繼承する法流の盛衰記、平家物語、門跡とは、門徒または門流の謂にして、師跡を繼承する法流の稱なるが如し。足利時代より、仁和寺・青蓮院など、皇子皇族および攝籙・清華の子弟の入室する寺院を門跡と稱し、殊に皇子皇族の入り給ふをば宮門跡といへり。これに對して、攝家・清華より入室するを攝家門跡または清華門跡といひ、また本願寺は、足利時代の季に、門跡の格に准せられしより、これを准門跡といへり。徳川時代に入りてよりは、入道親王または法親王の住持したまへる宮門跡の外に、皇女・女王の落飾入室して住持したまふべき寺院を比丘尼御所といへり。今徳川時代に於ける宮門跡および比丘尼御所の名を列記すれば、左の如し。

慶應四年雲上
明覽による

宮門跡は

攝家門跡・清華門跡

比丘尼御所

輪王寺宮 また日光宮とも

仁和寺宮 また御室御所とも、御室宮とも

大覺寺宮 また嵯峨御所とも

妙法院宮 また新日吉御門跡とも

聖護院宮

青蓮院宮

智恩院宮 また華頂宮とも

勸修寺宮

梶井宮 また圓融院御門跡とも、梨木御門跡とも

曼殊院宮

圓滿院宮

右の外、醍醐三寶院は、本來は攝家門跡なれど、慶應三年十月、伏見宮邦家親王の御子易宮今の閑院宮載仁親王入りて法嗣に立たせ給ひ、また一乘院および實相院も、攝家門跡にてはわれど、往々入道親王の入室して法嗣に

皇族の出家入道と宮門跡・比丘尼御所

立たせ給ひしことあり

比丘尼御所は

大聖寺宮

寶鏡寺宮

曇華院宮

光照院宮

靈鑑寺宮

圓照寺宮

林丘寺宮

中宮寺宮

これ等の諸門跡・比丘尼御所は、いづれも皆常に在室住持ありしにてはなく、時によりて御無住のものも有りしこと、言ふまでもなし。

第六節 親王宣下と世襲親王家

淳仁・光仁の
二帝、詔して
皇兄弟姉妹諸
王子を親王・諸
内親王となす

既に述べたるが如く、令の制にありては、皇子皇女は即ち親王・内親王たるの制なりしが、淳仁天皇および光仁天皇の時、その登極の後に、特に群臣に詔して、天皇の皇兄弟姉妹および諸王子を、悉くに親王・内親王となすよしを宣せられしより、茲に親王宣下といふこと起るに至りぬ。そも、淳仁天皇は、はじめ大炊王と申し、天武天皇の皇子舍人親王(崇道)盡敬天皇と諡すの御子なれば、その兄弟姉妹とともに二世王にてましまし、然るに孝謙天皇の皇太子に立ち、後即位したまひしかば、登極の後、特に詔してその兄弟姉妹の諸王を悉く親王となし給へるは、(天平)寶字三年六月、その然るべき必要有りしに依る。また、光仁天皇も、はじめ白壁王と申し、天智天皇の御子施基皇子(田原)天皇と諡すの御子なれば、稱徳天皇の後を承けて、皇位に即きたまひし後に、特にその皇兄弟姉妹諸王等を、悉くに親王・内親王となすよしの詔を下し給へり。寶龜元年十一月、然れどもこれ等は、一面より言ふときは、凡皇兄弟皇子皆爲親王といふ繼嗣令の規定を實行せられたるものなりとも云ふことを得べし。孫王にして、親王宣下によりて親王たりし初例は、三條天皇の皇子敦明親王(小一條院)の御子敦貞・敦

孫王、宣下に
依りて親王に
りし例

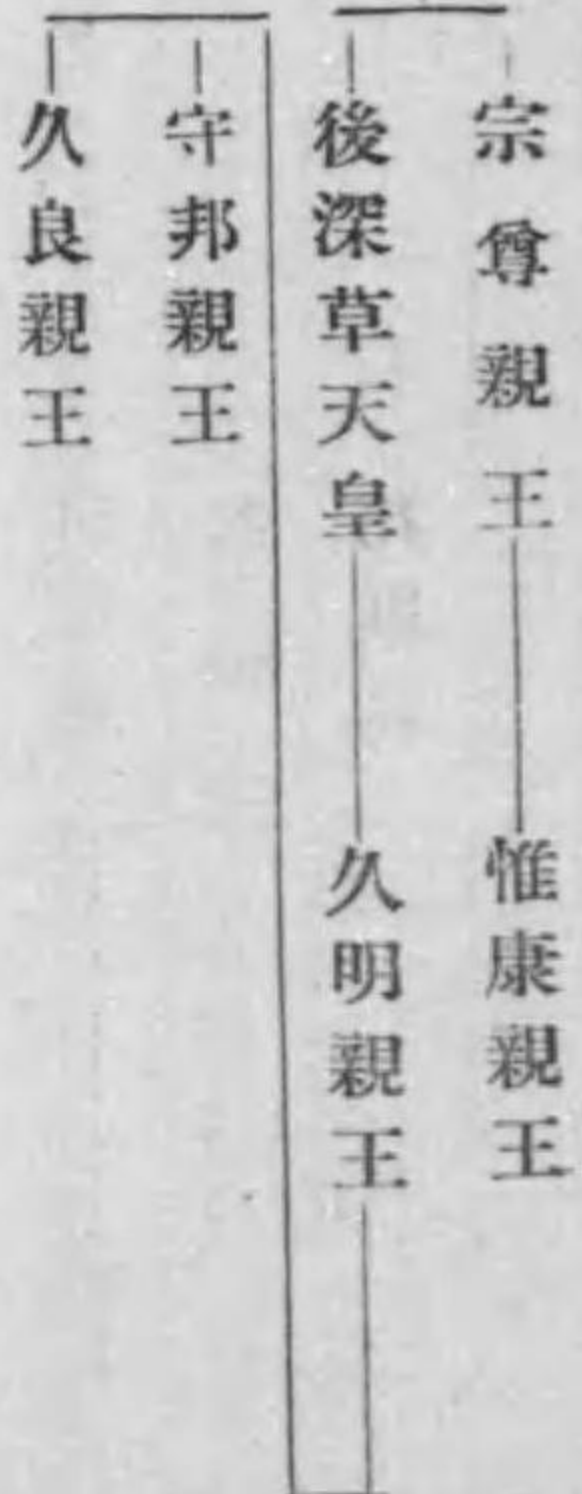
元の二王および假子・嘉子の二女王となすべし。これより後、孫王といへども、親王宣下ある時は、親王となり給ひ、また皇子皇女といへども、親王宣下なきが爲めに、親王たることを得たまはざりし者、これ有るに至れり。かの鎌倉將軍宗尊親王の御子惟康親王、および久明親王の御子守邦親王、久良親王、また順德天皇の曾孫忠房親王・守子内親王などの如きは、皆孫王にして親王となり給ひし例なり。また龜山天皇の皇子恒明親王の後が、相繼いで親王となり、常盤井宮と稱したまひしは、是れ世襲親王家のはじめなり。常盤井宮の事は、次に述ぶ。



皇子皇女、宣下なきに依り、親王たるを得ざりし例

世襲親王家

後嵯峨天皇



また、皇子皇女にして、親王宣下の事なきが爲めに、王・女王と稱し給ひしは、後白河天皇の皇子以仁王・高倉宮、土御門天皇の五皇女、順德天皇の二皇子の如き、是れなり。これ等は皆宣下なきに依りて、親王たることを得たまはざりしなり。世襲親王家は、鎌倉時代の末に常盤井宮・木寺宮あり。次いで、伏見宮および京極宮・有栖川宮の三親王家起りたまひしが、後徳川時代の中世、寶永年中に至りて、閑院宮また起りたまへり。されば、徳川時代には、伏見・京極後に桂宮・有栖川・閑院の四親王家おはしませり。而して、これ等世襲親王家の世嗣は、必ず皆一度は當代の御猶子となり給ひて、親王宣下を受けたまふを、其の例とせり。官職難儀にも、さて、いふ天子の皇子にてもなくて、二代三代の御末にて、親王宣下侍るは、一向道理に叶はぬ事なり。されど、いづれも天子御猶子の號にて宣下なり。然ら

常盤井宮
木寺宮

ざるはなきなりと見えたり。
常盤井宮は、龜山天皇の皇子恒明親王より出で、木寺宮は、後二條天皇の皇子にして後醍醐天皇の春宮に立ち給ひし邦良親王より出づ。されども、いづれも足利氏の季世に至りて絶えたまへり。これに次ぎて起り給ひしを伏見宮となす。

常盤井宮御略系

常盤井宮御略系

龜山天皇

恒明親王

全仁親王

滿仁親王

直仁親王

全明親王

恒直親王

木寺宮御略系

後二條天皇

邦良親王

康仁親王

邦恒王

世平親王

邦康親王

靜覺法親王

伏見宮

伏見宮は、崇光院の皇子榮仁親王(有栖川宮と稱せられたり)の御子貞成親王より出づ。親王は、はじめ後小松天皇の御猶子となりて、親王宣下を受け、伏見宮と稱したまひしが、後花園天皇即位の後、天皇の御生父にておはしますの故を以て文安四年十一月、太上天皇の尊號あり、後崇光院と號し奉れり。その御子貞常親王(後花園天皇の御弟)また親王宣下ありて、伏見宮を繼ぎたまひしより、子孫代々親王を繼ぎたまひて、永く繁榮し給へり。今の伏見宮家すなはち是れにして、今の梨本宮・山階宮・久邇宮・賀陽宮・小松宮・華頂宮・北白川宮・東伏宮・竹田宮・朝香宮・東久邇宮の諸宮家は、いづれも皆この宮より榮え出でさせ給へるなり。

伏見宮御略系

伏見宮御略系

後伏見天皇

光嚴院

量仁親王

崇光院

興仁王

伏見宮第一代
榮仁親王

第二代
貞成親王

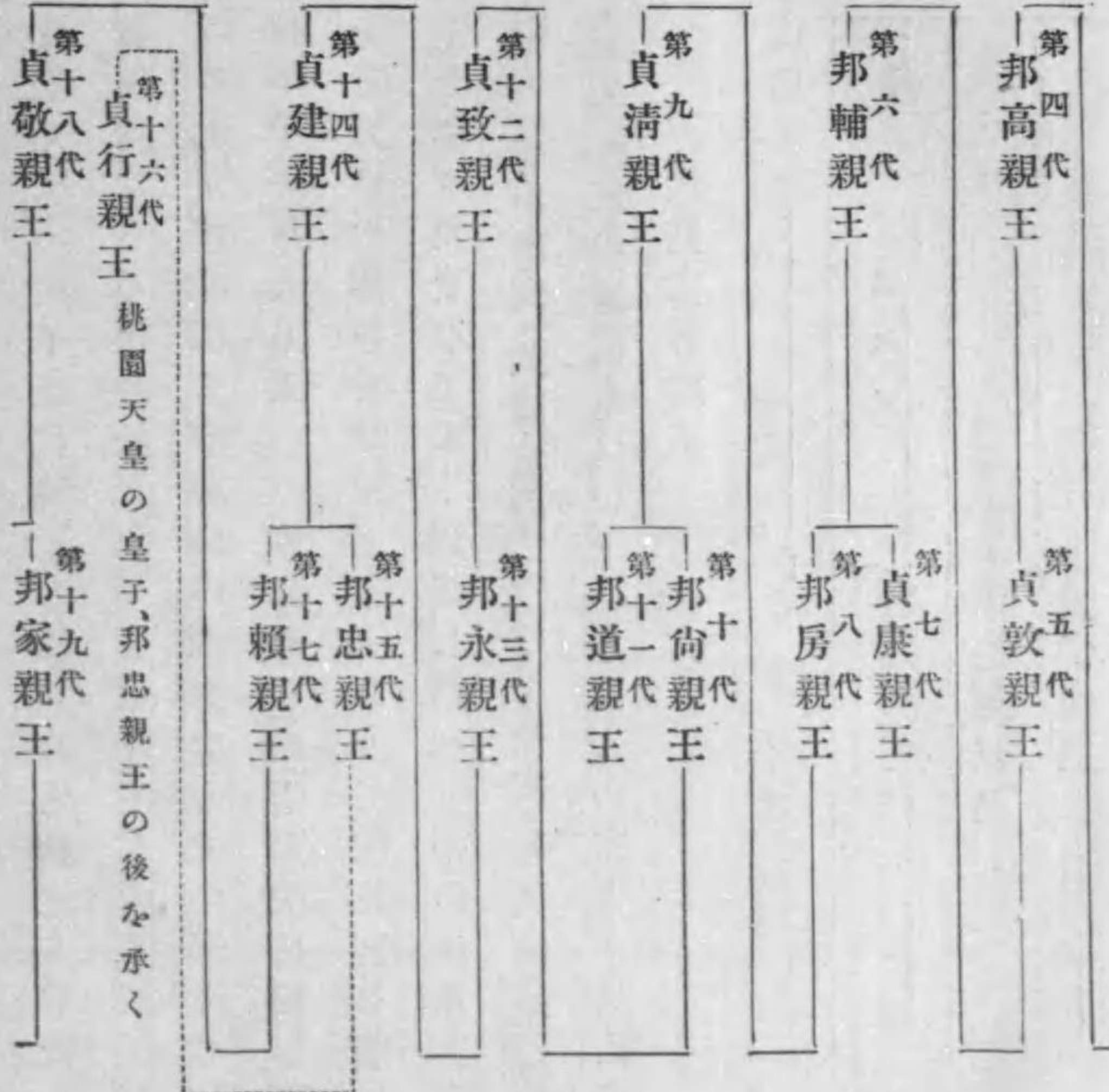
(後崇光院)

後花園天皇

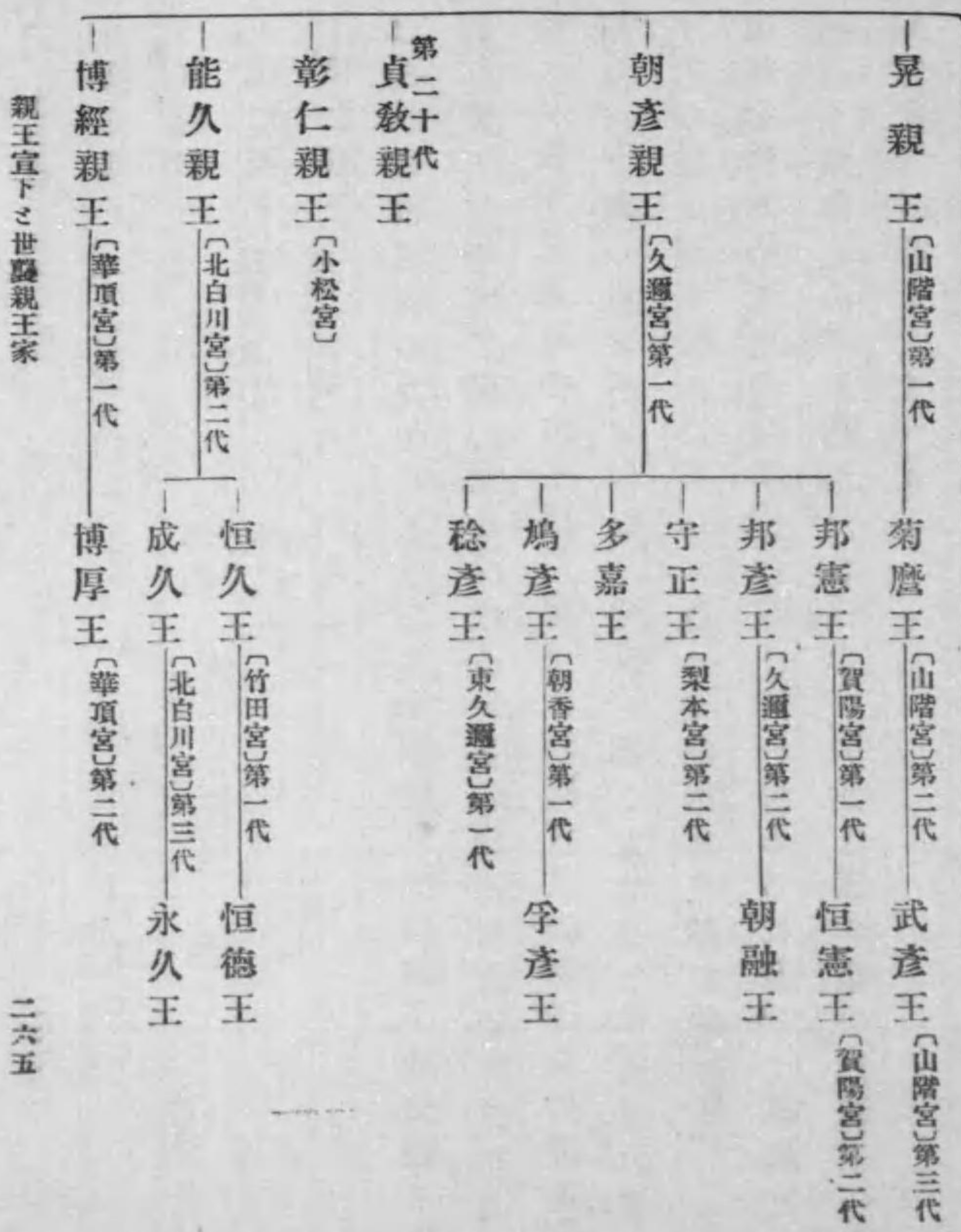
第三代
貞常親王

親王宣下と世襲親王家

親王宣下と世襲親王家



守脩親王 [梨本宮] 第一代



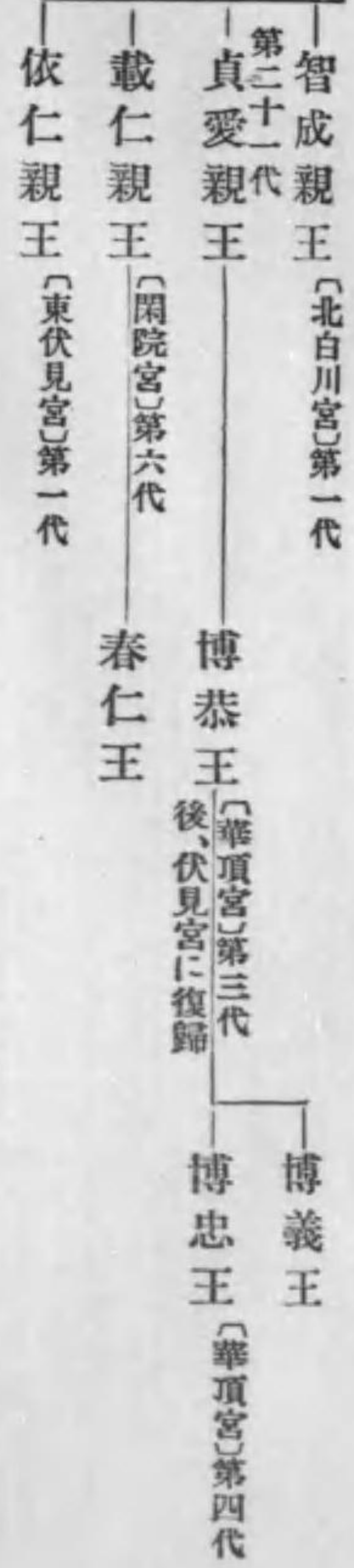
八條宮

京極宮

桂宮

京極宮(桂宮) 御略系

親王宣下と世襲親王家



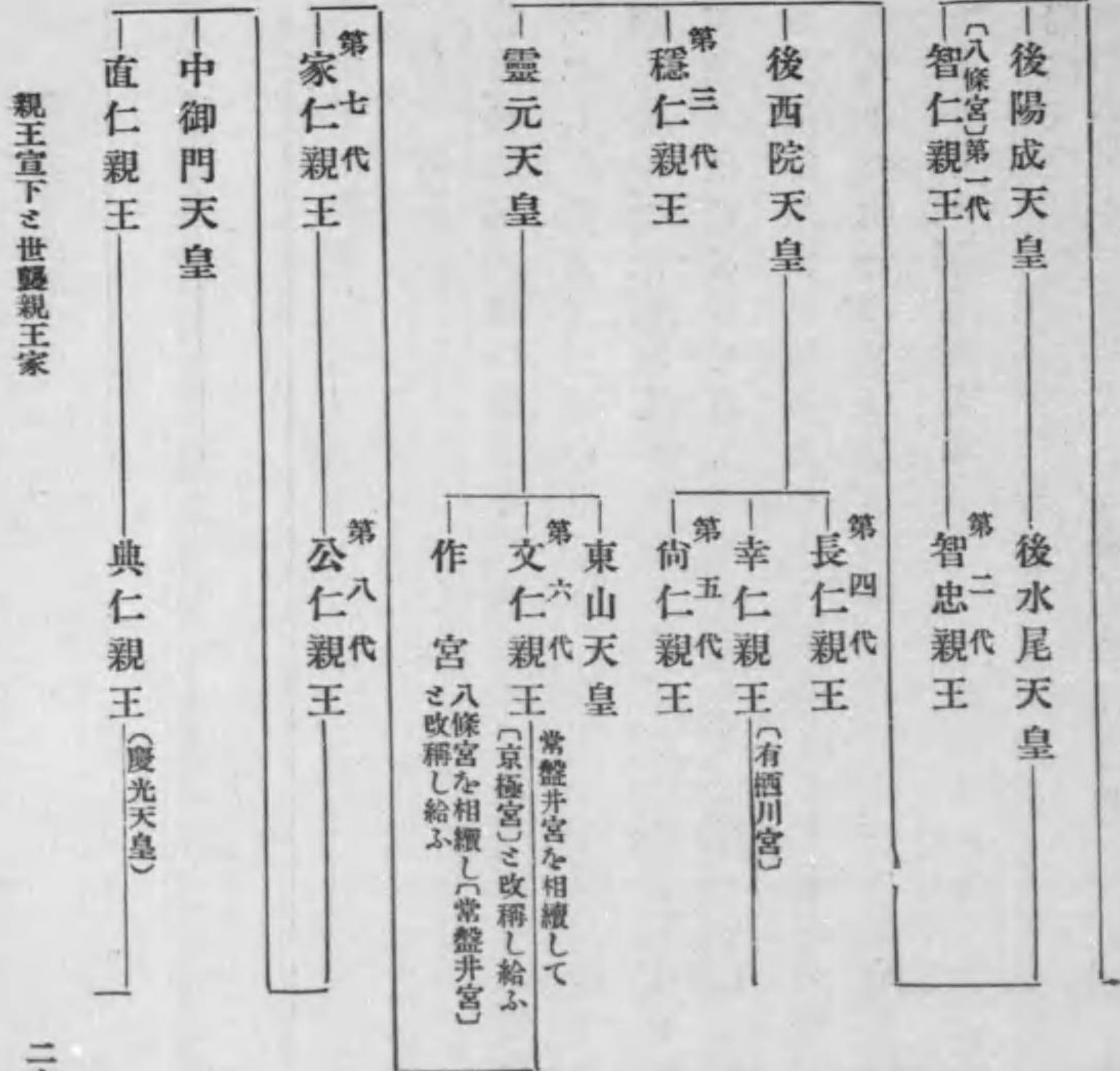
二六六

京極宮は、後に桂宮と改めたまへり。はじめ、正親町天皇の皇子誠仁親王(陽光院)の御子智仁親王、八條宮と稱したまひけるが、その御子智忠親王、また其の號を繼ぎたまへり。後水尾天皇の皇子穩仁親王、後西院天皇の皇子長仁親王・尙仁親王も、亦相ついで其の後を承け給ひ、八條宮と稱したまひしが、靈元天皇の皇子文仁親王、その後を繼ぎ給ふに及びて、改めて京極宮と稱し給へり。その後、文化七年光格天皇の皇子盛仁親王、御相續あるに及びて、京極宮を桂宮と御改稱あり。爾後その名を襲ぎたまひしが、明治十四年、淑子内親王の薨去に至りて、桂宮家遂に絶えたまへり。

京極宮(桂宮)御略系

正親町天皇

誠仁親王(陽光院)



親王宣下と世襲親王家

二六七

光格天皇

仁孝天皇
第九代
〔桂宮〕と改稱し給ふ

第十一代
淑子内親王

第十代
節仁親王

高松宮

桃園宮・花町宮

有栖川宮

有栖川宮御略系

有栖川宮は、後陽成天皇の皇子好仁親王より出づ。はじめ、好仁親王は高松宮と稱したまひしが、後水尾天皇の皇子良仁親王、その跡を繼ぎたまふに及びて、改めて桃園宮とも、また花町宮とも稱したまへり。既にして、良仁親王登祚せしむして、後西院天皇とならせ給ふに及び、皇子幸仁親王をして、花町宮の跡を繼がしめ、仍りて有栖川宮と改め給へり。その御子正仁親王の次に、靈元天皇の皇子職仁親王、入りて繼ぎたまひしより、爾來連綿として相續ぎ給へり。

有栖川宮御略系

後陽成天皇

後水尾天皇
〔高松宮〕第一代
好仁親王

明正天皇

後光明天皇

第二代
良仁親王〔後西院天皇〕

〔桃園宮〕 第三代
又〔花町宮〕 幸仁親王
〔有栖川宮〕と稱し給ふ

靈元天皇

東山天皇

第五代
職仁親王

第六代
織仁親王

第七代
韶仁親王

第八代
熾仁親王

第九代
熾仁親王

第十代
威仁親王

裁仁王〔早世〕

閑院宮
新井白石の建

閑院宮は、徳川時代の四親王家中、最も近く起りたまへり。七代將軍家宣の繼職のはじめ、寶永六年正月、新井君美、白石議を上りていはく、曩祖家康、國を創めし

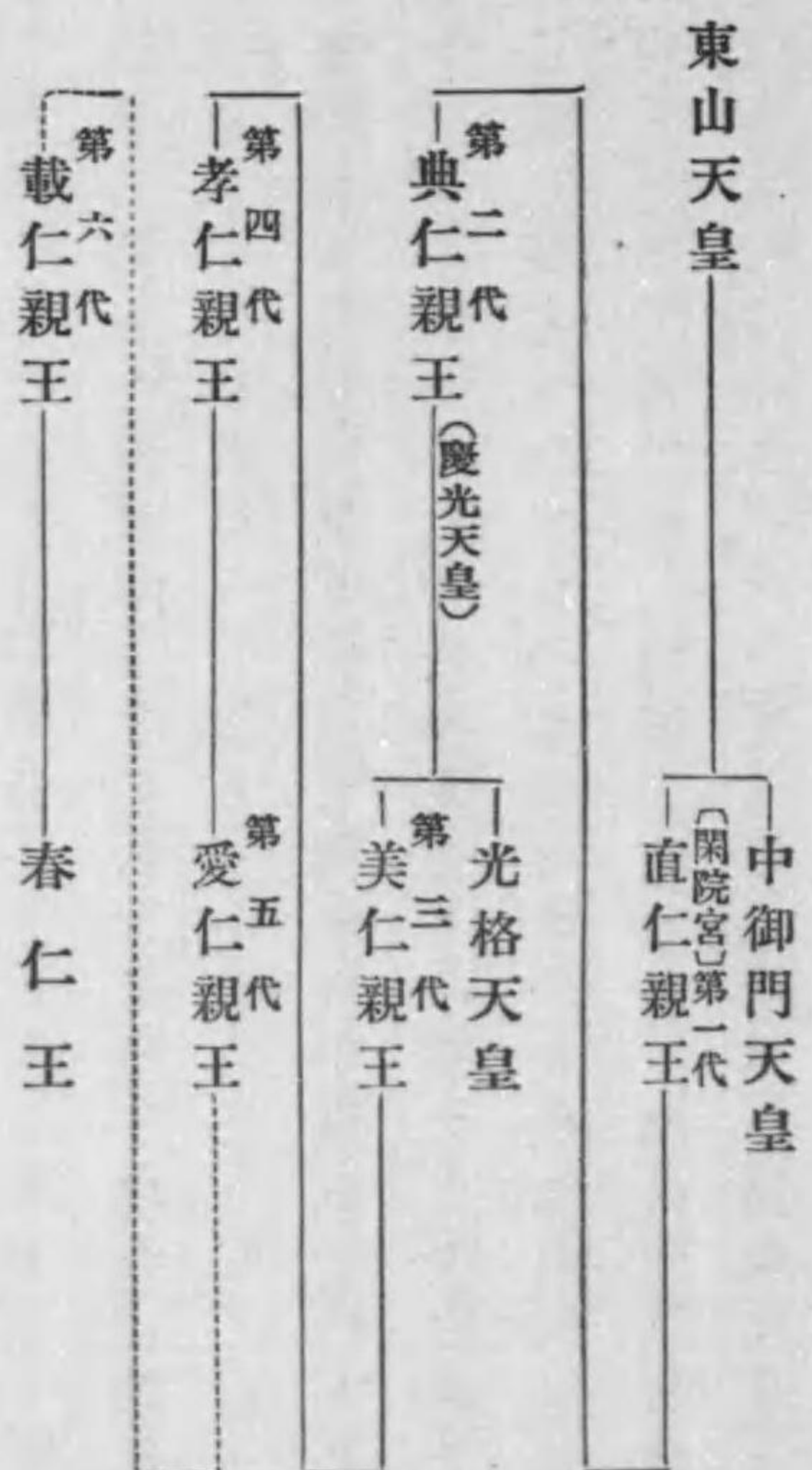
親王宣下と世襲親王家

より今に至るまで、大統の断絶せしこと既に二度に及べり。四代家綱五代綱吉ふい未だ百年ならざるに、既にかくの如きものは、必ずそのいはれ無きにあらじ。それ匹夫匹婦も、子有れば必ずその室家有らむことを思ふは、これ天下古今の人情なり。まして萬乗の至尊の御身を以て、儲君の外は、皇子皇女悉くこれを世外に捨て、その胤を絶ちたまふこと、甚だそのいはれ無き事なり。たとひ朝家より仰せ下さるゝ事なくとも、幕府よりこれが措置をなし奉らざらむは、是れ奉上の道を盡せりとは謂ひ難し。されば、今よりは、皇子はこれを親王に立て奉り、皇女は御降嫁の御事あらむに、國財を費すこと幾ばくもなくして、皇胤永く榮えひろごりたまはさむ。この國天祖大神の御後裔の、今の如き御有様におはしたまはさむには、いかでかは當家神祖の御末の常磐堅磐に榮ゆることを期するを得べきと。將軍家宣、大にその理あるを感じ、翌寶永七年八月時の中御門天皇の皇弟にして東山天皇の皇子なる秀宮(御名直仁)を新に親王家に立て奉らむ事を奏請し、御領千石を進め、東山院の舊殿に江戸より造進するところありて、こゝに新親王家創立を見るに至りぬ。秀宮は、この後享保三年に至りて

閑院宮御略系

閑院宮御略系

閑院宮と稱したまひ、同時に親王宣下の御事あり。爾後御子孫相ついで相續したまひしが、今の載仁親王は伏見宮邦家親王の御子にして、入りて閑院宮を御相續あらせられたり。



皇胤を宮と申すこと

およそ皇胤を宮と申すこと、藤原氏時代よりの事なりとおぼゆ。源氏物語・榮華物語などの諸書に、男一宮・男二宮・女三のみや・女四宮・男宮・女宮・姫宮、あるひは

若宮・今宮・ちご宮、または帥宮・彈正宮・兵部卿宮・中務宮などいふ事、多く見えたり。されど、これ等は皆皇子・皇女を申すにて、諸王・女王をまで云へるにてはあらざりき。然るを後には、皇子の御子をも、世襲親王をも、何宮といへること玉勝間に「天皇の御胤を宮と申すこと、古へは皇子皇女に限れり。皇子の御子よりしては、宮と申すことなかりき。然るを中ごろよりして、皇子の御子をも申し、近くは親王の御すちをば、世々すべて宮と申す事となれり」と言へるが如し。また、某宮といふ御稱號のこと宮といふ御稱號あるは、平安朝末よりの事にて、後白河天皇の皇子以仁王が高倉宮と號し、高倉天皇の皇子惟明親王が大炊御門宮と號し、後鳥羽天皇の皇子雅成親王が六條宮と號し、順德天皇の皇子忠成王が岩倉宮と稱したまへるなごをば古しとや謂ふべからむ。この他、冷泉宮・高橋宮・五辻宮・常盤井宮・木寺宮・大塔宮など、後漸くその數あれど、世襲親王の宮家としては、常盤井・木寺の兩宮を最も先となすべきが如し。

第七節 十五宮家

門跡の宮の復

中川宮(賀陽宮)朝彦親王

山階宮晃親王

仁和寺宮嘉彰親王

聖護院宮嘉言親王

華頂宮博經親王

照高院宮智成親王

梶井宮守脩親王

徳川時代の中世已降、世襲親王家として、伏見・京極(桂)・有栖川・閑院の四宮家のみおはしまし、こと上に述べたるが如し。然るに、幕末維新の際に至りて、門跡の宮の復飾したまへるもの少からず。伏見宮貞敬親王の御子(實は邦家親王の御子)にして曩に青蓮院に入り給ひし入道尊融親王は、文久三年復飾ありて中川宮朝彦親王と改め、尋いで賀陽宮と號したまへり。また、曩に勸修寺に入りたまひし入道濟範親王も、元治元年復飾ありて山階宮晃親王と改めたまへり。また、曩に仁和寺に入りたまひし入道純仁親王も、慶應三年復飾ありて仁和寺宮嘉彰親王と稱したまひ、又その翌慶應四年即ち明治元年には、聖護院におはせし入道雄仁親王も、復飾して聖護院宮嘉言親王と稱したまひ、知恩院にねはせし入道尊秀親王も、復飾して華頂宮博經親王と稱したまひ、聖護院におはせし入道信仁親王も、復飾して照高院宮智成親王と稱したまひ、梶井宮御門跡にておはせし入道昌仁親王も、復飾して梶井宮守脩親王と稱したまひしかば、この時明治元年にたまひし、諸宮は、舊來の

伏見宮

桂宮

有栖川宮

閑院宮

十五宮家

二七三

の四親王家の外に、新立の

山階宮

賀陽宮

聖護院宮

仁和寺宮

華頂宮

照高院宮

梶井宮

の諸宮、および

輪王寺門跡宮

三寶院門跡宮

の兩門跡の宮なりき。

明治年間の沿革

聖護院宮は、嘉言親王の薨去(明治元年八月)ありて後、御繼嗣なく、桂宮も淑子内親王薨じて(明治十四年十月)後、御繼嗣おはしませず。されどこの他の諸宮は、いづれも彌榮えに榮え給ひて、今日に至り給へり。中に就きて、伏見宮・有栖川宮・閑院宮・山階宮・華頂宮は、御稱號も今に至るまで改まりたまはず。賀陽宮は、明治八年より久邇宮と改めたまひしが、朝彦親王の薨じ給ひて(明治二十四年十月)後、御子邦彦王は久邇宮を繼がせたまひ、邦憲王は、更に賀陽宮を創めたまへり。(明治二十五年十二月)尙この後、朝彦親王の御子鳩彦王は、朝香宮を御創立あり、(明治三十九年三月)稔彦王は、東久邇宮を御創立あらせられたり。(明治三十九年

十一月)また仁和寺宮は、明治三年に至りて、東伏見宮と改稱ありしが、後明治十五年十二月に至りて、更に小松宮と改稱し、嘉彰親王は御名を彰仁親王と改めたまへり。彰仁親王の薨じ給ふ(明治三十六年二月)に先立ち、同親王の御弟依仁親王に、東伏見宮の稱號を允許あらせられたり。また照高院宮は、明治三年、北白川宮と改稱ありしが、智成親王の薨じ給ふ(明治五年正月)に及びて、親王の御弟にして曩に輪王寺門跡にておはせし能久親王は、その後を嗣ぎたまへり。能久親王の御子恒久王、明治三十九年三月、竹田宮を御創立あらせらる。また、梶井宮は、明治三年、梨本宮と改稱ありしが、明治十四年九月、守脩親王薨じ給ひて、嗣おはしませざりしかば、久邇宮朝彦親王の御子守正王、その後を承け嗣ぎたまへり。

なほ、最近に、今上天皇第三の皇子宣仁親王には、大正二年七月六日、高松宮の御稱號を賜るべき旨、御沙汰あらせられたり。されば、畏くも天津日嗣と共に、彌遠永に榮えさせ給ふべき諸宮家は、現在實に左の十有五家おはしませすなり。

高松宮

宣仁親王殿下

十五宮家

二七五

現在の十五宮家

有栖川宮
伏見宮
華頂宮
山階宮
賀陽宮
久邇宮
梨本宮
朝香宮
東久邇宮
小松宮
北白川宮
竹田宮
閑院宮
東伏見宮

故威仁親王妃

愍子

殿下

貞愛親王殿下

博忠王殿下

武彦王殿下

恒憲王殿下

邦彦王殿下

守正王殿下

鳩彦王殿下

稔彦王殿下

故彰仁親王妃

賴子

殿下

成久王殿下

恒久王殿下

載仁親王殿下

依仁親王殿下

皇族の御繁榮はすなはち皇室の御繁榮なり、竹の園生の御榮え、實にめでたしどもめでたし、なほ諸宮家に就きては別に附するところの諸宮家御系譜を見るし

「皇族の宮號を稱ふる事あるは、其の人に對するの稱謂にして、姓を賜ひ一家を爲す義には非るなり、偶、父子相承け同一の宮號を稱する事あるも、法理の上に於いては、是れ個人の身に終始するの稱號にして、獨立繼承の家長權を表示するものには非るなり、家の分立は、家長權の分立を意味す、皇族は皇室家長の大權の下に居るに由りて、即ち皇族たる者なり、皇族別に家を爲すこと有らば、即ち皇室の外に出て、皇族たるの身位を失ふものとす、皇族賜姓の場合之に當る、皇族別に家を爲し、仍皇室に在るは、理に於いて矛盾するを免れざるなり。」——憲法提要

第八節 現代の制度

皇室典範

皇室典範増補

諸皇室令

皇族制度は、明治維新の後、多少の沿革ありしが、明治二十二年二月十一日、皇室典範の御制定有るに至りて、茲にその大本の確定を見るに至れり。この後、更に明治四十年二月十一日に至りて、皇室典範増補の御發布あり、尋いで、登極令・攝政令・立儲令・皇室成年式令・以上共に明治四十二年二月十一日御公布、皇室服喪令・同年六月十日御公布、皇族身位令・皇室親族令・以上共に明治四十三年三月三日御公布、皇室財産令・同年十二月二十三日御公布、および皇族會議令・明治四十年二月二十七日御公布等の諸皇室令の御制定ありて、皇室に關する諸制度は、殆どその完備を見るの有様となれり。

皇族

敬稱

現今の制度に於いて、皇族と稱するは、太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王にして、皇族女子の臣籍に嫁したまへる者は、皇族の列に在らずとす。皇室典範第三十條、第四十四條その敬稱は、太皇太后・皇太后・皇后に對し奉りては、天皇に對し奉ると同じく陛下と稱し、皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王に對し奉りては、殿下と稱す。皇室典範第十八條、第七條

親王・内親王・王・女王

また、皇子より皇玄孫世に至るまでは、男を親王、女を内親王となし、五世以下は、男を王、女を女王となす。また、内親王・女王の臣籍に降嫁あらせられたるは、皇族の列に在らずといへども、特旨によりて、内親王・女王の稱を有せしめらるること有るべく、若しまた、天皇支系より入りて大統を承けたまふ時は、皇兄弟姉妹の王・女王に、特に親王・内親王の號を宣賜したまふ定めなり。皇室典範第三十一條、第三十二條、第四十四條而して、現在の皇族、五世以下にして、既に親王の號を宣賜ありたる者は、舊十四に依るべしと定めたまひ、その繼嗣以下、未だ宣下あらざるものは、皇室典範の本則によりて、王と稱すべき事と定められたり。皇室典範第五十七條すべて皇族は、天皇これを監督し給ふこと、皇室典範第三十條にその明文あり、夫れ、畏くも天皇は皇室の家父にまします。故に皇族の康俸は、皇室經費の中より給賜したまひ、皇族の結婚または外國への旅行は、必ず勅許を要し、また皇族の男女、幼年にして父なき者いませす時は、天皇は宮内の官僚に命じて、その教育保護を掌らしめ給ひ、又その父母の選舉せる後見人を認可し、または之を勅選したまふ。皇室典範第四十條、第四十三條されば、皇族の總べて天皇の監督の下に居たまふ

皇族は天皇之を監督し給ふ

宮内省

こと、家人の家人に於けるが如し、申すも畏き事ながら、此れ乃ち皇族の幸福及び榮譽を保つ所以なり。皇室典範と申し奉るべきなり。皇室に關する一切の事務は、宮内省これを掌り、宮内大臣これを總攬し、輔弼の責に任す。今左に宮内省の官制を掲載すべし。

宮内省官制 明治四十年十月三十一日皇室令第三號(十一月一日官報)

- 第一條 宮内大臣ハ親任トス皇室一切ノ事務ニ付キ輔弼ノ責ニ任ス
- 第二條 宮内大臣ハ所部ノ職員ヲ統督シ兼テ華族及朝鮮貴族ヲ監督ス(四三年第一八號ヲ以テ改正)
- 第三條 宮内大臣ハ皇室令ノ制定・改正又ハ廢止ヲ要スルモノアルトキハ奏ヲ具ヘテ上奏スヘシ其ノ國務大臣ノ職務ニ關連スルモノニ付テハ内閣總理大臣又ハ内閣總理大臣及主任ノ國務大臣ト俱ニ上奏スヘシ
- 第四條 宮内大臣ハ皇室令ノ施行其ノ他主管ノ事務ニ關シ必要ノ規程ヲ定ムルコトヲ得其ノ國務大臣ノ職務ニ關連スルモノニ付テハ内閣總理大臣又ハ内閣總理大臣及主任ノ國務大臣ト協定ヲ經ヘシ
- 第五條 宮内大臣ハ主管ノ事務ニ關シ省令ヲ發スルコトヲ得
- 第六條 宮内大臣ハ主管ノ事務ニ關シ警視總監及地方長官ニ指令又ハ訓令ヲ下スコトヲ得

第七條 宮内大臣ハ勅旨ヲ奉シ救恤・褒賞及贈賜ノ事ヲ施行ス

第八條 宮内大臣ハ宮内奏任官及勅任待遇奏任待遇宮内職員ノ進退ハ之ヲ上奏シ宮内判任官及判任待遇等外宮内職員ノ進退ハ之ヲ專行ス(四二年第五號)

第九條 宮内大臣ハ宮内職員・華族及朝鮮貴族ノ敍位ヲ上奏シ其ノ敍勳ハ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ス(四三年第一八號)以テ改正

第十條 宮内大臣ハ主管ノ事務ニ關シ勅裁ヲ經テ顧問委員又ハ評議員ヲ置ケコトヲ得

第十一條 宮内大臣ハ事故アルトキハ臨時其ノ職務ヲ次官ニ代理セシムルコトヲ得但シ皇室典範又ハ皇室令ニ依リ公告ヲ爲シ公式令ニ依リ副署ヲ爲シ省令ヲ發シ及重要ノ省務ヲ數奏スルハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 宮内大臣ハ次官及所管各部長官ニ其ノ職務ノ一部ヲ委任スルコトヲ得

第十三條 宮内大臣ハ會計ノ審査ニ干渉スルコトヲ得ス

第十四條 宮内省ニ大臣官房ヲ置ク
大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル但シ便宜ニ從ヒ大臣官房ノ事務ヲ所管各部署ニ於テ處理セシムルコトヲ得

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 職員ノ進退・身分ニ關スル事項
- 三 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

現代の制度

- 四 行幸啓ニ關スル事項
- 五 (四三年第一八) 號ヲ以テ削除
- 六 救恤・褒賞及贈賜ニ關スル事項
- 七 進獻ニ關スル事項
- 八 法規其ノ他重要ナル公文ノ起草及審査ニ關スル事項
- 九 皇族會議ニ關スル事項
- 十 帝室經濟會議ニ關スル事項
- 十一 公文書類及成案文書ノ授受發送ニ關スル事項
- 十二 統計・報告ノ調製ニ關スル事項
- 十三 恩給扶助料等ニ關スル事項
- 十四 所管各當局ノ主管ニ關セサル財産ノ管理ニ關スル事項
- 十五 前各號ノ外所管各當局ノ主管ニ關セサル事項
- 第十五條 宮内省ニ左ノ職員ヲ置ク
次官 祕書官 書記官 翻譯官 關
- 第十六條 次官ハ一人勅任トス大臣ヲ輔ケ省務ヲ整理ス
- 第十七條 祕書官ハ專任二人奏任トス大臣ニ專屬シ第十四條第二項第一號乃至第三號ノ事務ヲ分掌ス但シ省務ノ現況ニ依リ臨時大臣ノ命ヲ承ケ他ノ事務ヲ助ク
- 第十八條 書記官ハ專任四人奏任トス第十四條第二項第四號乃至第十五號ノ事

- 務ヲ分掌ス但シ省務ノ現況ニ依リ臨時大臣ノ命ヲ承ケ他ノ事務ヲ助ク
- 第十九條 翻譯官ハ專任二人奏任トス翻譯及通譯ノ事ヲ分掌ス(四三年第四號)ヲ以テ改正
- 第二十條 屬ハ判任トス大臣官房各職及各寮ニ分屬シテ庶務ニ從事ス(四三年第一八號)第二三號ヲ以テ改正
- 第二十一條 宮内省ニ宮中顧問官二十五人ヲ置ク勅任名譽官トス大臣ノ諮詢ニ應シ又ハ臨時大臣ノ命ヲ承ケ省務ヲ輔ク
- 第二十二條 宮内省ニ左ノ各職及各寮ヲ置キ省務ヲ分掌セシム(四三年第一八號)ヲ以テ改正
- 侍從職 式部職 宗秩寮 內藏寮 圖書寮 侍醫寮 大膳寮
諸陵寮 主殿寮 內匠寮 內苑寮 主馬寮 主獵寮 調度寮
- 第二十三條 侍從職ニ於テハ側近ノ事ヲ掌ル
- 第二十四條 侍從職ニ左ノ職員ヲ置ク(大正元年第一二號)ヲ以テ改正
- 侍從長 侍從職幹事 侍從
- 第二十五條 侍從長ハ親任又ハ勅任トス常侍奉仕シ侍從職ヲ統轄シ便宜事ヲ奏シ旨ヲ宣ス
- 第二十六條 侍從職幹事ハ一人勅任トス侍從長ヲ輔ケ侍從長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第二十七條 侍從ハ十六人奏任トス側近ノ事ヲ分掌ス
- 第二十八條 (大正元年第一二號)ヲ以テ削除
- 第二十九條 式部職ニ於テハ典式及交際ノ事ヲ掌ル

第三十條 式部職ニ左ノ職員ヲ置ク(四二年第五號)
 式部長官 式部次官 式部官 舍人

第三十一條 式部長官ハ親任又ハ勅任トス典式ニ奉仕シ式部職ヲ統轄ス

第三十二條 式部次官ハ一人勅任トス式部長官ヲ輔ケ式部長官事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三十三條 式部官ハ專任二十人内四人ヲ勅任十六人ヲ委任トシ名譽官ト爲スコトヲ得典式及接待ノ事ヲ分掌ス(四三年第四號)

第三十三條ノ二 舍人ハ判任トシ名譽官トス他ノ宮内判任官ヨリ兼任ス典式ニ關スル雜務ニ従事ス(四二年第五號ヲ以テ追加)

第三十四條 式部職ニ掌典部及樂部ヲ置ク

第三十五條 掌典部ニ於テハ祭事ヲ掌リ樂部ニ於テハ樂事ヲ掌ル

掌典長 掌典次長 掌典 内掌典 掌典補

掌典長ハ一人勅任トス部務ヲ掌理シ所部職員ヲ監督ス

掌典次長ハ一人勅任又ハ委任トス掌典長ヲ助ケ掌典長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

掌典ハ八人委任トシ名譽官ト爲スコトヲ得祭事ヲ分掌ス

内掌典ハ判任トス内一人ヲ委任ト爲スコトヲ得掌典補ハ判任トス共ニ祭典ニ従事ス(四二年第五號ヲ以テ改正)

第三十六條 樂部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長 樂長 樂師

部長ハ委任トス他ノ宮内高等官ヨリ兼任ス部務ヲ掌理シ所部職員ヲ監督ス(四二年第四號ヲ以テ改正)

樂長ハ二人委任トス樂事ヲ分掌ス

樂師ハ判任トス奏樂ニ従事ス(四二年第五號ヲ以テ改正)

第三十六條ノ二 宗秩寮ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル(四三年第一八號ヲ以テ追加)

- 一 皇族ニ關スル事項
 - 二 王族及公族ニ關スル事項
 - 三 爵位ニ關スル事項
 - 四 華族ニ關スル事項
 - 五 朝鮮貴族ニ關スル事項
 - 六 有位者ニ關スル事項
- 第三十六條ノ三 宗秩寮ニ左ノ職員ヲ置ク(上同)
- 宗秩寮總裁 宗秩寮主事
- 第三十六條ノ四 宗秩寮總裁ハ親任又ハ勅任トス宗秩寮ヲ統轄シ兼テ皇族・王族及公族ニ附屬スル職員ヲ監督ス(上同)
- 第三十六條ノ五 宗秩寮主事ハ二人委任トス内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得察務ヲ分掌ス(上同)

第三十六條ノ六 宗秩寮ニ審議會ヲ置ク(上同)

審議會ハ皇族・王族及公族ニ關スル重要ノ事項ニ付キ諮詢ニ臨シ意見ヲ上奏ス。審議會ハ華族ノ懲戒及禮遇停止ノ解除ヲ審議シ兼テ華族及朝鮮貴族ニ關スル重要ノ事項ニ付キ宮内大臣ノ諮詢ニ應ス。

第三十六條ノ七 審議會ハ宗秩寮總裁及宗秩寮審議官ヲ以テ之ヲ組織ス(上同)

第三十六條ノ八 宗秩寮審議官ハ左ニ掲クル者ニ就キ宮内大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス(上同)

- 一 樞密顧問官 三人
- 二 宮内勅任官 四人
- 三 有爵者 五人(公侯伯子男各一人)

宗秩寮審議官ハ官吏ヨリ命セラレタル者ハ其ノ本官ノ待遇ヲ享ケ有爵者ヨリ命セラレタル者ハ勅任官ノ待遇ヲ享ケ

第三十六條ノ九 審議會ノ議長ハ宗秩寮總裁及宗秩寮審議官ノ内上席者ヲ以テ之ニ充ツ(上同)

議長事故アルトキハ次席者之ヲ代理ス。第三十六條ノ十 審議會ハ審議官過半數ノ出席アルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス(上同)

第三十七條 内藏寮ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 御資ノ保管・運用及出納ニ關スル事項
- 二 豫算・決算ニ關スル事項
- 三 金錢ノ保管・出納ニ關スル事項
- 四 諸計算ノ下検査ニ關スル事項
- 五 特別會計ニ關スル資金又ハ基金ノ保管・出納ニ關スル事項

第三十八條 圖書寮ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 皇統譜ニ關スル事項
- 二 皇室典範ノ正本尙藏ニ關スル事項
- 三 詔書・勅書及皇室令ノ正本尙藏ニ關スル事項
- 四 世傳御料壺帳ニ關スル事項
- 五 天皇・皇族・王族及公族實錄ノ編修ニ關スル事項(四三年第一八號ヲ以テ改正)
- 六 圖書ノ保管・出納ニ關スル事項
- 七 公文書類ノ編纂及保管ニ關スル事項

第三十九條 (四三年第一八號ヲ以テ削除)

第四十條 侍醫寮ニ於テハ診候・進藥・調劑及衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

第四十一條 大膳寮ニ於テハ供御及饗宴ニ關スル事務ヲ掌ル

第四十二條 諸陵寮ニ於テハ陵墓ニ關スル事務ヲ掌ル

第四十三條 主殿寮ニ於テハ宮殿・廳舍及其ノ附屬建物ノ管守並警察ニ關スル事務ヲ掌ル

第四十四條 内匠寮ニ於テハ建築及土木ニ關スル事務ヲ掌ル

第四十五條 内苑寮ニ於テハ庭苑及園藝ニ關スル事務ヲ掌ル

第四十六條 主馬寮ニ於テハ馬匹・車輛及牧場ニ關スル事務ヲ掌ル

第四十七條 主獵寮ニ於テハ狩獵及獵場ニ關スル事務ヲ掌ル

第四十八條 調度寮ニ於テハ物品ノ購入・整備・雜役及自動車ニ關スル事務ヲ掌ル

(四三年第二三號ヲ以テ改正)

第四十九條 宗秩寮ヲ除クノ外各寮ニ左ノ職員ヲ置ク(四三年第一八號ヲ以テ改正)

頭 主 事

第五十條 頭ハ各一人勅任トス察務ヲ掌理シ所部職員ヲ監督ス

第五十一條 主事ハ各一人、内藏寮主事及主殿寮主事ハ各二人、侍醫寮主事ハ三人

共ニ奏任トス察務ヲ掌ル

侍醫寮主事ハ侍醫ヲシテ之ヲ兼ネシム

第五十二條 圖書寮ニ編修官專任三人ヲ置ク奏任トス編修ノ事ヲ分掌ス

第五十三條 侍醫寮ニ左ノ職員ヲ置ク

侍 醫 侍醫補 醫 員 藥劑師長 藥劑師 藥劑員

侍醫ハ二十五人内八人ヲ勅任、十七人ヲ奏任トス診候・進藥及衛生ノ事ヲ分掌ス

(四三年第四號ヲ以テ改正)

侍醫補ハ奏任トス侍醫ノ定員内ヲ以テ之ヲ置ク侍醫ヲ助ク

醫員ハ判任トス醫務ニ從事ス(四三年第二三號ヲ以テ改正)

藥劑師長ハ一人奏任トス藥品ノ製造・試験及調劑ノ事ヲ掌ル

藥劑師ハ三人奏任トス藥劑師長ヲ助ク

第五十四條 大膳寮ニ左ノ職員ヲ置ク

主膳長 主 膳

主膳長ハ一人奏任トス膳蓋ノ事ヲ掌ル

主膳ハ判任トス膳蓋ニ從事ス(四二年第五號ヲ以テ改正)

第五十四條ノ二 諸陵寮ニ左ノ職員ヲ置ク(四二年追加第五號)

陵墓守長 陵墓名譽守部

陵墓守長ハ判任トス陵墓管守ノ事ヲ分掌ス(四三年第二三號ヲ以テ改正)

陵墓名譽守部ハ判任トシ名譽官トス陵墓ノ管守ニ從事ス(同上)

第五十四條ノ三 主殿寮ニ内舍人ヲ置ク判任トス宮殿ノ雜務ニ從事ス(四二年第五號ヲ以テ改正)

第五十五條 警察部ニ於テハ

警察部ニ於テハ宮殿及廳舎ノ警察ヲ掌ル

第五十六條 警察部ニ左ノ職員ヲ置ク

皇宮警視長 皇宮警視 皇宮警部

皇宮警視長ハ一人奏任トス部務ヲ掌理シ所部職員ヲ監督ス

皇宮警視ハ二人奏任トス皇宮警視長ヲ助ク(四三年第一號ヲ以テ改正)

皇宮警部ハ判任トス警察ニ從事ス(四二年第二三號ヲ以テ追加第一號)

第五十七條 内匠察及内苑察ニ技師及技手ヲ置ク
 内匠察技師ハ六人・内苑察技師ハ專任三人共ニ奏任トス各主務ニ屬スル技術ノ事ヲ分掌ス(四三年第四號)
 内匠察技師一人ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得
 内匠察技手・内苑察技手ハ共ニ判任トス技術ニ從事ス(四三年第四號・第二)
 第五十八條 主馬察ニ左ノ職員ヲ置ク
 車馬監 調馬師 馬醫師 馬 醫 技 師 技 手
 車馬監ハ車馬裝具ノ管守及馬匹ノ飼養・調習ニ關スル事務ヲ掌ル(四三年第一號)
 調馬師ハ馬匹調習ノ事ヲ掌ル(同上)
 馬醫師ハ一人奏任トス馬匹醫療ノ事ヲ掌ル(同上)
 馬醫ハ判任トス馬匹ノ醫療ニ從事ス(四三年第二號)
 技師ハ十一人奏任トス内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得、技術ノ事ヲ分掌ス(四二年號・第一) 號ヲ以テ改正
 技手ハ判任トス牧場及車馬ニ關スル技術ニ從事ス(四二年第五號・第一) 號ヲ以テ改正
 車馬監ハ一人、調馬師ハ四人共ニ技師ヲ以テ之ニ充ツ(四三年第三號・第一) 號ヲ以テ追加
 第五十九條 主獵察ニ左ノ職員ヲ置ク(四二年第五號)
 主獵官 獵場監守長 獵場名譽監守 鷹 師
 主獵官ハ十五人内二人ヲ勅任、十三人ヲ奏任トシ共ニ名譽官トス狩獵ノ事ヲ掌

獵場監守長ハ判任トス獵場管守ノ事ヲ分掌ス(四三年第二號・第三)
 獵場名譽監守ハ判任トシ名譽官トス獵場ノ管守ニ從事ス(同上)
 鷹師ハ判任トス鷹準ノ調習ニ從事ス(同上)
 第五十九條ノ二 調度寮ニ技師及技手ヲ置ク(四三年第二號・第三)
 技師ハ一人奏任トス自動車ニ關スル技術ノ事ヲ掌ル
 技手ハ判任トス自動車ニ關スル技術ニ從事ス
 第五十九條ノ三 宮内判任官ノ定員ハ宮内大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム(同上)
 第六十條 宮内大臣ハ大臣官房及所管各部局ノ分課ヲ廢置シ及其ノ處務規程ヲ定ムルコトヲ得
 各分課ニ課長ヲ置ク大臣官房分課ノ課長ニハ秘書官又ハ書記官ヲ以テ之ニ充ツ所管各部局分課ノ課長ニハ奏任官又ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ
 第六十一條 宮内大臣ハ須要ニ從ヒ勅任待遇・奏任待遇・判任待遇及等外ノ職ヲ置キ其ノ職制ヲ定ムルコトヲ得但シ奏任待遇以上ニ係ル者ノ職制ハ勅裁ヲ經ヘシ(四二年第五號)
 (附則(略))
 また、内大臣府ありて、御璽・國璽を尙藏し、及び詔書・勅書其の他内廷の文書に關する事務を掌る。而して、内大臣これを統轄し、天皇に常侍輔弼す。今左に内大臣府の官制を掲載すべし。

現代の制度

内大臣府官制

明治四十年十月三十日、皇室令第四號(十一月一日官報)

- 第一條 内大臣府ニ於テハ御璽・國璽ヲ尙藏シ及詔書・勅書其ノ他内廷ノ文書ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條 内大臣ハ親任トス常侍輔弼シ内大臣府ヲ統轄ス
- 第三條 内大臣ハ所部職員ノ級位・級勳其ノ他進退ニ關スル事項ニ付テハ之ヲ宮内大臣ニ移牒スヘシ
- 第四條 内大臣府ニ左ノ職員ヲ置ク
 秘書官長 秘書官 屬
- 第五條 秘書官長ハ一人勅任トス他ノ宮内高等官ヨリ兼任ス文書ノ事ヲ掌理ス
(四三年第五號)
 (ヲ以テ改正)
- 第六條 秘書官ハ專任三人奏任トス文書ノ事及庶務ヲ分掌ス
- 第七條 屬ハ判任トス庶務ニ従事ス(四三年第二四)
 (號ヲ以テ改正)

附則(略)

また別に、侍従武官府ありて、侍従武官長および侍従武官を置き、陸海軍の武官を擇んでこれに任じ、天皇に常侍奉仕し、軍事に關する奏上・奉答および命令の傳達に任じ、觀兵・演習・行幸、其の他祭儀・禮典・宴會・謁見等に陪侍扈從せしめらる。その官制は左の如し。

侍従武官府

侍従武官府官制

明治四十一年十二月二十八日勅令第三百十九號

- 第一條 侍従武官府ニ侍従武官長及侍従武官ヲ置ク
- 第二條 侍従武官長ハ陸軍大中將又ハ海軍大中將ヲ以テ之ニ親補ス
- 第三條 侍従武官ハ陸軍將校及海軍將校ヲ以テ之ニ補ス其ノ定員左ノ如シ
 一 陸軍中少將・佐官及大尉 五八
 二 海軍中少將・佐官及大尉 三人
- 第四條 侍従武官長及侍従武官ハ 天皇ニ常侍奉仕シ軍事ニ關スル奏上・奉答及命令ノ傳達ニ任シ觀兵・演習・行幸、其の他祭儀・禮典・宴會・謁見等に陪侍扈從ス
- 第五條 侍従武官長及侍従武官ハ演習其の他軍事上視察ノ爲差遣セララルコトアルヘシ
- 第六條 侍従武官長ハ侍従武官ノ勤務ヲ規定シ且之ヲ監督ス
- 第七條 侍従武官長及侍従武官ハ參謀トス
- 第八條 侍従武官長及侍従武官ハ宮中ニ在リテハ宮内省ノ規定ヲ遵奉スヘシ
- 第九條 侍従武官府ニ陸軍屬及海軍屬各二人ヲ附ス

また、皇族に關する事項は、總べて宮内省の宗秩寮において之を分掌す。宗秩寮は宛かも令制の正親司の如し、すべて皇族の誕生・命名・婚嫁・薨去は、宮内大臣これを公布し、これ等に關する記録は、皇統譜と共に、圖書寮に於いてこれを尙藏

宗秩寮

現代の制度

現代の制度
す。皇室典範第三十
三條、三十四條

皇族の班位に就いては皇族身位令に其の規定あり、即ち左の順序に依る。

- 第一 皇后
- 第二 太皇太后
- 第三 皇太后
- 第四 皇太子
- 第五 皇太子妃
- 第六 皇太孫
- 第七 皇太孫妃
- 第八 親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王

親王・王の班位は、皇位繼承の順序に従ひ、内親王・女王の班位、また之に準ず、但しこの場合において、同順位に在るものは、男を先にし、女を後にす。また親王妃・王妃の班位は、その夫に次ぎ、内親王・女王にして親王妃・王妃なるもの、亦之に同じ。また故皇太子の妃の班位は、皇太子妃に次ぎ、故皇太孫の妃の班位は、皇太孫妃

に次ぎ、親王・王の寡妃の班位は、舊に依るものとす。皇族身位令第一條乃至第四條 一は皇族の班位に就きては、皇族身位令によりて、その詳しきを知るべし。

親王・内親王・王・女王の品位は、皇室典範の制定によりて、之を廢せられたり。これ、皇族は生れながらにして潢流の尊榮に居たまふものなれば、人臣の位階に依りて陞叙するに比すべきに非ざるが故なりとす。皇室典範第五十九條 されど、その叙勳任官に就いては、皇族身位令にその規定あり。即ち、叙勳にありては、

- 皇后は、大婚の約成りたる時、勳一等に叙し、寶冠章を賜ふ。
- 皇太子・皇太孫は、滿七年に達したる後、大勳位に叙し、菊花大綬章を賜ふ。
- 皇太子妃・皇太孫妃は、結婚の約成りたる時、勳一等に叙し、寶冠章を賜ふ。
- 親王は、滿十五年に達したる後、大勳位に叙し、菊花大綬章を賜ふ。
- 親王妃は、結婚の禮を行ふ當日、勳一等に叙し、寶冠章を賜ふ。
- 内親王は、滿十五年に達したる後、勳一等に叙し、寶冠章を賜ふ。
- 王は、滿十五年に達したる後、勳一等に叙し、旭日桐花大綬章を賜ふ。
- 王妃は、結婚の禮を行ふ當日、勳二等に叙し、寶冠章を賜ふ。

皇族の任官

女王は、滿十五年に達したる後、勳二等に叙し、寶冠章を賜ふ。以上、皇族身位令第八條乃至第十六條
また、任官にありては、

皇太子・皇太孫は、滿十年に達したる後、陸軍および海軍の武官に任じたまふ定めなり。されば、畏くも皇太子裕仁親王殿下には、大正元年九月九日を以て、陸軍歩兵少尉に任じ、近衛歩兵第一聯隊附に補し、海軍少尉に任じ、第一艦隊附に補し、また大勳位に叙し、菊花大綬章を授賜あらせられたまへり。

親王・王は、滿十八年に達したる後、特別の事由ある場合を除くの外、陸軍又は海軍の武官に任じたまふこと、其の定めなり。以上、皇族身位令第十七條

家令・家扶・家從

別當および家務監督

宮家すなはち宮號を賜りたる皇族には、その家務を掌理せしめむが爲めに、家令(各一人、奏任家扶、判任家從、判任)を置き、また、宮號を賜りたる親王家には、別當(各一人、勅任)を附屬せしむることを得、親王に非ざる皇族には、家務監督(勅任待遇、名譽職、但し本官有るものは本官の待遇を受く)を附屬せしむることを得る定めなり。これ等皇族附職員の制度は、宛かも令の制に於いて、親王・諸王に、文學・家令・扶・從書吏を附屬せしめたる制に似たり。

皇族附陸海軍武官

また、陸軍武官たる皇族には、皇族附陸軍武官を附屬せしめ、各兵科の佐尉官を以て、これに補し、海軍武官たる皇族には、皇族附海軍武官を附屬せしめ、海軍佐尉官を以て、これに充つ。而してこれ等皇族附武官は、その附屬する皇族の威儀整飾を奉助し、行軍觀兵演習その他の軍務、及び祭儀禮典宴會等に隨從するを任とす。

皇族家名を賜ひ臣籍に降下し給ふこと

皇族が家名を賜ひ臣籍に降下したまふ事に就きては、皇室典範の中には、未だその規定有らざりしが、皇室典範増補および皇族身位令の御制定有るに至りて、その規定を立てられたり。凡そ、王は、勅旨または情願に依り、家名を賜ひ、華族に列せしめらるる事有り。その情願を爲すには、王、滿十五年以上なるを要す。王、もし未成年(皇太子・皇太孫以外の皇族は、滿二十年を以て成年となす)なる時は、情願を爲し又は勅許を請ふに先だち、親權を行ふ父の同意を受くるを要し、若し親權を行ふ父なき時は、其の後見人及び親族會の同意を受くるを要す。かくて華族に列せられたるものは、一家を創立し給ふ事となり、また世襲財産を賜はる事あるべし。皇室典範増補第二十七條、皇族身位令第七條、第三十條

二荒・上野兩伯爵

小松侯爵

王が華族の家督相續人となり、又は華族の養子となり給ふこと

皇室典範の御制定前、明治二十年七月一日、北白川宮芳之王に二荒の家名を賜ひて華族に列し、伯爵を授け賜はりしが、明治四十二年、薨去あらせられたり。その後、明治三十年七月同正雄王に上野の家名を賜ひて華族に列し、伯爵を授け賜ひ、更に明治四十三年七月二十日、勳一等北白川宮輝久王の情願を允したまひて、小松の家名を賜ひて華族に列し、侯爵を授け賜はりたり。

また、王は、勅許に依り華族の家督相續人となり、又は家督相續の目的を以て華族の養子となり給ふことを得べし。この場合に於いて、王もし未成年滿二十年未滿なるときは、勅許を請ふに先立ち、親權を行ふ父の同意を受くるを要し、若し親權を行ふ父なき時は、その後見人および親族會の同意を受くるを要す。また、華族の家督相續人となるに當り、華族の養子とならむとする時、亦之に準ず。王、十五年未滿なるときは、親權を行ふ父、代りて勅許を請ふことを得、若し親權を行ふ父なき時は、その後見人に於いて、親族會の同意を得て、勅許を請ふことを得る定めなり。皇室典範增補第二條、皇族身位令第二十八條、乃至第三十三條

臣籍に入り給へる皇族男子の身分

前述の、王が家名を賜ひて華族に列し、または華族の家督相續人となり、又は華

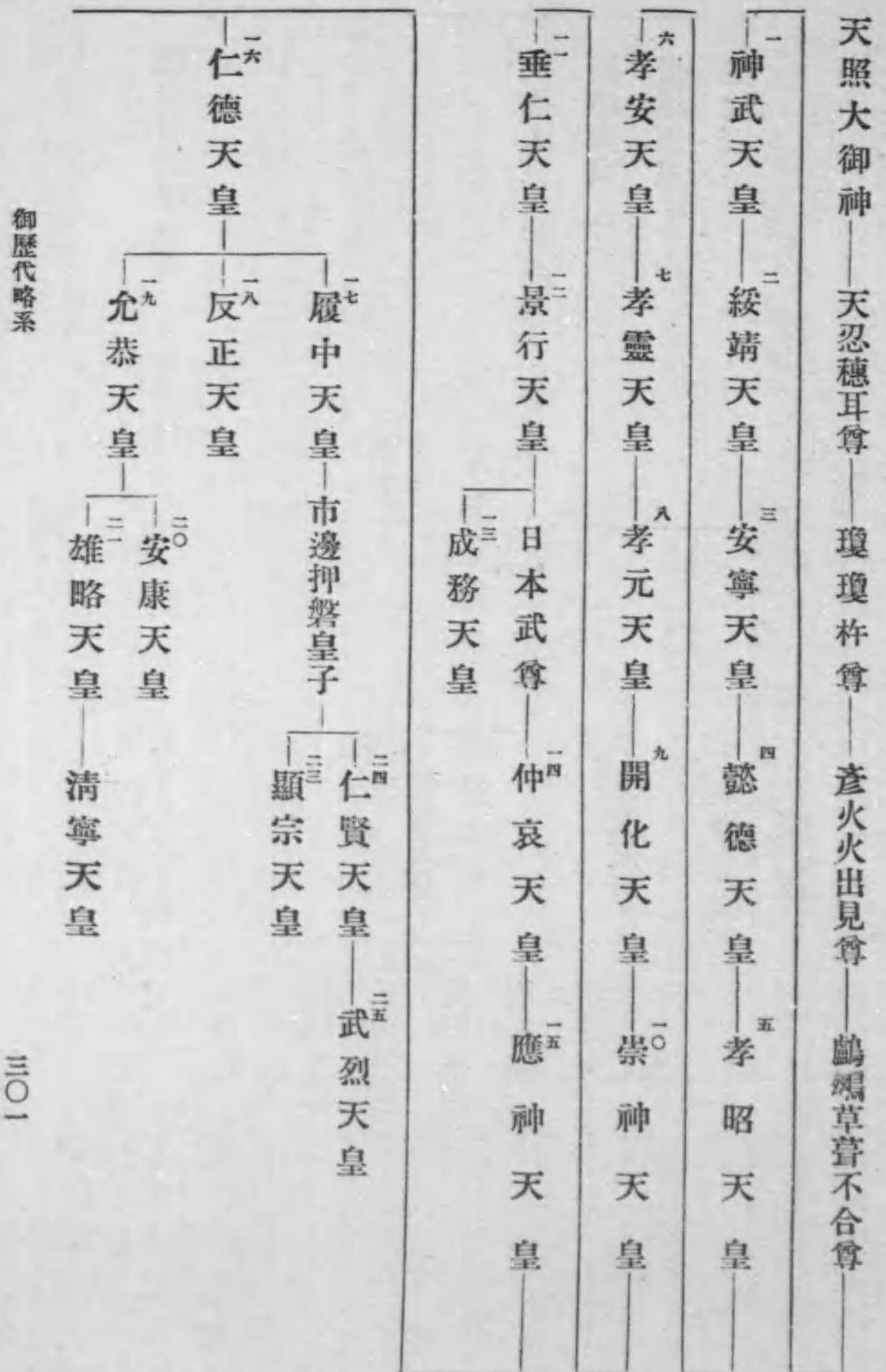
皇族の婚嫁

臣籍に入り給へる皇族女子の身分

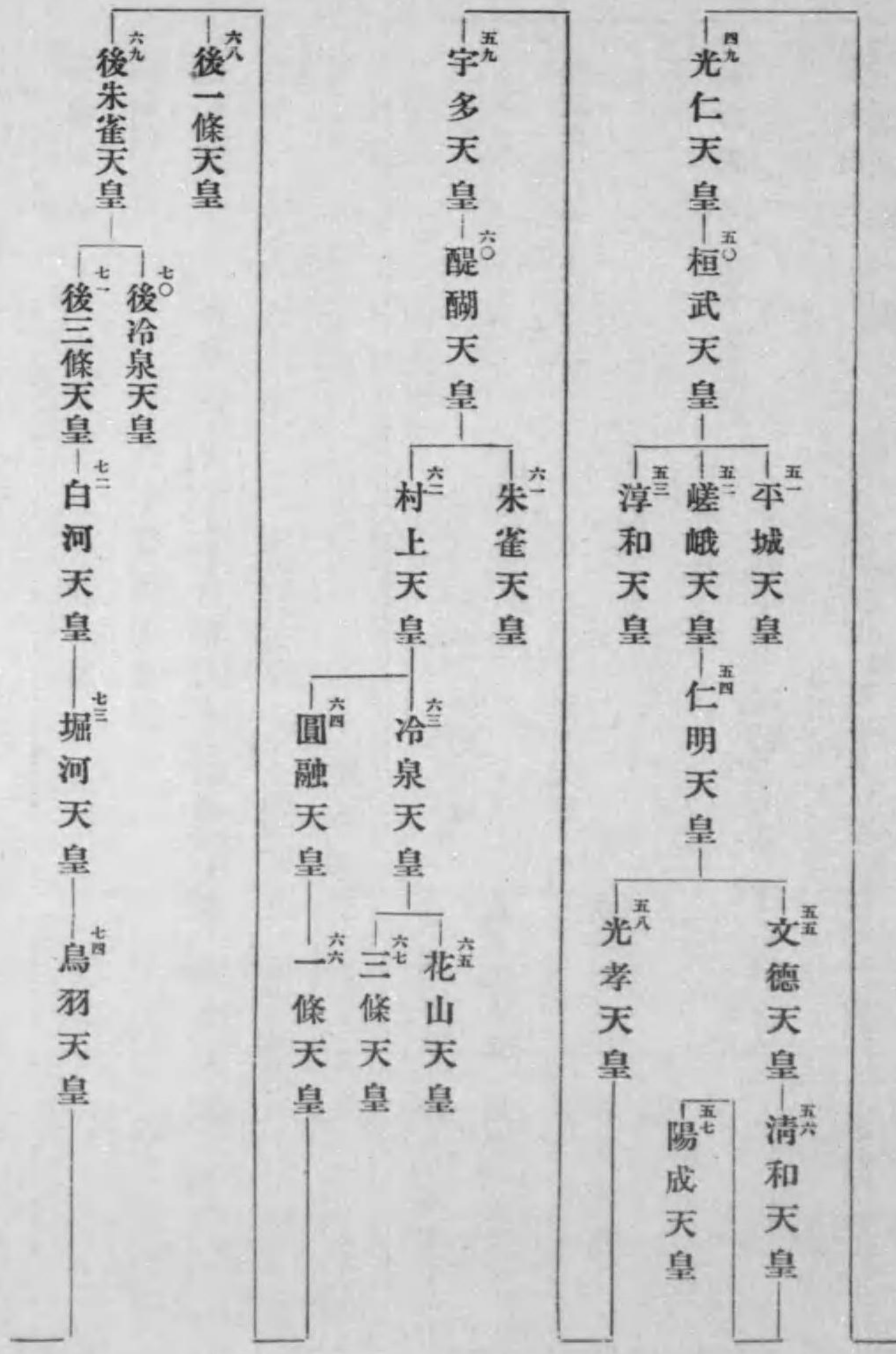
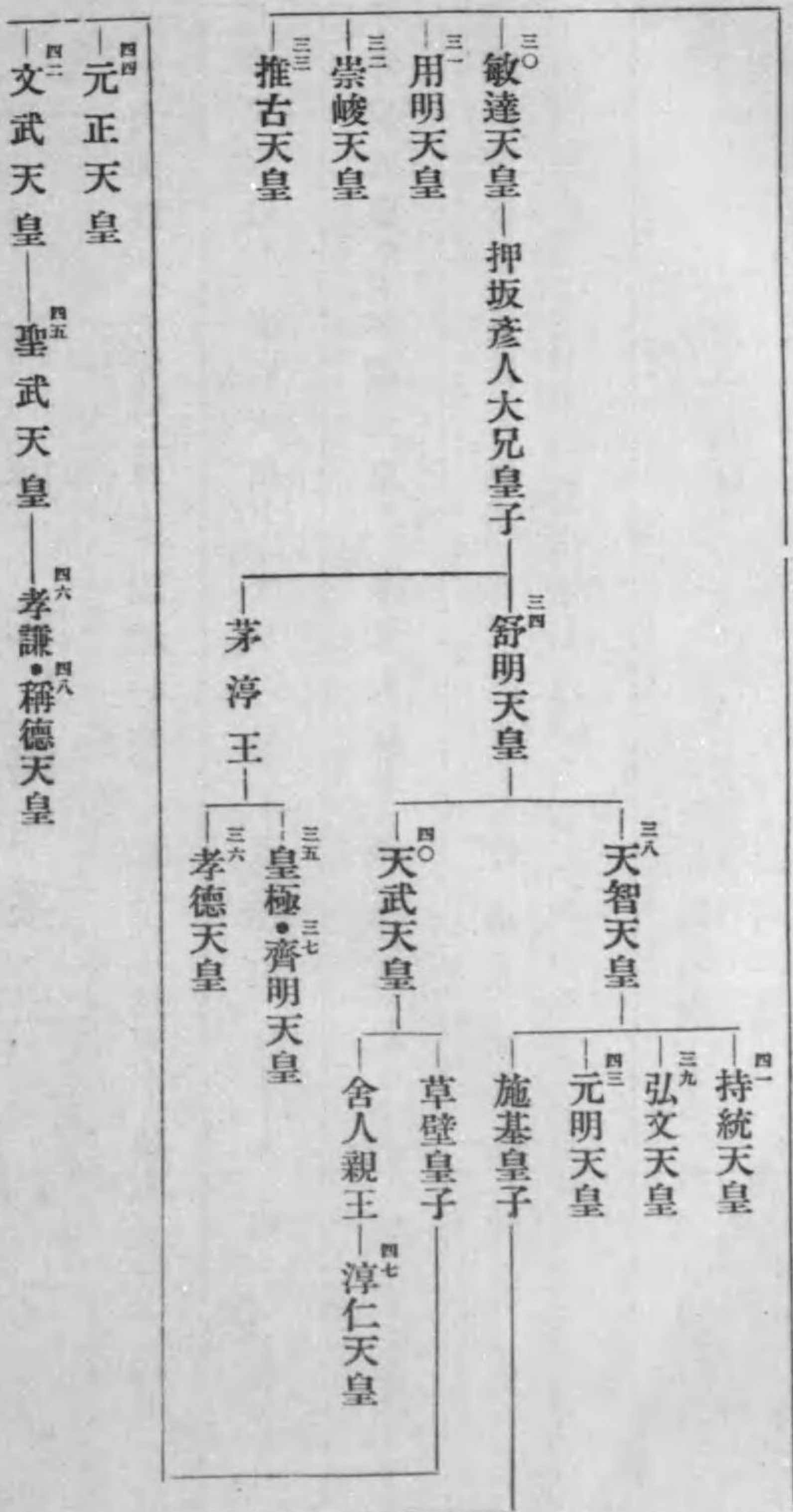
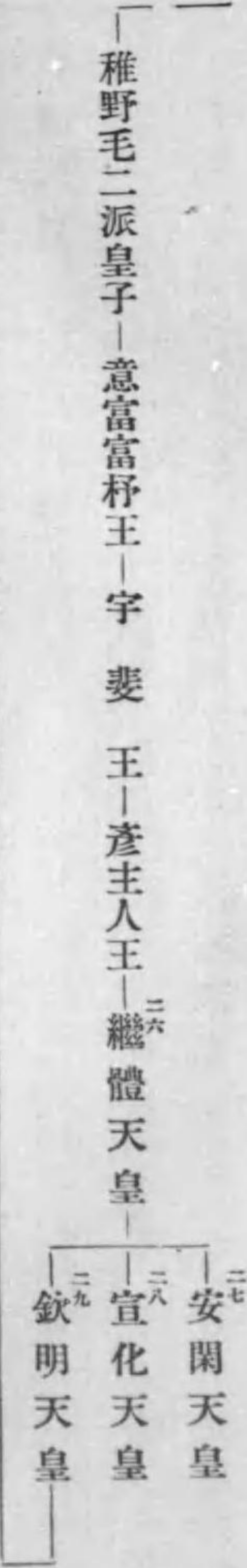
族の養子となりて臣籍に入り給ひたる時は、その配匹・直系卑屬および其の妻は、その家に入り、同じく臣籍に下らるゝなり。かくて愈、臣籍に降下あるときは、賢所・皇靈殿・神殿に謁し、且つ天皇・皇后・太皇太后・皇太后に朝見したまふ。これ實に皇族としての最後の拜辭なりと申すべきなり。皇室典範增補第三十五條、皇而して、一たび臣籍に降りたまへるものは、復び皇族に復したまふ事を得ざる規定なるが故に、皇室典範增補第六條 華族の養子となり給へる皇族男子にして、離縁の場合には、その直系尊屬にして臣籍に入りて創立したる家有るとき其の家に入り、其の家なき時は一家を創立せらるべき定めなり。明治四十三年四月五日法律第三十九號の第一條 皇族の婚嫁は、同族または勅旨に由り特に認許せられたる華族に限り、またその婚約を成す前に、奏請して勅許を経るを要する定めなるが、結婚に依りて臣籍に入り給へる皇族女子は、その夫の籍に入り給へるものなること、勿論なるが故に、皇族の列に在らざるなり。但し、特旨に依り、仍内親王・女王の稱を有せらるゝ事も有るなり。皇室典範第二十二條、第三十條、第四十條、第四十四條 内親王・女王にして臣籍に嫁したまふ時には、結婚の禮を行ふ前に、賢所・皇靈殿・神殿に謁し、且つ天皇・皇后・太

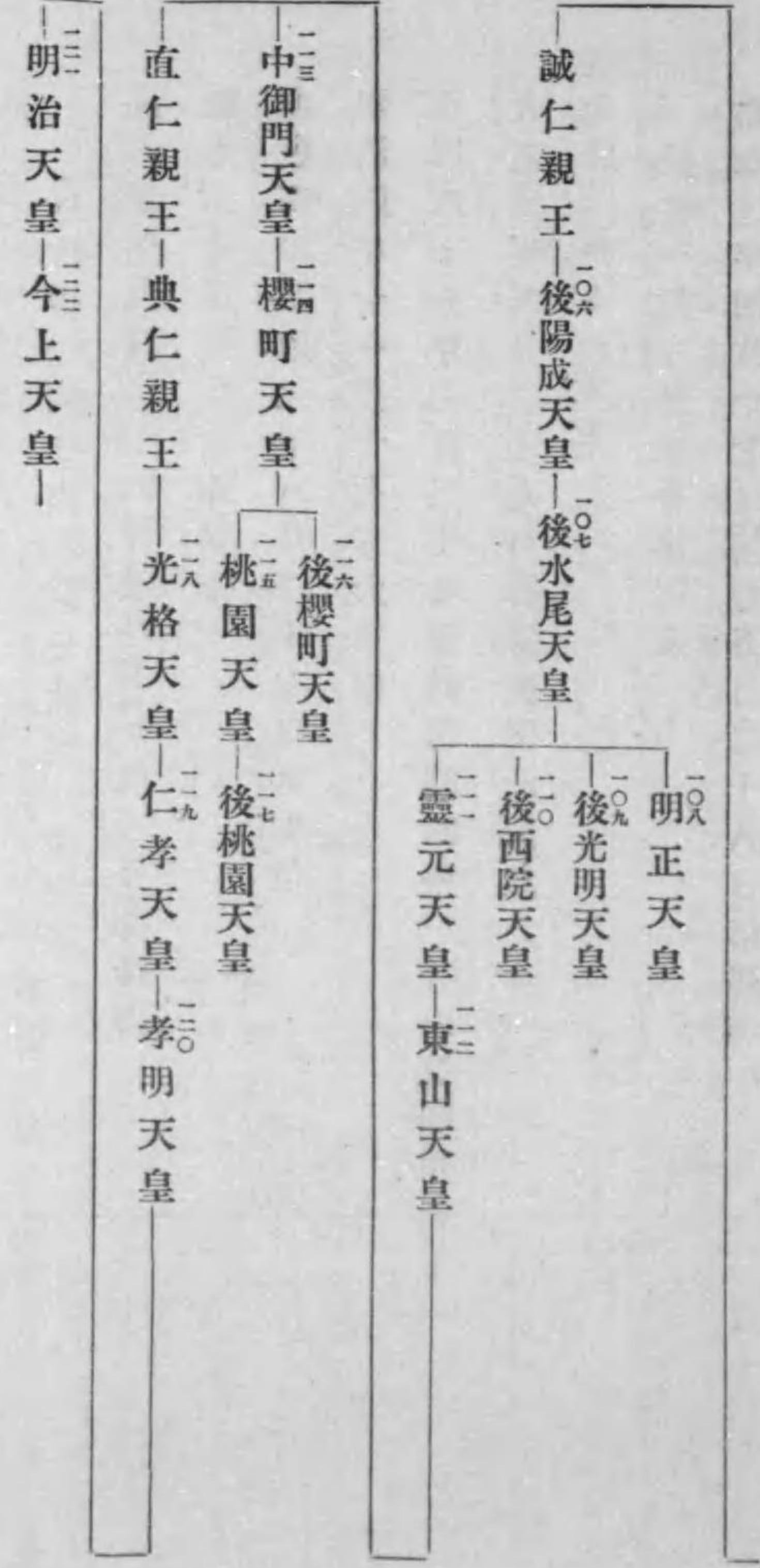
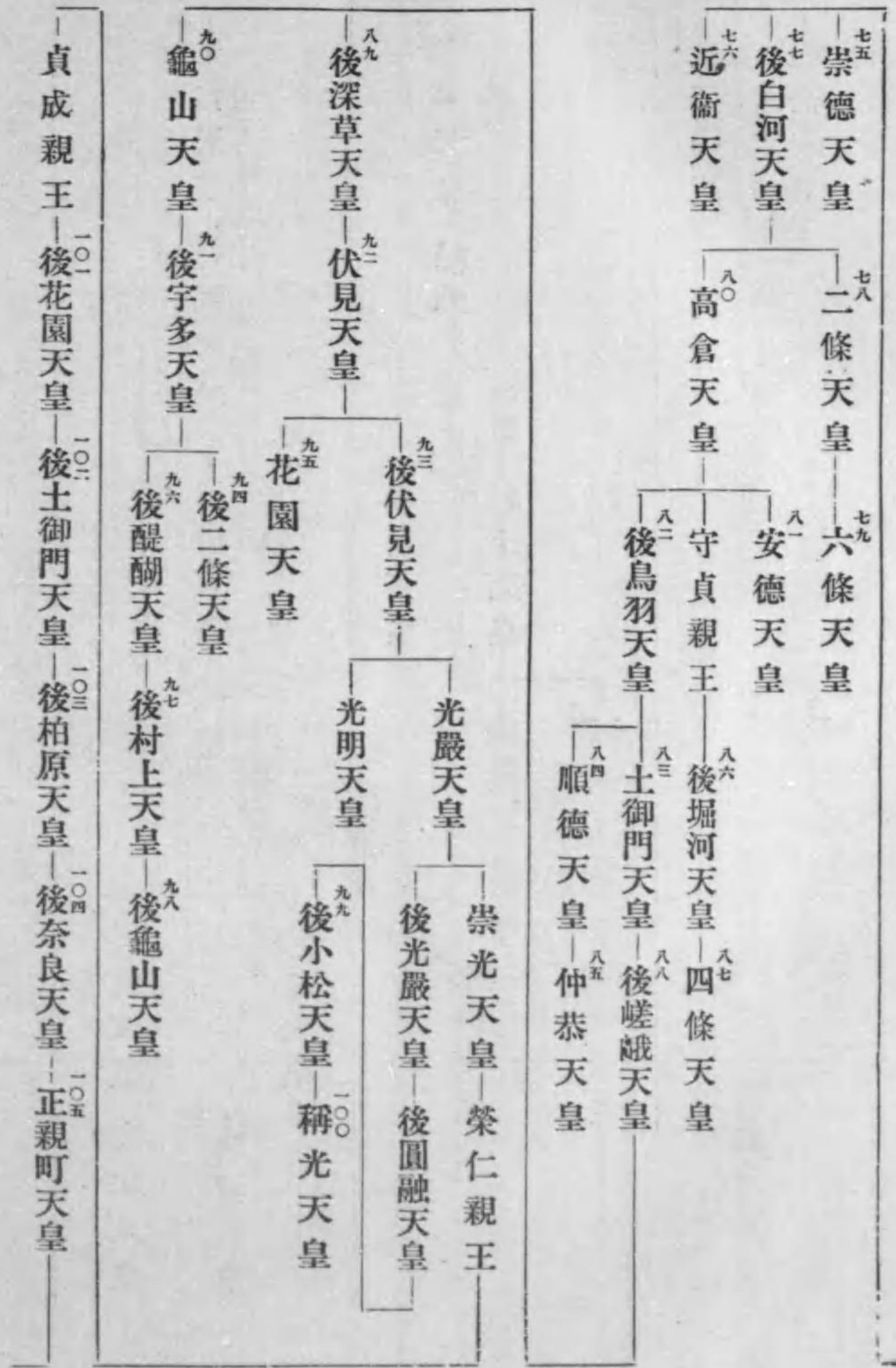
皇太后・皇太后に朝見したまふ。これ亦實に皇族としての最後の拜辭なりとす。而して、その結婚の禮を行ひたまふ當日、宮内大臣はこれを公告す。皇室親族令第二十七條 第二十條 既に華族に嫁し給へる皇族女子にして、若し離婚の場合には、その直系尊屬にして臣籍に入りて創立したる家あるときは其の家に入り、其の家なき時は、一家を創立せらるべき定めなり。明治三十九年四月五日、法律第三十九號の第一條 以上述べたるところは、皇族に關する現在の制度の大要なり。その詳細に就きては、皇室典範・皇室典範増補をはじめとして、別に附録したる諸皇室令を見て、これを知るべし。

御歴代略系



御歴代略系





現代御系譜

明治天皇

御諱 睦仁 ムツヒト

御母 英照皇太后 御諱 夙子 (故從一位九條尙忠女)

實 故從一位中山忠能女 故從一位慶子

嘉永五年九月二十二日 (陽曆十一月三日) 御降誕

慶應三年正月九日 御踐祚

慶應四年 (明治元年) 八月二十七日 御即位

明治四年十一月十七日 大嘗祭

明治四十五年七月三十日 午前零時四拾三分崩御 御年六十一

大正元年八月二十七日 御追號 明治天皇

皇太后 御名 美子 ミコ

故從一位一條忠香第三女

嘉永三年四月十七日 (陽曆五月二十八日) 御降誕

明治元年十二月二十八日 御入内
同日 皇后宣下
大正元年七月三十日 爲皇太后

皇子

御母 葉室光子 (故從二位葉室長順女)

明治六年九月十八日 御誕生 即日天 諡 稚瑞照彦尊

皇女

御母 橋本夏子 (故正二位橋本實麗女)

明治六年十一月十三日 御誕生 即日天 諡 稚高依姬尊

薰子 シメツコ 內親王 御稱號 梅宮

御母 柳原愛子 (故正二位柳原光愛女)

明治八年一月二十一日 御誕生

同 九年六月八日 薨 御年二

敬仁親王 御稱號 建宮

御母 同薰子內親王

明治十年九月二十三日御誕生

同 十一年七月二十六日薨 御年二

今上天皇 御名 嘉仁

御母 皇太后美子

實三位局柳原愛子

明治十二年八月三十一日御降誕 御稱號 明宮

同 二十年八月三十一日儲君御治定

同 二十二年十一月三日立皇太子

大正元年七月三十日御踐祚

皇后 御名 節子

故從一位大勳位公爵九條道孝第四女

明治十七年六月二十五日御誕生

同 三十三年五月十日御入興

韶子內親王 御稱號 滋宮

御母 千種任子故正四位千種有任女

明治十四年八月三日御誕生

同 十六年九月六日薨 御年三

章子內親王 御稱號 增宮

御母 同韶子內親王

明治十六年一月二十六日御誕生

同 年九月八日薨

靜子內親王 御稱號 久宮

御母 園祥子從三位園基祥女

明治十九年二月十日御誕生

同 二十年四月四日薨 御年二

猷仁親王 御稱號 昭宮

御母 同靜子内親王

明治二十年八月二十二日御誕生

同 二十一年十一月十二日薨 御年二

昌子内親王 御稱號 常宮

御母 同靜子内親王

明治二十一年九月三十日御誕生

同 四十一年四月三十日御嫁竹田宮恒久王

房子内親王 御稱號 周宮

御母 同靜子内親王

明治二十三年一月二十八日御誕生

同 四十二年四月二十九日御嫁北白川宮成久王

允子内親王 御稱號 富美宮

御母 同靜子内親王

明治二十四年八月七日御誕生

同 四十三年五月六日御嫁朝香宮鳩彦王

輝仁親王 御稱號 滿宮

御母 同靜子内親王

明治二十六年十一月三十日御誕生

同 二十七年八月十七日薨 御年二

聰子内親王 御稱號 泰宮

御母 同靜子内親王

明治二十九年五月十一日御誕生

多喜子内親王 御稱號 貞宮

御母 同靜子内親王

明治三十年九月二十四日御誕生

同 三十二年一月十一日薨 御年三

裕仁親王 御稱號 迪宮

今上天皇第一皇子 御母 皇后節子

明治三十四年四月二十九日御誕生

大正元年九月九日任陸軍歩兵少尉(補近衛歩兵第一聯隊附)

任海軍少尉(補第一艦隊附) 叙大勳位授菊花大綬章

宣仁親王 御稱號 淳宮

今上天皇第二皇子 御母 同裕仁親王

明治三十五年六月二十五日御誕生

宣仁親王 御稱號 光宮

今上天皇第三皇子 御母 同裕仁親王

明治三十八年一月三日御誕生

大正二年七月六日高松宮ノ御稱號ヲ賜ルベキ旨御沙汰アリ

諸宮家御系譜

一 高松宮

今上天皇

宣仁親王 今上天皇第三皇子

明治三十八年一月三日御誕生

大正二年七月六日高松宮ノ御稱號ヲ賜ルベキ旨御沙汰アラセラル

二 有栖川宮

(第二六八頁參看)

第八代 宣仁親王

明治十九年一月二十四日薨 御年七十四

第九代 宣仁親王

高松宮

明治二十八年一月二十四日薨 御年六十一

妃 董子

故從四位溝口直溥第七女

安政二年五月十二日(陽曆六月二十五日)御誕生

利子女王

伏見宮貞愛親王妃 (伏見宮ノ條參看)

第十代 誠仁親王

文久二年正月十三日(陽曆二月十一日)御誕生

大正二年七月十日薨去 御年五十二

妃 慰子

贈從二位前田慶寧第四女

元治元年二月八日(陽曆三月十五日)御誕生

續子女王

明治十九年九月三十日薨 御年二

裁仁王

明治四十一年四月七日薨 御年二十二

實枝子女王

明治二十四年二月十四日御誕生

同 四十一年十一月八日御歸嫁德川慶久(故公爵德川慶喜嗣子)

三 伏見宮

(第二六三頁參看)

第十九代 邦家親王

明治五年八月五日薨 御年七十一

第二十代 貞教親王

文久二年十月十四日薨 御年二十七

第二十一代 貞愛親王

伏見宮

安政五年四月二十八日(陽曆六月九日)御誕生

妃 利子女王

故有栖川宮幟仁親王第四女

安政五年五月二十一日(陽曆七月一日)御誕生

載仁親王

閑院宮御當主 (閑院宮ノ條參看)

依仁親王

東伏見宮御當主 (華頂宮ノ條參看)

文秀女王

弘化元年正月二十九日(陽曆三月十七日)御誕生

博恭王

貞愛親王第一子(御母河野千代子)

明治八年十月十六日御誕生

同 十六年四月二十三日繼承華頂宮博厚王、後

同 三十七年一月十六日御復歸 (華頂宮ノ條參看)

妃 經子

故從一位勳一等公爵德川慶喜第九女

明治十五年九月二十三日御誕生

邦芳王

貞愛親王第二子(御母妃利子女王)

明治十三年三月十八日御誕生

同 三十七年一月十六日邦芳王不治ノ疾病ノ故ヲ以テ貞愛親王ノ情

願ヲ允シ博恭王ヲ伏見宮ノ繼嗣ト定メ給フ

昭徳王

明治十六年二月六日薨 御年三

禎子女王

明治十八年六月二十七日御誕生

伏見宮
同 三十四年四月六日御歸嫁侯爵山内豊景

博義王

明治三十年十二月八日御誕生

恭子女王

明治三十一年十一月十四日御誕生

博忠王

明治三十五年一月二十六日御誕生

同 三十七年一月十六日繼承華頂宮

博信王

明治三十八年五月二十二日御誕生

敦子女王

明治四十年五月十八日御誕生

知子女王

博英王
明治四十年五月十八日御誕生
大正元年十月十四日御誕生

四華頂宮

伏見宮邦家親王

第一代
博經親王

明治元年正月十日自今被稱華頂宮(元知恩院宮)

同 九年五月二十四日薨 御年二十六

第二代
博厚王

明治十六年二月十五日薨 御年九

貞愛親王

華頂宮

伏見宮御當主 [伏見宮ノ條參看]

博恭王
第三代

明治十六年四月二十三日繼承博厚王、後

明治三十七年一月十六日、博義王・恭子女王御携帶、復歸伏見宮 [伏見宮ノ條參看]

妃 經子

博義王

恭子女王

博忠王
第四代

明治三十五年一月二十六日御誕生

同 三十七年一月十六日繼承華頂宮 [伏見宮ノ條參看]

五山階宮

伏見宮邦家親王

晃親王
第一代

文久四年正月十八日自今被稱山階宮(元勸修寺宮)

明治三十一年二月十七日薨 御年八十二

菊麿王
第二代

明治四十一年五月二日薨 御年三十六

妃 範子

故從一位大勳位公爵九條道孝第二女

明治三十四年十一月十一日薨 御年二十八

妃 常子

故從一位勳一等公爵島津忠義第三女

明治七年二月七日御誕生

第三代
武彦王

明治三十一年二月十三日御誕生

芳麿王

明治三十三年七月五日御誕生

安子女王

明治三十四年十月三十一日御誕生

藤麿王

明治三十八年二月二十五日御誕生

萩麿王

明治三十九年四月二十一日御誕生

茂麿王

明治四十一年四月二十九日御誕生

六 賀 陽 宮

久邇宮朝彥親王

伏見宮邦家親王御子 久邇宮第一代(久邇宮ノ條參看)

第一代
邦憲王

明治二十五年十二月十七日自今賀陽宮ト稱セラレ

同 四十二年十二月八日薨 御年四十三

妃 好子

故從一位侯爵醍醐忠順第一女

慶應元年十月二十日(陽曆十二月七日)御誕生

由紀子女王

明治二十八年十一月二十三日御誕生

第二代
桓憲王

明治三十三年一月二十七日御誕生

佐紀子女王

明治三十六年三月三十日御誕生

七久邇宮

伏見宮邦家親王

第一代
朝彥親王

文久三年御復飾稱中川宮(元青蓮院宮)尋改稱賀陽宮

明治三年復籍伏見宮

同 八年五月二十日自今久邇宮ト可稱旨被仰出

同 二十四年十月二十九日薨 御年六十八

王女 智當宮

慶應二年八月六日薨 御年三

王子 武智宮

慶應元年十一月二十四日薨 御年一

邦憲王

賀陽宮御創立 (賀陽宮ノ條參看)

榮子女王

明治元年正月二十五日御誕生

同 三十二年九月二十六日御歸嫁子爵東園基愛

安喜子女王

明治三年六月八日御誕生

同 二十三年十二月二十四日御歸嫁故池田詮政

飛呂子女王

明治二十二年十一月二十二日薨 御年十九

絢子女王

明治五年四月二十五日御誕生

同 二十五年十二月二十六日御歸嫁故子爵竹内惟忠

邦彦王

明治六年七月二十三日御誕生

妃 觀子

故從一位勳一等公爵島津忠義第七女

明治十二年十月十九日御誕生

守正王

梨本宮御當主 (梨本宮ノ條參看)

多嘉王

明治八年八月十七日御誕生

妃 靜子

從三位子爵水無瀬忠輔第一女

明治十七年九月二十五日御誕生

素子女王

明治九年三月二十七日御誕生

同 二十六年十一月十五日御歸嫁仙石政敬

暢王

明治十年八月七日薨 御年二

懷子女王

明治十二年七月十六日薨 御年二

篤子女王

明治十一年十月十六日御誕生

同 三十九年十月二十八日御歸嫁伯爵壬生基義

王子

明治十四年九月二十四日御誕生 即日薨

久邇宮

鳩彦王

朝香宮御當主〔朝香宮ノ條參看〕

稔彦王

東久邇宮御當主〔東久邇宮ノ條參看〕

發子女王

明治四十四年四月十六日御誕生

賀彦王

明治四十五年五月二十九日御誕生

朝融王

明治三十四年二月二日御誕生

邦久王

明治三十五年三月十日御誕生

三二八

良子女王

明治三十六年三月六日御誕生

信子女王

明治三十七年三月三十日御誕生

智子女王

明治三十九年九月一日御誕生

邦英王

明治四十三年五月十六日御誕生

八 梨 本 宮

伏見宮貞敬親王

邦家親王

梨本宮

三二九

梨本宮

第一代
守脩親王

明治元年御復飾稱梶井宮

明治三年十一月三十日自今被稱梨本宮

明治十四年九月一日薨 御年六十三

三三〇

朝彦親王

明治八年五月二十日自今被稱久邇宮 (久邇宮ノ條參看)

第二代
守正王

明治七年三月九日御誕生

同 十八年十二月二日繼承守脩親王後

妃 伊都子

正二位勳一等侯爵鍋島直大第二女

明治十五年二月二日御誕生

方子女王

明治三十四年十一月四日御誕生

親子女王

明治四十年四月二十七日御誕生

九朝 香宮

久邇宮朝彦親王

第一代
朝彦王

明治二十年十月二日御誕生

同 三十九年三月三十一日朝香宮ノ御稱號ヲ賜フ

妃 允子内親王 御稱號富美宮

今上天皇皇妹

朝香宮

三三一

明治二十四年八月七日御誕生
同 四十三年五月六日御結婚

紀久子女王

明治四十四年九月十二日御誕生

孚彦王

大正元年十月八日御誕生

十 東久邇宮

久邇宮朝彦親王

第一代
稔彦王

明治二十年十二月三日御誕生

同 三十九年十一月三日東久邇宮ノ御稱號ヲ賜フ

十一 小松宮

伏見宮邦家親王

第一代
彰仁親王 初名嘉彰親王

明治三年二月二十日、自今東伏見宮ト被稱(元仁和寺宮)

同 十五年十二月二十八日、小松宮ト御改稱、御名嘉彰ヲ彰仁ト被改

同 三十六年二月十八日薨 御年五十八

妃 頼子

故從三位有馬頼成第一女

嘉永五年六月十八日(陽曆八月三日)御誕生

依仁親王

明治十八年十二月二日爲彰仁親王繼嗣

同 三十六年二月二日彰仁親王ノ情願ニ依リ小松宮ノ繼嗣ヲ止メ依

仁親王ニ東伏見宮ノ稱號ヲ允可シ給フ (東伏見宮ノ條參看)

小松宮

十二 北白川宮

伏見宮邦家親王

第一代
智成親王

明治元年正月御復飾、照高院宮ト被稱(元聖護院宮)

同 三年十一月三十日、自今北白川宮ト被稱

同 五年正月二日薨 御年十七

第二代
能久親王

明治二年御復飾、入伏見宮籍(元輪王寺門跡宮)

同 五年三月二十二日、思召ヲ以テ北白川宮御相續

同 二十八年十一月五日薨 御年四十九

妃 富子

故從一位大勳位公爵島津久光養女實、故正二位勳四等侯爵伊達宗

德第二女

文久二年閏八月八日(陽曆十月一日)御誕生

恒久王

竹田宮御當主 (竹田宮ノ條參看)

延久王

明治十九年六月二十八日薨 御年二

滿子女王

明治三十七年十一月十四日御歸嫁甘露寺受長

第三代
成久王

明治二十年四月十八日御誕生

妃

房子内親王 御稱號周宮

今上天皇皇妹

明治二十三年一月二十八日御誕生

同 四十二年四月二十九日御結婚

貞子女王

明治二十年八月六日御誕生

同 三十六年二月六日御歸嫁有馬頼寧

輝久王

明治二十一年八月十二日御誕生

同 四十三年七月二十日、輝久王ノ情願ヲ允シ、賜フニ小松ノ姓ヲ以テシ、華族ニ列シ、侯爵ヲ授ケ賜フ

武子女王

明治二十三年三月二十八日御誕生

同 四十四年四月十七日御歸嫁子爵保科正昭

信子女王

明治二十五年一月二十二日薨 御年二

擴子女王

明治二十八年五月二十八日御誕生

永久王

明治四十三年二月十九日御誕生

美年子女王

明治四十四年五月六日御誕生

佐和子女王

大正二年十月二十一日御誕生

十三 竹田宮

北白川宮能久親王

第一代 恒久王

明治十五年九月二十二日御誕生

同 三十九年三月三十一日、竹田宮ノ御稱號ヲ賜フ

妃 昌子内親王 御稱號常宮

今上天皇皇妹

明治二十一年九月三十日御誕生

同 四十一年四月三十日御結婚

竹田宮

恒德王

明治四十二年三月四日御誕生

禮子女王

大正二年七月四日御誕生

十四 閑院宮

〔第二七一頁參看〕

伏見宮邦家親王

第六代
載仁親王

慶應元年九月二十二日(陽曆十一月十日)御誕生

明治五年正月十日閑院宮御相續承愛仁親王後

妃 智恵子

故正一位大勳位公爵三條實美第二女

明治五年五月二十五日(陽曆六月三十日)御誕生

篤仁王

明治二十七年七月九日御誕生 翌日薨

恭子女王

明治二十九年五月十三日御誕生

茂子女王

明治三十年五月二十九日御誕生

季子女王

明治三十一年十一月二日御誕生

春仁王

明治三十五年八月三日御誕生

寬子女王

明治三十九年二月二十二日御誕生

華子女王

明治四十二年六月三十日御誕生

十五 東伏見宮

伏見宮邦家親王

小松宮彰仁親王

依仁親王

慶應三年九月十九日(陽曆十月十六日)御誕生

明治十八年十二月二日爲小松宮彰仁親王繼嗣

同 三十六年二月二日、小松宮彰仁親王ノ情願ニ依リ小松宮ノ繼嗣ヲ止

メ依仁親王ニ東伏見宮ノ稱號ヲ允可シ給フ

妃 周子

故從一位勳一等公爵岩倉具定第一女

明治九年八月二十九日御誕生

附 錄

大日本帝國憲法

明治二十二年二月十一日(官報號外)

皇室典範及ヒ帝國憲法制定ニツキテノ御告文

告 文

皇 朕

皇 祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇 祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇室典範及ヒ帝國憲法制定ニツキテノ御告文

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛

シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

大日本帝國憲法

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシムル國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ

有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ
繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ
依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘ
シ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來
ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣	伯爵	黑田清隆
樞密院議長	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	大隈重信
海軍大臣	伯爵	西郷從道
農商務大臣	伯爵	井上馨
司法大臣	伯爵	山田顯義
大藏大臣兼內務大臣	伯爵	松方正義

陸軍大臣	伯爵	大山巖
文部大臣	子爵	森有禮
逓信大臣	子爵	板本武揚

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會・閉會・停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ
帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルト
キハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福

ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及ヒ文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位・勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦・特赦・減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ

及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕・監禁・審問・處罰ヲ受クルコト

ナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、

コトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ

侵入セラレ及搜索セラレ、コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サル、コ

トナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於

テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論・著作・印行・集會及結社ノ自由ヲ

有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院・衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族・華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ノ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出ス

ルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會・閉會・會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セララルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘

密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各、天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說・刊行・筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セララルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララル、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セララル、コトナシ懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審・判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出・歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處

分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

七十二條 國家ノ歲出・歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ヲ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス